

資料 1 - 4

# 長野県地域防災計画

## 風水害対策編

令和 3 年度修正(案)  
(令和 3 年 12 月)

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
第2節 防災の基本理念及び施策の概要		
<p>1 防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び県民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）</u>の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防</p> <p>イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。</p> <p>(ウ) 県民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により<u>県民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</u></p> <p>(オ) <u>災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。</u></p> <p><u>(カ) 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I ・ I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</u></p> <p><u>(キ) 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての県民が災害から自らの命を守るためには、県民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。</u></p>	<p>1 防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び県民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、<u>災害時</u>の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防</p> <p>イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。</p> <p>(ウ) 県民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により<u>国民の防災活動の環境を整備する。</u></p> <p>(オ) <u>発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	国の防災基本計画に合わせて修正

<p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(ア) <u>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</u></p> <p>(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍県民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</p> <p>(ア) <u>災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。</u></p> <p>(イ) <u>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。</u></p> <p>(ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。</p> <p>(エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。</p> <p>(オ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。</p> <p>(カ) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。</p> <p>(キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。</p> <p>(ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p> <p>(ケ) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、<u>災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u></p> <p>(コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。</p>	<p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(ア) <u>発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</u></p> <p>(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍県民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</p> <p>(ア) <u>災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。</u></p> <p>(イ) <u>発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。</u></p> <p>(ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。</p> <p>(エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。</p> <p>(オ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。</p> <p>(カ) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。</p> <p>(キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。</p> <p>(ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p> <p>(ケ) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>(コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。</p>	
--	--	--

<p>(サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。</p> <p>(シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。</p> <p>2 県、市町村、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画</li> <li>(2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員<u>に占める女性の割合を高めるよう取り組む</u>など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立</li> </ol>	<p>(サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。</p> <p>(シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。</p> <p>2 県、市町村、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画</li> <li>(2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員<u>への任命</u>など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立</li> </ol>	
--	---	--

新	旧	修正理由・備考								
<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p><b>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>6 指定地方公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(12)(社福)長野県社会 福祉協議会</td><td>災害ボランティアに関すること。 災害派遣福祉チーム <u>(DWAT)</u> に関すること。</td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(12)(社福)長野県社会 福祉協議会	災害ボランティアに関すること。 災害派遣福祉チーム <u>(DWAT)</u> に関すること。	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p><b>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>6 指定地方公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(12)(社福)長野県社会 福祉協議会</td><td>災害ボランティアに関すること。 災害派遣福祉チームに関すること。</td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(12)(社福)長野県社会 福祉協議会	災害ボランティアに関すること。 災害派遣福祉チームに関すること。	国の防災基本 計画に合わせ て修正
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱									
(12)(社福)長野県社会 福祉協議会	災害ボランティアに関すること。 災害派遣福祉チーム <u>(DWAT)</u> に関すること。									
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱									
(12)(社福)長野県社会 福祉協議会	災害ボランティアに関すること。 災害派遣福祉チームに関すること。									

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第1節 風水害に強い県づくり</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 風水害に強い県土づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(カ) 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「総合土砂災害対策推進連絡会」等を活用し、国、市町村、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</p> <p>(キ) <u>大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>(カ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>a <u>治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</u></p> <p>b <u>洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警 戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置をとる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市町村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の</u></p>	<p><b>第1節 風水害に強い県づくり</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 風水害に強い県土づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>((ア)～(カ)略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>a <u>洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警 戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置をとる。</u></p>	<p>風水害対策に係る組織体について追記</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p><u>設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。</u></p> <p>c 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。</p> <p>d 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るために、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p> <p>e 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、<u>豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ</u>、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進</p> <p>(g) 洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川<u>等</u>について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、<u>浸水範囲</u>等を公表するとともに、関係市町村長への通知</p> <p>(j) <u>土石災害のおそれのある箇所</u>における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進 特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施</p> <p>(イ) 風水害に対する建築物等の安全性の確保</p> <p>d 強風による<u>屋根瓦の脱落・飛散防止を含む</u>落下物の防止対策を図る。</p> <p>(ウ) ライフライン施設の機能の確保</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、<u>廃棄物処理施設</u>等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p>	<p>b 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。</p> <p>c 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るために、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p> <p>d 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進</p> <p>(g) 洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、<u>浸水継続時間</u>等を公表するとともに、関係市町村長への通知</p> <p>(j) <u>土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等</u>における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進 特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施</p> <p>(イ) 風水害に対する建築物等の安全性の確保</p> <p>d 強風による落下物の防止対策を図る。</p> <p>(ウ) ライフライン施設<u>等</u>の機能の確保</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や<u>廃棄物処理施設</u>の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、</p>
--	--

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

(エ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、**災害時の災害応急対策、災害復旧・復興**を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図る。

d 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(別記参照)

(別記) 防災機能を有する道の駅一覧

No	所在地	道の駅名称	路線名	整備手法	施設管理者又は占有者	防災機能		駐車場面積(m <sup>2</sup> )
						活動拠点※1	ヘリポート	
1	佐久市伴野7番地1	ヘルシーテラス佐久南	(国)142号	単独型	佐久市	○		5,263 m <sup>2</sup>
2	佐久市甲2177番地1	ほっとば~く・浅科	(国)142号	一体型(県)	長野県	○		3,195 m <sup>2</sup>
3	上田市小泉字塩田川原2575番地2	上田 道と川の駅	(国)18号	一体型(国)	国土交通省	○	○	7,600 m <sup>2</sup>
4	東御市布下35番地4	みまき	(主)諏訪白樺湖小路館	一体型(県)	長野県	○		2,490 m <sup>2</sup>
5	長和町古町2424番地19	マルメロの駅ながと	(国)152号	一体型(県)	長野県	○		9,000 m <sup>2</sup>
6	青木村大字村松26番地1	あおき	(国)143号	一体型(県)	長野県	○	○	2,909 m <sup>2</sup>
7	富士見町落合1984番地1	信州薫木宿	(国)20号	一体型(国)	国土交通省	○		9,000 m <sup>2</sup>
8	飯島町田切2598-1	花の里いいじま	(主)飯島飯田線	一体型(県)	長野県	○		4,540 m <sup>2</sup>
9	飯島町七久保2252番地	田切の里	(国)153号	一体型(県)	長野県	○		4,727 m <sup>2</sup>
10	南箕輪村2358番地5	大芝高原	(村)3134号	単独型	南箕輪村	○		8,728 m <sup>2</sup>
11	飯田市南信濃和田456	遠山郷	(国)152号	単独型	飯田市	○		3,705 m <sup>2</sup>
12	阿南町新野2700	信州新野千石平	(国)151号	一体型(県)	長野県	○		3,637 m <sup>2</sup>
13	平谷村321番地	信州平谷	(国)153号	一体型(国)	国土交通省	○		9,250 m <sup>2</sup>
14	大鹿村大字大河原390	歌舞伎の里大鹿	(国)152号	単独型	大鹿村	○		1,700 m <sup>2</sup>
15	木祖村大字薮原163番地1	木曾川渓流の里 さそむら	(国)19号	単独型	木祖村	○		2,130 m <sup>2</sup>
16	大桑村大字野尻160番地の27	大桑	(国)19号	一体型(国)	国土交通省	○		2,810 m <sup>2</sup>
17	塩尻市大字塩尻町1090番地	小坂田公園	(国)20号	単独型	塩尻市	○		8,900 m <sup>2</sup>
18	塩尻市大字木曾平沢2272番地7	木曾ならかわ	(国)19号	一体型(国)	国土交通省	○		3,990 m <sup>2</sup>
19	塩尻市大字奈良井1346番の3	奈良井木曾の大橋	(国)19号	一体型(国)	国土交通省	○		4,260 m <sup>2</sup>
20	筑北村坂北4340番地	さかきた	(国)403号	一体型(県)	長野県	○		2,090 m <sup>2</sup>
21	小谷村大字北 小谷1861番地1	小谷	(国)148号	一体型(県)	小谷村	○		5,520 m <sup>2</sup>
22	小布施町大字大島601番地	オアシスおぶせ	(一)村山小布施停車場跡	単独型	小布施町	○		15,000 m <sup>2</sup>
23	山ノ内町大字佐野393番地2	北信州やまのうち	(国)292号	一体型(県)	長野県	○		4,460 m <sup>2</sup>
24	長野市中条住良木1704番地	中条	(主)長野大町線	一体型(県)	長野県	○		3,100 m <sup>2</sup>
25	信濃町大字柏原1260番地4	しなの	(国)18号	一体型(国)	国土交通省	○		5,190 m <sup>2</sup>
26	小川村大字高府1502番地2	おがわ	(主)長野大町線	単独型	小川村	○		2,000 m <sup>2</sup>
27	野沢温泉村大字虫生2375	野沢温泉	(国)117号	単独型	野沢温泉村	○		3,900 m <sup>2</sup>
28	佐久穂町畑清水町	(仮称)八千穂高原C	(国)299号	一体型(県)	長野県	○※2		未定

※1 活動拠点の役割

緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の活動拠点

緊急交通路確保のための応急復旧活動拠点・放置車両等の移動先等

※2 今後整備予定

代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

(エ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、**風水害が発生した場合**の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図る。

d 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(別記参照)

(別記) 防災機能を有する道の駅一覧

No	所在地	道の駅名称	路線名	整備手法	防災機能		駐車場面積(m <sup>2</sup> )
					活動拠点※1	ヘリポート	
1	佐久市伴野7番地1	ヘルシーテラス佐久南	(国)142号	単独型	○		5,263 m <sup>2</sup>
2	佐久市甲2177番地1	ほっとば~く・浅科	(国)142号	一体型(県)	○		3,195 m <sup>2</sup>
3	上田市小泉字塩田川原2575番地2	上田 道と川の駅	(国)18号	一体型(国)	○	○	7,600 m <sup>2</sup>
4	東御市布下35番地4	みまき	(主)諏訪白樺湖小路館	一体型(県)	○		2,490 m <sup>2</sup>
5	長和町古町2424番地19	マルメロの駅ながと	(国)152号	一体型(県)	○		9,000 m <sup>2</sup>
6	青木村大字村松26番地1	あおき	(国)143号	一体型(県)	○	○	2,909 m <sup>2</sup>
7	富士見町落合1984番地1	信州薫木宿	(国)20号	一体型(国)	○		9,000 m <sup>2</sup>
8	飯島町田切2598-1	花の里いいじま	(主)飯島飯田線	一体型(県)	○		4,540 m <sup>2</sup>
9	飯島町七久保2252番地	田切の里	(国)153号	一体型(県)	○		4,727 m <sup>2</sup>
10	南箕輪村2358番地5	大芝高原	(村)3134号	単独型	○		8,728 m <sup>2</sup>
11	飯田市南信濃和田456	遠山郷	(国)152号	単独型	○		3,705 m <sup>2</sup>
12	阿南町新野2700	信州新野千石平	(国)151号	一体型(県)	○		3,637 m <sup>2</sup>
13	平谷村321番地	信州平谷	(国)153号	一体型(国)	○		9,250 m <sup>2</sup>
14	大鹿村大字大河原390	歌舞伎の里大鹿	(国)152号	単独型	○		1,700 m <sup>2</sup>
15	木祖村大字薮原163番地1	木曾川渓流の里 さそむら	(国)19号	単独型	○		2,130 m <sup>2</sup>
16	大桑村大字野尻160番地の27	大桑	(国)19号	一体型(国)	○		2,810 m <sup>2</sup>
17	塩尻市大字塩尻町1090番地	小坂田公園	(国)20号	単独型	○		8,900 m <sup>2</sup>
18	塩尻市大字木曾平沢2272番地7	木曾ならかわ	(国)19号	一体型(国)	○		3,990 m <sup>2</sup>
19	塩尻市大字奈良井1346番の3	奈良井木曾の大橋	(国)19号	一体型(国)	○		4,260 m <sup>2</sup>
20	筑北村坂北4340番地	さかきた	(国)403号	一体型(県)	○		2,090 m <sup>2</sup>
21	小谷村大字北 小谷1861番地1	小谷	(国)148号	一体型(県)	○		5,520 m <sup>2</sup>
22	小布施町大字大島601番地	オアシスおぶせ	(一)村山小布施停車場跡	単独型	○		15,000 m <sup>2</sup>
23	山ノ内町大字佐野393番地2	北信州やまのうち	(国)292号	一体型(県)	○		4,460 m <sup>2</sup>
24	長野市中条住良木1704番地	中条	(主)長野大町線	一体型(県)	○		3,100 m <sup>2</sup>
25	信濃町大字柏原1260番地4	しなの	(国)18号	一体型(国)	○		5,190 m <sup>2</sup>
26	小川村大字高府1502番地2	おがわ	(主)長野大町線	単独型	○		2,000 m <sup>2</sup>
27	野沢温泉村大字虫生2375	野沢温泉	(国)117号	単独型	○		3,900 m <sup>2</sup>
28	佐久穂町畑清水町	(仮称)八千穂高原C	(国)299号	一体型(県)	○		未定

※活動拠点の役割

緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の活動拠点

緊急交通路確保のための応急復旧活動拠点・放置車両等の移動先等

市町村地域防災計画に位置付けられたため追加

<p>g 災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p> <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>a 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>b 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。</p> <p>c 土砂災害警戒区域の指定を受けた市町村は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民等に周知するよう努めるものとする。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>d 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置をとるものとする。<u>なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市町村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。</u></p> <p>e 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</p> <p>f 特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る市町村及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策</p>	<p>g 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p> <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>a 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。</p> <p>b 土砂災害警戒区域の指定を受けた市町村は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民等に周知するよう努めるものとする。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>c 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置をとるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	--	------------------------

<p><u>計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。</u></p> <p>g 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努めるものとする。</p> <p>h 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るために、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p>i 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>(a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、<u>豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ</u>、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、<u>移転等も促進</u>都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進</p> <p>(e) <u>浸水想定区域</u>の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める</p> <p>(j) <u>洪水浸水想定区域</u>が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。</p> <p>(k) <u>土石災害のおそれのある個所</u>における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進 特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施</p> <p>(イ) 風水害に対する建築物等の安全性</p> <p>d 強風による<u>屋根瓦の脱落・飛散防止を含む</u>落下物の防止対策を図るものとする。</p> <p>(ウ) ライフライン施設の機能の確保</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水</p>	<p>d 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努めるものとする。</p> <p>e 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るために、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p>f 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>(a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進</p> <p>(e) <u>洪水浸水想定区域、又は雨水出水浸水想定区域</u>（以下「<u>浸水想定区域</u>」といふ。）の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める</p> <p>(j) <u>洪水予報河川等</u>に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。</p> <p>(k) <u>土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等</u>における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進 特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施</p> <p>(イ) 風水害に対する建築物等の安全性</p> <p>d 強風による落下物の防止対策を図るものとする。</p> <p>(ウ) ライフライン施設<u>等</u>の機能の確保</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水</p>
--	--

<p>道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、<u>廃棄物処理施設</u>等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 次章以降に掲げる、<u>災害時</u>の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。</li> <li>e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</li> </ul> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、<u>災害時</u>の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>i 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p> <p><b>ウ【関係機関が実施する計画】</b></p> <p>(イ) ライフライン施設の機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、<u>廃棄物処理施設</u>等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</li> <li>c <u>ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</u></li> <li>d コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。</li> <li>e 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくものとする。</li> </ul> <p>また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について</p>	<p>道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や<u>廃棄物処理施設</u>の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 次章以降に掲げる、<u>風水害が発生した場合</u>の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。</li> <li>e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</li> </ul> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、<u>発災時</u>の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>ウ【関係機関が実施する計画】</b></p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や<u>廃棄物処理施設</u>の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</li> <li>c <u>コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。</u></li> <li>d 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくものとする。</li> </ul> <p>また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について</p>
--	--

<p>て、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくものとする。</p> <p>なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。</p> <p>(ウ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、<u>災害時</u>の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。</p> <p><b>エ 【建築物の所有者等が実施する計画】</b></p> <p>(ア) 風水害に対する建築物等の安全性</p> <p><u>a 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。</u></p>	<p>て、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくものとする。</p> <p>なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。</p> <p>(ウ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、<u>風水害が発生した場合</u>の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。</p> <p><b>(新設)</b></p>	
---	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;"><b>第2節 災害発生直前対策</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>2 避難誘導体制の整備</b></p> <p>イ 市町村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする</p> <p>ウ <u>県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p style="color: red;">また、市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>エ 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。</p> <p>オ 県及び市町村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。第11節「避難収容活動計画」参照。</p> <p>カ 市町村は、<u>避難指示</u>等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p>キ 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難指示</u>等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な<u>避難指示</u>等の発令基準を策定することとする。また、<u>安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。</u></p> <p>国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び<u>対象区域</u>の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 災害発生直前対策</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>2 避難誘導体制の整備</b></p> <p>イ 市町村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする</p> <p>ウ <u>(新設)</u></p> <p>エ 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。</p> <p>オ 県及び市町村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。第11節「避難収容活動計画」参照。</p> <p>カ 市町村は、<u>避難勧告</u>等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p>キ 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難勧告</u>等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な<u>避難勧告</u>等の発令基準を策定することとする。また、<u>避難勧告</u>等の発令対象区域については、細分化しそうとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</p> <p>国及び県は、これらの基準及び<u>範囲</u>の設定及び見直しについて、必要な助言等を</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

	<p>行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	
<p>ク 市町村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知するものとする。</p>		
<p>ユ 市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p>	<p>キ 市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p>	<p>土砂災害に対する警戒避難体制の文言を追加</p>

新	旧	修正理由・備考
<b>第4節 活動体制計画</b>	<b>第4節 活動体制計画</b>	
<b>第1 基本方針</b> 風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等 <u>災害時</u> における活動体制の整備を図るものとする。	<b>第1 基本方針</b> 風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等 <u>発災時</u> における活動体制の整備を図るものとする。	国の防災基本計画に合わせて修正
<b>第2 主な取組み</b> 1 職員による配備活動体制の整備、 <u>災害時</u> に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。	<b>第2 主な取組み</b> 1 職員による配備活動体制の整備、 <u>災害発生時</u> に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。	
<b>第3 計画の内容</b> 1 職員の参集・活動体制 (2) 実施計画 <b>ア【県が実施する計画】(全部局)</b> (オ) <u>災害時に</u> 講すべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。 (カ) 応急対策全般への対応力を高めるため、 <u>国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</u>	<b>第3 計画の内容</b> 1 職員の参集・活動体制 (2) 実施計画 <b>ア【県が実施する計画】(全部局)</b> (オ) <u>災害発生時に</u> 講すべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。 (カ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。	
<b>イ【市町村が実施する計画】</b> (ウ) <u>災害時に</u> 講すべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。 (エ) 応急対策全般への対応力を高めるため、 <u>国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</u>	<b>イ【市町村が実施する計画】</b> (ウ) <u>災害発生時に</u> 講すべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。 (エ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。	
2 組織の整備 (2) 実施計画 <b>エ【河川管理者が実施する計画】</b>	2 組織の整備 (2) 実施計画 <b>(新設)</b>	

<p><u>河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</u></p> <p><b>5 業務継続性の確保</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p> <p>イ【市町村及び関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p>	<p><b>5 業務継続性の確保</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p> <p>イ【市町村及び関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p>
---	--

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第5節 広域相互応援計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県、市町村及び関係機関が実施する計画】</p> <p>エ 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u> (県・市町村)</p> <p>キ 訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 (県・市町村)</p>	<p><b>第5節 広域相互応援計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県、市町村及び関係機関が実施する計画】</p> <p>エ 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。 (県・市町村)</p> <p>キ 訓練等を通じて、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 (県・市町村)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p> <p>制度名の変更に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせた修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
第6節 救助・救急・医療計画		
<p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>2 医療用資機材等の備蓄</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医療品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等43品目を県下13箇所に、衛生材料24品目を県下6箇所に常時備蓄をするとともに、同組合及び同協会と県が平成30年3月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。また、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。さらには日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、<u>災害時に備えている</u>。</p> <p>また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。</p> <p>このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。</p>	<p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>2 医療用資機材等の備蓄</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医療品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等43品目を県下13箇所に、衛生材料24品目を県下6箇所に常時備蓄をするとともに、同組合及び同協会と県が平成30年3月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。また、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。さらには日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、<u>災害発生時に備えている</u>。</p> <p>また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。</p> <p>このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。</p>	国の防災基本計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;"><b>第7節 消防・水防活動計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 消防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 市町村等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して<u>災害時</u>における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。（危機管理部）</p> <p>ウ【住民及び自主防災組織が実施する計画】</p> <p>住民は、<u>災害時</u>には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消防用水の汲み置きの実施、感震ブレーカーの設置等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。</p> <p>また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(チ) 水防訓練の実施（年1回以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防技能の習熟</li> <li>・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発</li> <li>・<u>災害時</u>の避難誘導計画</li> <li><u>(テ) 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告</u></li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>第7節 消防・水防活動計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 消防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 市町村等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して<u>災害発生時</u>における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。（危機管理部）</p> <p>ウ【住民及び自主防災組織が実施する計画】</p> <p>住民は、<u>災害発生時</u>には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消防用水の汲み置きの実施、感震ブレーカーの設置等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。</p> <p>また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(チ) 水防訓練の実施（年1回以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防技能の習熟</li> <li>・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発</li> <li>・<u>発災時</u>の避難誘導計画</li> </ul> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p> <p>水防法および土砂法の改正により、市町村に新たな役割が生じたことによる修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<b>第8節 要配慮者支援計画</b>		
<b>第1 基本方針</b> <p>近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、<u>災害時</u>には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、県及び市町村、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。</p> <p>また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出了事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。</p>	<b>第1 基本方針</b> <p>近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、<u>災害発生時</u>には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、県及び市町村、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。</p> <p>また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出了事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。</p>	国の防災基本計画 に合わせて修正
<b>第2 主な取組み</b> <p>4 外国籍県民や外国人旅行者等の観光客が、<u>災害時</u>に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。</p>	<b>第2 主な取組み</b> <p>4 外国籍県民や外国人旅行者等の観光客が、<u>災害発生時</u>に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。</p>	
<b>第3 計画の内容</b> <p>1 要配慮者支援計画の作成 (2) 実施計画 <b>【市町村が実施する計画】</b> (ア) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成 市町村は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。また、市町村地域防災計画において、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき</u>、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。 市町村が、市町村地域防災計画に定める事項は以下を必須とする。 ・消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者となる者（以下「避難支援等関係者」という。） ・避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲 ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 ・名簿の更新に関する事項 ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市</p>	<b>第3 計画の内容</b> <p>1 要配慮者支援計画の作成 (2) 実施計画 <b>【市町村が実施する計画】</b> (ア) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成 市町村は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。また、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。 市町村が、市町村地域防災計画に定める事項は以下を必須とする。 ・消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者となる者（以下「避難支援等関係者」という。） ・避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲 ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 ・名簿の更新に関する事項 ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市</p>	国の防災基本計画 に合わせて修正

<p>町村が講ずる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</li> <li>避難支援等関係者の安全確保</li> </ul> <p>(イ) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(ウ) <u>個別避難計画作成の努力義務</u></p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。</p> <p>(エ) 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p>その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとるものとする。</p> <p>(オ) 要配慮者支援計画の作成</p> <p>市町村は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努めるも</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</li> <li>避難支援等関係者の安全確保</li> </ul> <p>(イ) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとるものとする。</p> <p>(エ) 要配慮者支援計画の作成</p> <p>市町村は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努めるも</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	---	------------------------

<p>のとする。</p> <p>(力) 避難行動要支援者の移送計画 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>(キ) <u>個別避難計画の事前提供</u> <u>市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>(ク) <u>避難行動要支援者への配慮</u> <u>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p>(ケ) <u>地区防災計画との調整</u> <u>市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p>	<p>のとする。</p> <p>(オ) 避難行動要支援者の移送計画 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	---	------------------------

## 2 在宅者対策

### (2) 実施計画

#### ア【県及び市町村が実施する計画】

##### (ア) 指定避難所の整備

県及び市町村は、災害時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

##### (エ) 避難所における要配慮者支援体制の整備

県及び市町村は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。

## 2 在宅者対策

### (2) 実施計画

#### ア【県及び市町村が実施する計画】

##### (ア) 指定避難所の整備

県及び市町村は、災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

##### (エ) 避難所における要配慮者支援体制の整備

県及び市町村は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。

国の防災基本計画に合わせて修正

<p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(ウ) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備</p> <p>市町村は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、<u>災害時に</u>効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるよう努めるものとする。</p> <p><b>3 要配慮者利用施設対策</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県及び市町村が実施する計画】</b></p> <p>(ク) 県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。<u>また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な助言等を行うものとする。</u></p>	<p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(ウ) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備</p> <p>市町村は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、<u>災害発生時に</u>効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるよう努めるものとする。</p> <p><b>3 要配慮者利用施設対策</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県及び市町村が実施する計画】</b></p> <p>(ク) 県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画 に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画 に合わせて修正</p>
--	--	---

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第9節 緊急輸送計画</b></p> <p><b>第2 主な取組み</b></p> <p>4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、<u>災害時</u>の迅速な運用に備える。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 緊急交通路確保計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県の道路は、都市間を結ぶ幹線道路が少なく、かつ、狭隘で屈曲区間や橋梁が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の防災対策を促進するとともに、<u>災害時</u>は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制を整備する必要がある。</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 管内の輸送事業者と連絡を密にし、<u>災害時</u>の協力体制を確保しておくものとする。</p> <p>4 緊急通行車両等の事前届出の確認</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する計画】（警察本部）</p> <p><u>災害時</u>の円滑な交通規制と緊急通行車両等の円滑な通行の確保のため、災害時ににおける緊急通行車両の確認（資料編参照）により緊急通行車両等の事前届出事務の確認を行う。</p>	<p><b>第9節 緊急輸送計画</b></p> <p><b>第2 主な取組み</b></p> <p>4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、<u>発災時</u>の迅速な運用に備える。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 緊急交通路確保計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県の道路は、都市間を結ぶ幹線道路が少なく、かつ、狭隘で屈曲区間や橋梁が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の防災対策を促進するとともに、<u>災害発生時</u>は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制を整備する必要がある。</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 管内の輸送事業者と連絡を密にし、<u>発災時</u>の協力体制を確保しておくものとする。</p> <p>4 緊急通行車両等の事前届出の確認</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する計画】（警察本部）</p> <p><u>発災時</u>の円滑な交通規制と緊急通行車両等の円滑な通行の確保のため、災害時ににおける緊急通行車両の確認（資料編参照）により緊急通行車両等の事前届出事務の確認を行う。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p> <p>制度名の変更に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせた修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第10節 障害物の処理計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【県が実施する計画】(各部局)</p> <p>ウ 災害時に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議する。(建設部)</p>	<p>第10節 障害物の処理計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【県が実施する計画】(各部局)</p> <p>ウ 災害発生時に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議する。(建設部)</p>	国の防災基本計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 避難<u>指示</u>等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p><u>(カ) 地域振興局及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(キ) 保健所は、自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を探提供するものとする。</u></p> <p><u>(ク) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市町村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努めるものとする。県は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。</u></p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(オ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオンリテール株式会社 東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壱番屋、株式会社セブン－イレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキン、<u>大塚製薬株式会社</u>との協定に基づき連携を強化する。 (危機管理部・健康福祉部・農政部)</p>	<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 避難<u>勧告</u>等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(オ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオンリテール株式会社 東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壱番屋、株式会社セブン－イレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキンとの協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・農政部)</p>	<p>災害対策基本法改正による修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>協定締結事業者を反映</p>

<p><b>ウ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(イ) 避難計画の作成</p> <p>次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。</p> <p>また、躊躇なく避難<u>指示</u>等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>a <u>避難指示</u>の具体的な発令基準及び伝達方法 b <u>高齢者等避難</u>を伝達する基準及び伝達方法</p> <p>(避難指示、<u>高齢者等避難</u>については第3章第12節を参照)</p> <p>(b) 災害時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報車による周知</li> <li>○ 避難誘導員による現地広報</li> <li>○ 住民組織を通じた広報</li> </ul> <p>なお市町村は、<u>避難指示等</u>を行う際に、国又は県に必要な助言を求めるができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等安全措置をとるべきことにも留意するものとする。</p> <p><b>エ【関係機関が実施する計画】</b></p> <p>(エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から<u>避難指示等</u>を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。</p> <p><b>2 避難場所の確保</b></p> <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される灾害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び<u>避難者</u>が避難生活を送るため<u>に必要十分な指定避難所</u>について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について</u>、住民への周知徹底を図るものとする。 <u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、</u></p>	<p><b>ウ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(イ) 避難計画の作成</p> <p>次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。</p> <p>また、躊躇なく避難<u>勧告</u>等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>a <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>の具体的な発令基準及び伝達方法 b <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を伝達する基準及び伝達方法</p> <p>(<u>避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始</u>については第3章第12節を参照)</p> <p>(b) 災害時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報車による周知</li> <li>○ 避難誘導員による現地広報</li> <li>○ 住民組織を通じた広報</li> </ul> <p>なお市町村は、<u>避難勧告又は指示</u>を行う際に、国又は県に必要な助言を求めるができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等安全措置をとるべきことにも留意するものとする。</p> <p><b>エ【関係機関が実施する計画】</b></p> <p>(エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から<u>避難勧告又は指示</u>を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。</p> <p><b>2 避難場所の確保</b></p> <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される灾害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び<u>被災者</u>が避難生活を送るため<u>の指定避難所</u>について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。</p>	<p>災害対策基本法改正による修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	---	--

<p><u>ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。</p> <p><b>3 避難所の確保</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県が実施する計画】</b></p> <p>(ア) 市町村の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ（衛生）、キッチン（食事）、ベッド等（睡眠）については、水準目標(以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。)を示すよう努めるものとする。<u>(危機管理部)</u></p> <p>(イ) 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。<u>(県有施設管理部局)</u></p> <p>(ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。<u>(県有施設管理部局)</u></p> <p>(エ) 市町村が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。<u>(県有施設管理部局)</u></p> <p><u>(オ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市町村による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。</u></p> <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p><u>(移設)</u></p> <p>(ア) 指定避難所については、<u>避難者</u>を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。</p>	<p><b>3 避難所の確保</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県が実施する計画】<u>(県有施設管理部局)</u></b></p> <p>(ア) 市町村の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ（衛生）、キッチン（食事）、ベッド等（睡眠）については、水準目標(以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。)を示すよう努めるものとする。</p> <p>(イ) 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。</p> <p>(ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。</p> <p>(エ) 市町村が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>県避難所運営マニュアル策定指針の改定による修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	---	---

<p>(イ) 指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>(ウ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p>(エ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</p> <p>(オ) 市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>(カ) 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難ができるよう努めるものとする。</p> <p>(キ) 市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>(ク) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。</p> <p>(ケ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。 なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p>(コ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅</p>	<p>(移設)</p> <p>(移設)</p> <p>(移設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(ウ) 市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>(エ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。</p> <p>(オ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。 なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。 また、避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努めるものとする。</p> <p>(移設)</p>	
---	---	--

<p><u>館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。</p> <p>(シ) テレビ、携帯ラジオ等<u>避難者</u>による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、<u>携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド</u>（以下「段ボールベッド等」という。）、パーテイション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資<u>や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等</u>の備蓄に努めるものとする。また、灯油、L Pガスなどの常設に努めるものとする。<u>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u></p> <p>(セ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(ソ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(タ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。</p> <p>(チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和2年7月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(ツ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 <u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u></p> <p>(テ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(ト) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れができるよう配慮するものとする。</p>	<p>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、<u>簡易ベッド</u>、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。</p> <p>(キ) テレビ、携帯ラジオ等<u>被災者</u>による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</p> <p>(ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、L Pガスなどの常設に努めるものとする。</p> <p>(ケ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(コ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(サ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。</p> <p>(シ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和2年7月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(ス) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(セ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(ソ) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れができるよう配慮するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>県避難所運営マニュアル策定指針の改定による修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	--	--

<p>(ナ) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>(ニ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(ヌ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>	<p>(タ) <u>市町村は</u>、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>(チ) <u>市町村は</u>、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(ツ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>	
<p>4 住宅の確保体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（建設部）</p> <p>(ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(公社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化する。（建設部）</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅を提供するため、供給体制の整備を図る。（建設部）</p> <p>b (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会、(一社)長野県建設業協会、<u>(一社)日本RV・トレーラーハウス協会及び(一社)日本ムービングハウス協会</u>との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。</p>	<p>4 住宅の確保体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（建設部）</p> <p>(ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化する。（建設部）</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅<u>等</u>を提供するため、供給体制の整備を図る。（建設部）</p> <p>b (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会、(一社)長野県建設業協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。</p>	<p>正式な団体名称へ変更</p> <p>応急仮設住宅の提供の記載であることを明確化</p> <p>今年度締結した協定者を反映</p>

新	旧	修正理由・備考												
<p><b>第12節 孤立防止対策</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>1 通信手段の確保</b></p> <p><b>(1) 現状及び課題</b></p> <p>NTT回線以外の情報伝達手段が確保されている市町村は次のとおりであり今後、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の整備に努める必要がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方式別</th><th>令和2年度末市町村数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td><td>69 (89.6%)</td></tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td><td>63 (81.8%)</td></tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上</p> <p><b>4 自主防災組織の育成</b></p> <p><b>(1) 現状及び課題</b></p> <p>県内の自主防災組織は、県全体で<u>令和2年4月1日現在94.8%</u>の組織率（活動カバー率）である。</p> <p>大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。</p> <p>人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。</p> <p><b>(2) 実施計画</b></p> <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(イ) <u>災害時</u>の活動要領について、教育指導を行うものとする。</p>	方式別	令和2年度末市町村数	同報系（一斉通報）	69 (89.6%)	移動系（移動局）	63 (81.8%)	<p><b>第12節 孤立防止対策</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>1 通信手段の確保</b></p> <p><b>(1) 現状及び課題</b></p> <p>NTT回線以外の情報伝達手段が確保されている市町村は次のとおりであり今後、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の整備に努める必要がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方式別</th><th>平成29年度末市町村数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td><td>68 (88.3%)</td></tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td><td>64 (83.1%)</td></tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上</p> <p><b>4 自主防災組織の育成</b></p> <p><b>(1) 現状及び課題</b></p> <p>県内の自主防災組織は、県全体で<u>平成30年4月1日現在94.0%</u>の組織率（活動カバー率）である。</p> <p>大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。</p> <p>人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。</p> <p><b>(2) 実施計画</b></p> <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(イ) <u>災害発生時</u>の活動要領について、教育指導を行うものとする。</p>	方式別	平成29年度末市町村数	同報系（一斉通報）	68 (88.3%)	移動系（移動局）	64 (83.1%)	時点修正
方式別	令和2年度末市町村数													
同報系（一斉通報）	69 (89.6%)													
移動系（移動局）	63 (81.8%)													
方式別	平成29年度末市町村数													
同報系（一斉通報）	68 (88.3%)													
移動系（移動局）	64 (83.1%)													

新	旧	修正理由・備考
第14節 給水計画		
<p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>令和2年3月31日現在、県下の水道事業者及び水道用水供給事業者には、<u>2,836</u>箇所 (<u>937,143</u>m<sup>3</sup>) の配水池があり、そのうち上水道事業及び水道用水供給事業者で緊急遮断弁の設置など災害時用として整備されているのは、<u>258</u>箇所である。</p> <p>配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。</p> <p>2 飲料水等の供給計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>令和<u>3</u>年4月1日現在、県下の水道事業者（公営）には、給水車<u>53</u>台、給水タンク<u>350</u>個、ポリタンク等<u>2,969</u>個、ろ過器<u>28</u>器が整備されており、緊急時にはこれらの用具により供給を行う。また、当該市町村での供給が困難な場合には災害相互応援により他市町村が支援する。しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援（県水道協議会策定）が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。</p>	<p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>令和2年3月31日現在、県下の水道事業者及び水道用水供給事業者には、<u>2,813</u>箇所 (<u>976,457</u>m<sup>3</sup>) の配水池があり、そのうち上水道事業及び水道用水供給事業者で緊急遮断弁の設置など災害時用として整備されているのは、<u>275</u>箇所である。</p> <p>配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。</p> <p>2 飲料水等の供給計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>令和<u>2</u>年4月1日現在、県下の水道事業者（公営）には、給水車<u>52</u>台、給水タンク<u>351</u>個、ポリタンク等<u>3,036</u>個、ろ過器<u>30</u>器が整備されており、緊急時にはこれらの用具により供給を行う。また、当該市町村での供給が困難な場合には災害相互応援により他市町村が支援する。しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援（県水道協議会策定）が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。</p>	数値を修正 (時点に修正はなし)
		時点修正

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第15節 生活必需品の備蓄・調達計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>  <b>災害時</b>には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。</p> <p><b>第3 計画の内容</b>  <b>2 生活必需品の供給体制の整備</b>  (2) 実施計画  <b>ア【県が実施する計画】</b>  (ア) 協定の締結先と<b>災害時</b>を想定した、連絡方法を調整する。  (危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部)</p>	<p><b>第15節 生活必需品の備蓄・調達計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>  <b>災害発生時</b>には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。</p> <p><b>第3 計画の内容</b>  <b>2 生活必需品の供給体制の整備</b>  (2) 実施計画  <b>ア【県が実施する計画】</b>  (ア) 協定の締結先と<b>災害発生時</b>を想定した、連絡方法を調整する。  (危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部)</p>	国の防災基本計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第16節 危険物施設等災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 危険物施設災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 警察本部が実施する計画</p> <p>関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、<u>災害時</u>における住民の避難誘導方法等について指導する。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 規制及び指導の強化</p> <p>b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、<u>災害時</u>の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。</p> <p>2 火薬類施設災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する計画】</p> <p>ア 産業労働部が実施する計画</p> <p>(ウ) 火薬類取扱施設の管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について、次に掲げる事項の指導徹底を図る。</p> <p>a 自主保安体制の整備</p> <p><u>災害時</u>における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努めるものとする。</p> <p>イ 警察本部が実施する計画</p> <p>関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、<u>災害時</u>における住民の避難誘導方法等について指導する。</p> <p>3 高圧ガス施設災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県内には、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び</p>	<p><b>第16節 危険物施設等災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 危険物施設災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 警察本部が実施する計画</p> <p>関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、<u>災害発生時</u>における住民の避難誘導方法等について指導する。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 規制及び指導の強化</p> <p>b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、<u>災害発生時</u>の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。</p> <p>2 火薬類施設災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する計画】</p> <p>ア 産業労働部が実施する計画</p> <p>(ウ) 火薬類取扱施設の管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について、次に掲げる事項の指導徹底を図る。</p> <p>a 自主保安体制の整備</p> <p><u>災害発生時</u>における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努めるものとする。</p> <p>イ 警察本部が実施する計画</p> <p>関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、<u>災害発生時</u>における住民の避難誘導方法等について指導する。</p> <p>3 高圧ガス施設災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県内には、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び</p>	国の防災基本計画に合わせた修正

<p>製造、消費の基準等が詳細に定められている。</p> <p><b>災害時</b>の対応は、高压ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 警察本部が実施する計画</p> <p>関係機関等と連携を図り、高压ガス施設の実態を把握するとともに、<b>災害時</b>における住民の避難誘導方法等について指導する。</p> <h2>5 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画</h2> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため、「危害防止規定の策定」等について指導を実施している。</p> <p>また、届出を要しない業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。</p> <p>なお、緊急時に必要とされる毒物劇物事故処理剤については、<b>災害時</b>に備えて常時備蓄している。</p> <p>また、災害発生防止等のため研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 警察本部が実施する計画</p> <p>毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、<b>災害時</b>における住民の避難誘導方法等について指導する。</p> <h2>7 石綿使用建築物等災害予防計画</h2> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>石綿製品はその化学的・物理的特性から防火用、保温用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付け石綿として使用された建築物等が残されており、<b>災害時</b>において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業などにより石綿が飛散する恐れがあることから、石綿の飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する計画】</p>	<p>製造、消費の基準等が詳細に定められている。</p> <p><b>災害発生時</b>の対応は、高压ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 警察本部が実施する計画</p> <p>関係機関等と連携を図り、高压ガス施設の実態を把握するとともに、<b>災害発生時</b>における住民の避難誘導方法等について指導する。</p> <h2>5 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画</h2> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため、「危害防止規定の策定」等について指導を実施している。</p> <p>また、届出を要しない業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。</p> <p>なお、緊急時に必要とされる毒物劇物事故処理剤については、<b>災害発生時</b>に備えて常時備蓄している。</p> <p>また、災害発生防止等のため研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 警察本部が実施する計画</p> <p>毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、<b>災害発生時</b>における住民の避難誘導方法等について指導する。</p> <h2>7 石綿使用建築物等災害予防計画</h2> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>石綿製品はその化学的・物理的特性から防火用、保温用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付け石綿として使用された建築物等が残されており、<b>災害発生時</b>において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業などにより石綿が飛散する恐れがあることから、石綿の飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する計画】</p>
---	---

<p>アスベスト測定機器の整備及びアスベスト測定技術者の育成により、<u>災害時</u>の大気中のアスベスト調査に対応できる体制の整備を図る。</p>	<p>アスベスト測定機器の整備及びアスベスト測定技術者の育成により、<u>災害発生時</u>の大気中のアスベスト調査に対応できる体制の整備を図る。</p>	
---	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第18節 都市ガス施設災害予防計画</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>2 職員の配置計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に職員の配置計画を策定する必要がある。</p>	<p>第18節 都市ガス施設災害予防計画</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>2 職員の配置計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に職員の配置計画を策定する必要がある。</p>	国の防災基本計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第20節 下水道施設等災害予防計画</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。</p> <p>また、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者との災害時の支援協定を締結することが必要である。</p>	<p>第20節 下水道施設等災害予防計画</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。</p> <p>また、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者との災害時の支援協定を締結することが必要である。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考												
<p>第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、令和2年度末現在次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方式別</th><th>令和2年度末市町村数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td><td>69 (89.6%)</td></tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td><td>63 (81.8%)</td></tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p>	方式別	令和2年度末市町村数	同報系（一斉通報）	69 (89.6%)	移動系（移動局）	63 (81.8%)	<p>第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、平成29年度末現在次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方式別</th><th>平成29年度末市町村数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td><td>68 (88.3%)</td></tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td><td>64 (83.1%)</td></tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p>	方式別	平成29年度末市町村数	同報系（一斉通報）	68 (88.3%)	移動系（移動局）	64 (83.1%)	時点修正
方式別	令和2年度末市町村数													
同報系（一斉通報）	69 (89.6%)													
移動系（移動局）	63 (81.8%)													
方式別	平成29年度末市町村数													
同報系（一斉通報）	68 (88.3%)													
移動系（移動局）	64 (83.1%)													

新	旧	修正理由・備考
<b>第23節 災害広報計画</b>	<b>第23節 災害広報計画</b>	
<b>第1 基本方針</b>  災害時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。  また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。	<b>第1 基本方針</b>  災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。  また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。	国の防災基本計画に合わせた修正
<b>第3 計画の内容</b>  <b>1 被災者及び住民等への情報の提供体制</b> (1) 現状及び課題  災害時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、県・市町村、関係機関及び報道機関等は適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。  これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。  また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図ることが必要である。	<b>第3 計画の内容</b>  <b>1 被災者及び住民等への情報の提供体制</b> (1) 現状及び課題  災害発生時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、県・市町村、関係機関及び報道機関等は適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。  これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。  また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図ることが必要である。	
<b>2 報道機関への情報提供及び協定</b> (1) 現状及び課題  災害時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。  報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。  また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。	<b>2 報道機関への情報提供及び協定</b> (1) 現状及び課題  災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。  報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。  また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。	
<b>(2) 実施計画</b>  ア【県が実施する計画】(危機管理部、企画振興部) (イ) 県は、放送事業者とは災害時における放送要請に関する協定を締結している（資料編参照）が、災害時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう訓練等を行う。  イ【市町村が実施する計画】	<b>(2) 実施計画</b>  ア【県が実施する計画】(危機管理部、企画振興部) (イ) 県は、放送事業者とは災害時における放送要請に関する協定を締結している（資料編参照）が、災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう訓練等を行う。  イ【市町村が実施する計画】	

(イ) <u>災害時</u> に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。	(イ) <u>災害発生時</u> に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
第24節 土砂災害等の災害予防計画	第24節 土砂災害等の災害予防計画	
<b>第3 計画の内容</b>	<b>第3 計画の内容</b>	
<b>1 地すべり対策</b>	<b>1 地すべり対策</b>	
(1) 現状及び課題	(1) 現状及び課題	時点修正
本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。令和 <u>3</u> 年4月1日現在、地すべり危険箇所は、1,973箇所（建設部所管1,241箇所、林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。	本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。令和 <u>2</u> 年4月1日現在、地すべり危険箇所は、1,973箇所（建設部所管1,241箇所、林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。	
(2) 実施計画	(2) 実施計画	
イ【市町村が実施する計画】	イ【市町村が実施する計画】	
(ウ) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な <u>高齢者等避難、または避難指示</u> を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。	(ウ) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または指示</u> を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。	災害対策基本法改正による修正
<b>2 山地災害危険地対策</b>	<b>2 山地災害危険地対策</b>	
(1) 現状及び課題	(1) 現状及び課題	
山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和 <u>3</u> 年4月1日現在、山腹崩壊危険地区 <u>3,727</u> 箇所、崩壊土砂流出危険地区 <u>4,635</u> 箇所である。	山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和 <u>2</u> 年4月1日現在、山腹崩壊危険地区 <u>3,710</u> 箇所、崩壊土砂流出危険地区 <u>4,623</u> 箇所である。	時点修正
<b>3 土石流対策</b>	<b>3 土石流対策</b>	
(2) 実施計画	(2) 実施計画	
イ【市町村が実施する計画】	イ【市町村が実施する計画】	
(ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な <u>高齢者等避難または避難指示</u> を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。	(ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または指示</u> を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。	災害対策基本法改正による修正
<b>4 急傾斜地崩壊対策</b>	<b>4 急傾斜地崩壊対策</b>	
(2) 実施計画	(2) 実施計画	
イ【市町村が実施する計画】	イ【市町村が実施する計画】	
(ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な <u>高齢者等避難または避難指示</u> を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。	(ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または指示</u> を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。	災害対策基本法改正による修正
<b>7 土砂災害警戒区域の対策</b>	<b>7 土砂災害警戒区域の対策</b>	
(1) 現状及び課題	(1) 現状及び課題	
本県では、令和 <u>3</u> 年8月31日現在で <u>27,104</u> 区域が土砂災害警戒区域に指定されている。	本県では、令和 <u>2</u> 年12月31日現在で <u>27,048</u> 区域が土砂災害警戒区域に指定されている。	時点修正

また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は21,409区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。	また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は21,381区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第26節 建築物災害予防計画</b></p> <p><b>第2 主な取組み</b></p> <p>1 強風による<u>屋根瓦の脱落・飛散防止を含む</u>落下物、転倒物の防止対策を講ずる。</p> <p><b>3 文化財の風水害予防</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p>本県における国・県指定文化財（資料編参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。</p> <p><u>また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（教育委員会）</p> <p>教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(ア) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。</p> <p>(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。</p> <p><u>(ウ) 被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整えるとともに、必要な備品の配備を行う。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>市町村文化財所管部局</u>は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。</p> <p>(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。</p> <p>(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。</p> <p><u>(ウ) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。</u></p> <p>ウ【所有者が実施する計画】</p> <p><u>(ア) 防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図</u></p> <p><b>第26節 建築物災害予防計画</b></p> <p><b>第2 主な取組み</b></p> <p>1 強風による落下物、転倒物の防止対策を講ずる。</p> <p><b>3 文化財の風水害予防</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p>本県における国・県指定文化財（資料編参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。</p> <p><u>また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（教育委員会）</p> <p>教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(ア) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。</p> <p>(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>市町村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。</p> <p>(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。</p> <p>(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ【所有者が実施する計画】</p> <p>防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るも</p>	<p><b>第26節 建築物災害予防計画</b></p> <p><b>第2 主な取組み</b></p> <p>1 強風による落下物、転倒物の防止対策を講ずる。</p> <p><b>3 文化財の風水害予防</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p>本県における国・県指定文化財（資料編参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。</p> <p><u>また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（教育委員会）</p> <p>教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(ア) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。</p> <p>(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>市町村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。</p> <p>(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。</p> <p>(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ【所有者が実施する計画】</p> <p>防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るも</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>文化財の被災に係る対策について整理</p>

ものとする。 <u>(イ) 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。</u>	のとする。 <u>(新設)</u>	
--	----------------------	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(力) 長野県内における供用中の高速道路は、中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道など6路線であり、県内の総延長は<u>353.4km</u>である。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。</p> <p>東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱並びに地方整備局は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努めるものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、地方整備局)</p>	<p>第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(力) 長野県内における供用中の高速道路は、中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道など6路線であり、県内の総延長は<u>331.4km</u>である。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。</p> <p>東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱並びに地方整備局は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努めるものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、地方整備局)</p>	数値の時点修正

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第29節 ため池災害予防計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設について防災工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p><b>第2 主な取組み</b></p> <p>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、優先して対策に取り組む。</p> <p><b>① 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策</b></p> <p>ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</p> <p><b>② 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策</b></p> <p><u>防災重点農業用ため池の防災工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。</u></p> <p><b>③ 豪雨に対する対策</b></p> <p><u>豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。</u></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>① 現状及び課題</b></p> <p>県内には<u>約1,800</u>余りの農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。これらの半数以上が江戸時代以前の築造であり、下流に人家や公共施設等があるため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や防災工事が必要である。</p> <p><b>② 実施計画</b></p> <p><b>(1) 【県が実施する計画】(農政部)</b></p> <p><u>ア 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年度更新する。</u></p> <p><u>イ 調査結果に基づき、緊急度の高いものから順次防災工事を実施する。</u></p> <p><u>ウ 市町村が実施するため池ハザードマップ作成を支援する。</u></p> <p><u>エ 市町村・ため池管理者を対象に、管理体制強化のための研修会を開催する。</u></p>	<p><b>第29節 ため池災害予防計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設については、補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p><b>第2 主な取組み</b></p> <p>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、優先して対策に取り組む。</p> <p><b>(1) 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策</b></p> <p>ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</p> <p><b>(2) 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策</b></p> <p>農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。<u>また、「防災重点農業用ため池」の防災工事を推進する。</u></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>(1) 現状及び課題</b></p> <p>県内には<u>約1,800箇所</u>余りの農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。これらのため池の半数が江戸時代以前の築造であるなど、老朽化が進んだ施設も存在しており、下流に人家や公共施設等があるため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や補強を講じていく必要がある。</p> <p><b>(2) 実施計画</b></p> <p><b>ア 【県が実施する計画】(農政部)</b></p> <p><u>(ア) 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年度更新する。</u></p> <p><u>(イ) 調査結果に基づき、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。</u></p> <p><u>(ウ) 市町村が行うハザードマップ作成に対して、支援する。</u></p>	<p>文言の修正</p> <p>記号の修正</p> <p>記号・文言の修正</p> <p>「豪雨に対する対策」の追記</p> <p>記号・文言の修正</p> <p>記号・文言の修正</p> <p>「研修会開催」の追記</p>

<p><b>(2) 【市町村が実施する計画】</b></p> <p><u>ア</u> ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は、県に報告するものとする。</p> <p><u>イ</u> ため池管理者等との緊急連絡網を作成するものとする。</p> <p><u>ウ</u> 豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施するものとする。</p> <p><u>エ</u> <u>ため池ハザードマップを作成し、住民に周知する</u>ものとする。</p> <p><b>(3) 【関係機関が実施する計画】</b></p> <p><u>ア</u> <u>ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに市町村に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化する</u>ものとする。</p> <p><u>イ</u> <u>ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに、市町村に点検結果を報告する</u>ものとする。</p>	<p><b>1 【市町村が実施する計画】</b></p> <p><u>(ア)</u> ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は、県に報告するものとする。</p> <p><u>(イ)</u> ため池管理者等との緊急連絡網を作成するものとする。</p> <p><u>(ウ)</u> 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施するものとする。</p> <p><u>(エ)</u> ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。</p> <p><b>2 【関係機関が実施する計画】</b></p> <p><u>(ア)</u> 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。</p> <p><u>(イ)</u> 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに市町村に結果を報告するものとする。</p>	<p>記号・文言の修正</p> <p>記号・文言の修正</p> <p>「ため池サポートセンター」について追記</p>
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(農政部)</p> <p>(ウ) 周知すべき作目別の主な予防技術対策</p> <p><u>d 畜産</u></p> <p>(a) 家畜を少なくとも一週間以上飼養できる飼料・燃料などの在庫を確保する。</p> <p>(b) 停電時でも飼養管理、搾乳や生乳冷却を継続できるよう、地域又は経営毎に非常電源を準備する。</p> <p>(c) 施設の損傷・倒壊・浸水を防止するため、事前に施設を点検・補修する。</p> <p><u>e 水産物</u></p> <p>増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。</p>	<p>第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(農政部)</p> <p>(ウ) 周知すべき作目別の主な予防技術対策</p> <p>d 水産物</p> <p>増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。</p>	
	(新設)	畜産の記載がないため追加

新	旧	修正理由・備考
<p>第31節 二次災害の予防計画</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>2 危険物施設等に係る二次災害予防対策</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>[高圧ガス関係]</p> <p>高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[液化石油ガス関係]</p> <p>イ【(一社)長野県LPGガス協会が実施する計画】</p> <p>災害時に緊急点検活動が速やかに実施できるようマニュアル及び体制を整備するものとする。</p>	<p>第31節 二次災害の予防計画</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>2 危険物施設等に係る二次災害予防対策</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>[高圧ガス関係]</p> <p>高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[液化石油ガス関係]</p> <p>イ【(一社)長野県LPGガス協会が実施する計画】</p> <p>災害発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるようマニュアル及び体制を整備するものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第32節 防災知識普及計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>1 住民等に対する防災知識の普及活動</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時に、自らの安全を守るためににはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、<u>災害時に</u>役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。</p> <p>現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布、マイ・タイムライン(台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。)の普及等、より実践的な活動が必要である。</p> <p>また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油</li> <li>b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</li> <li>c 警報等や、<u>避難指示</u>等の意味や内容</li> <li>d 警報等発表時や<u>緊急安全確保</u>、<u>避難指示</u>、<u>高齢者等避難</u>の発令時にとるべき行動</li> <li>e <u>避難行動への負担感</u>、<u>過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識</u>、<u>正常性バイアス等を克服し</u>、<u>避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u></li> <li>f <u>指定緊急避難場所</u>、<u>安全な親戚・知人宅</u>、<u>ホテル・旅館等の避難場所</u>、<u>避難経路等の確認</u></li> <li>g <u>広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></li> <li>h <u>家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></li> </ul>	<p><b>第32節 防災知識普及計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>1 住民等に対する防災知識の普及活動</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時に、自らの安全を守るためににはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、<u>災害発生時に</u>役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。</p> <p>現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布、マイ・タイムライン(台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。)の普及等、より実践的な活動が必要である。</p> <p>また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油</li> <li>b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</li> <li>c 警報等や、<u>避難勧告</u>・<u>避難指示(緊急)</u>等の意味や内容</li> <li>d 警報等発表時や<u>避難指示(緊急)</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難準備</u>・<u>高齢者等避難開始</u>の発令時にとるべき行動</li> </ul> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>災害対策基本法改正による修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p><u>i</u> 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識</p> <p><u>j</u> 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識</p> <p><u>k</u> 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識</p> <p><u>l</u> 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識</p> <p><u>m</u> 正確な情報入手の方法</p> <p><u>n</u> 要配慮者に対する配慮</p> <p><u>o</u> 男女のニーズの違いに対する配慮</p> <p><u>p</u> 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識</p> <p><u>q</u> 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p><u>r</u> 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p><u>s</u> 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識</p> <p><u>t</u> 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動。</p> <p><u>u</u> 避難生活に関する知識</p> <p><u>v</u> 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法</p> <p><u>w</u> 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について</p> <p><u>x</u> 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて</p> <p>(キ) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p> <p>(ク) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。</p> <p>(ケ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、</p>	<p>e 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識</p> <p>f 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識</p> <p>g 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識</p> <p>h 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識</p> <p>i 正確な情報入手の方法</p> <p>j 要配慮者に対する配慮</p> <p>k 男女のニーズの違いに対する配慮</p> <p>(新設)</p> <p>1 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>m 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p>n 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識</p> <p>o 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動。</p> <p>p 避難生活に関する知識</p> <p>q 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p>r 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について</p> <p>s 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて</p> <p>(キ) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p> <p>(ク) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。</p> <p>(ケ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、</p>	国際防災基準に合わせた修正
--	---	---------------

<p>底とともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を推進する。</p>	<p>円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を推進する。</p>	
<p>(コ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</p>	<p>(コ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</p>	
<p><u>(サ) 国及び地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>
<p><u>(シ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	
<p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p>	<p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p>	
<p>(ク) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、<u>気象防災アドバイザー等</u>の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p>	<p>(ク) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>
<p>(ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・<u>大規模広域避難</u>等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p>	<p>(ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p>	
<p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図るものとする。</p>	<p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図るものとする。</p>	
<p><u>(シ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	
<p><u>(ス) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

<p><u>害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p><b>オ【住民等が実施する計画】</b></p> <p>各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に開き、以下の様な確認活動を通じて、防災意識を高めるものとする。</p> <p>(エ) <u>災害時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確認</u></p> <p><b>カ【企業等が実施する計画】</b></p> <p>企業等においても、<u>災害時に</u>企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。</p>	<p><b>オ【住民等が実施する計画】</b></p> <p>各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に開き、以下の様な確認活動を通じて、防災意識を高めるものとする。</p> <p>(エ) <u>発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確認</u></p> <p><b>カ【企業等が実施する計画】</b></p> <p>企業等においても、<u>災害発生時に</u>企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。</p>
<p><b>2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及</b></p> <p><b>(1) 現状及び課題</b></p> <p>危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート、地下街等不特定多数の者が利用する施設の管理者の<u>災害時の</u>行動の適否は、非常に重要である。</p> <p>したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。</p> <p><b>(2) 実施計画</b></p> <p><b>ア【県が実施する計画】</b></p> <p>防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して<u>災害時</u>における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。</p> <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>市町村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して<u>災害時</u>における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。</p> <p><b>ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】</b></p> <p>防災上重要な施設の管理者等は、<u>災害時</u>に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。</p>	<p><b>2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及</b></p> <p><b>(1) 現状及び課題</b></p> <p>危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート、地下街等不特定多数の者が利用する施設の管理者の<u>発災時の</u>行動の適否は、非常に重要である。</p> <p>したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。</p> <p><b>(2) 実施計画</b></p> <p><b>ア【県が実施する計画】</b></p> <p>防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して<u>発災時</u>における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。</p> <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>市町村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して<u>発災時</u>における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。</p> <p><b>ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】</b></p> <p>防災上重要な施設の管理者等は、<u>発災時</u>に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。</p>

<p><b>3 学校における防災教育の推進</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。</p> <p>そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。</p>	<p><b>3 学校における防災教育の推進</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。</p> <p>そのため、体系的且防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。</p>	
---	---	--

新	旧	修正理由・備考
<b>第33節 防災訓練計画</b>	<b>第33節 防災訓練計画</b>	
<b>第1 基本方針</b>  災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、 <u>災害時</u> に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。 また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 県、市町村、防災関係機関は、 <u>災害時</u> における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。	<b>第1 基本方針</b>  災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、 <u>災害発生時</u> に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。 また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 県、市町村、防災関係機関は、 <u>災害発生時</u> における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。	国の防災基本計画に合わせた修正
<b>第3 計画の内容</b>  1 防災訓練の種別 (2) 実施計画 ウ その他の訓練 (オ) 避難訓練  市町村及び、警察等避難訓練実施機関は、災害時における <u>緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難</u> の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施するものとする。	<b>第3 計画の内容</b>  1 防災訓練の種別 (2) 実施計画 ウ その他の訓練 (オ) 避難訓練  市町村及び、警察等避難訓練実施機関は、災害時における <u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u> の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施するものとする。	災害対策基本法改正による修正
<b>2 実践的な訓練の実施と事後評価</b>  (2) 実施計画 イ 【訓練の実施機関において実施する計画】 (ア) 実践的な訓練の実施 a 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。火山災害の場合は、噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用する。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、 <u>災害時</u> における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意するものとする。 また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。 <u>d 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での</u>	<b>2 実践的な訓練の実施と事後評価</b>  (2) 実施計画 イ 【訓練の実施機関において実施する計画】 (ア) 実践的な訓練の実施 a 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。火山災害の場合は、噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用する。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、 <u>発災時</u> における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意するものとする。 また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。 <u>(新設)</u>	国の防災基本計画に合わせた修正

<p><u>災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。</u></p>		
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第35節 自主防災組織等の育成に関する計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>1 地域住民等の自主防災組織の育成</b></p> <p><b>(1) 現状及び課題</b></p> <p>長野県内における令和2年4月1日現在の組織数は3,867であり、組織されている地域の世帯数を全世帯数で除した組織率（活動カバー率）は94.8%となっている。また、地震防災対策強化地域内の組織率（活動カバー率）は95.7%となっている。しかし、役員の高齢化や担い手不足、住民意識の変化等により継続的な活動ができない組織も多い。</p> <p><b>3 組織の活性化</b></p> <p><b>(1) 現状及び課題</b></p> <p>災害時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないとから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。</p> <p>加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めて行く必要がある。</p> <p><b>4 各防災組織相互の協調</b></p> <p><b>(1) 現状及び課題</b></p> <p>地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、災害時に連携のとれた活動を行えるよう日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。</p> <p>また、自主防災組織の活動実態を把握するとともに、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。</p> <p><b>(2) 実施計画</b></p> <p><b>【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(イ) 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進するものとする。</p>	<p><b>第35節 自主防災組織等の育成に関する計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>1 地域住民等の自主防災組織の育成</b></p> <p><b>(1) 現状及び課題</b></p> <p>長野県内における平成31年4月1日現在の組織数は3,838であり、組織されている地域の世帯数を全世帯数で除した組織率（活動カバー率）は94.5%となっている。また、地震防災対策強化地域内の組織率（活動カバー率）は95.6%となっている。しかし、役員の高齢化や担い手不足、住民意識の変化等により継続的な活動ができない組織も多い。</p> <p><b>3 組織の活性化</b></p> <p><b>(1) 現状及び課題</b></p> <p>災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないとから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。</p> <p>加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めて行く必要がある。</p> <p><b>4 各防災組織相互の協調</b></p> <p><b>(1) 現状及び課題</b></p> <p>地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、発災時に連携のとれた活動を行えるよう日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。</p> <p>また、自主防災組織の活動実態を把握するとともに、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。</p> <p><b>(2) 実施計画</b></p> <p><b>【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(イ) 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織づくりを推進するものとする。</p>	<p>時点修正</p> <p>国との防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第36節 企業防災に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【企業が実施する計画】</p> <p>(カ) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、<u>また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため</u>、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>第36節 企業防災に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【企業が実施する計画】</p> <p>(カ) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第37節 ボランティア活動の環境整備</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>2 ボランティア活動の環境整備</b></p> <p>(2) 実施計画【県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村が実施する計画】</p> <p>イ <u>防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p>	<p><b>第37節 ボランティア活動の環境整備</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>2 ボランティア活動の環境整備</b></p> <p>(2) 実施計画【県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村が実施する計画】</p> <p>イ 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第40節 観光地の災害予防計画	第40節 観光地の災害予防計画	
<b>第2 主な取組み</b> <p>2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など<u>災害時</u>の防災環境づくりに努める。</p>	<b>第2 主な取組み</b> <p>2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など<u>災害発生時</u>の防災環境づくりに努める。</p>	国の防災基本計画に合わせた修正
<b>第3 計画の内容</b> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 【県及び市町村が実施する計画】(観光部)</p> <p>観光地での<u>災害時</u>の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。</p>	<b>第3 計画の内容</b> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 【県及び市町村が実施する計画】(観光部)</p> <p>観光地での<u>災害発生時</u>の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。</p>	

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</p> <p>また地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。</p> <p><u>なお、市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p>	<p><b>第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</p> <p>また地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。</p>	災害対策基本法の改正に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害直前活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応</p> <p>(ア) 【県が実施する対策】</p> <p style="color: red;">長野地方気象台との協議に基づき土砂災害警戒情報を発表する際は、事前に砂防課から市町村へ電話連絡するとともに発表後は、衛星系防災行政無線の一斉FAX等により市町村に通知する。併せて、建設・砂防事務所を通じて速やかに当該市町村への着信確認を行う。</p> <p>また、長野県河川砂防情報ステーションへの掲載及び防災情報メール等を利用して発表・解除の情報をメール配信し、一般への周知に努める。</p> <p>(イ) 【長野地方気象台が実施する対策】</p> <p>県との協定に基づき、報道各社へ土砂災害警戒情報の発表・解除について伝達するものとする。</p> <p>(ウ) 【市町村が実施する対策】</p> <p style="color: red;">県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど住民の避難行動へつなげる。また避難情報の周知を図る。</p> <p>(エ) 【放送事業者が実施する対策】</p> <p>長野地方気象台から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行うものとする。</p> <p><b>エ 水防に関する水位情報発表時の対応</b></p> <p>【県が実施する対策】</p> <p>洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。</p> <p>また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>また、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害直前活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応</p> <p>(ア) 【県が実施する対策】</p> <p>長野地方気象台との協議に基づき土砂災害警戒情報を発表・解除した際は、衛星系防災行政無線の一斉FAX等により市町村に通知する。併せて、砂防課から建設・砂防事務所を通じて速やかに当該市町村への電話連絡を行う。</p> <p>また、長野県河川砂防情報ステーションへの掲載及び防災情報メール等を利用して発表・解除の情報をメール配信し、一般への周知に努める。</p> <p>(イ) 【長野地方気象台が実施する対策】</p> <p>県との協定に基づき、報道各社へ土砂災害警戒情報の発表・解除について伝達するものとする。</p> <p>(ウ) 【市町村が実施する対策】</p> <p>県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その情報を住民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努めるものとする。</p> <p>(エ) 【放送事業者が実施する対策】</p> <p>長野地方気象台から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行うものとする。</p> <p><b>エ 水防に関する水位情報発表時の対応</b></p> <p>【県が実施する対策】</p> <p>洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。</p> <p>また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>また、市町村長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p>	<p>土砂災害警戒情報発表時の対応を具体化</p> <p>避難情報発令を具体化</p> <p>災害対策基本法の改正による修正</p>

<p><b>2 住民の避難誘導対策</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により</u>適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（危機管理部、建設部）</p> <p>(ア) <u>避難指示</u>等が発令された場合の<u>避難行動</u>としては、指定緊急避難場所への<u>避難に加え、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への分散避難を基本</u>とするものの、<u>ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難</u>がかえって危険を伴う場合は、<u>「緊急安全確保」</u>を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</p> <p>(イ) 県は、大雨による風水害の危険が高まった時に、市町村長が防災活動の実施や住民等への<u>避難指示等</u>の発令を適切適時に判断できるよう、市町村等へ気象情報や降水量、降水予測、河川の水位情報、土砂災害警戒情報等について情報提供し、市町村等の活動を支援する。</p> <p>(ウ) 関係事業者の協力を得つつ、Lアラート（災害情報共有システム）携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、住民に対し、河川の水位情報等について情報提供する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 市町村は、風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して<u>避難指示</u>等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(イ) 避難行動要支援者については<u>高齢者等避難</u>の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行うものとする。</p> <p>当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。</p> <p>また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施するもの</p>	<p><b>2 住民の避難誘導対策</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、<u>避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行うなど</u>適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（危機管理部、建設部）</p> <p>(ア) <u>避難勧告</u>等が発令された場合の<u>安全確保措置</u>としては、指定緊急避難場所への<u>移動を原則</u>とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への<u>移動を行うこと</u>がかえって危険を伴う場合<u>等やむを得ないと住民等自身が判断する場合</u>は、「<u>近隣の安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</p> <p>(イ) 県は、大雨による風水害の危険が高まった時に、市町村長が防災活動の実施や住民等への<u>避難勧告</u>等の発令を適切適時に判断できるよう、市町村等へ気象情報や降水量、降水予測、河川の水位情報、土砂災害警戒情報等について情報提供し、市町村等の活動を支援する。</p> <p>(ウ) 関係事業者の協力を得つつ、Lアラート（災害情報共有システム）携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、住民に対し、河川の水位情報等について情報提供する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 市町村は、風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して<u>避難勧告</u>等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(イ) 避難行動要支援者については<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行うものとする。</p> <p>当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。</p> <p>また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施するもの</p>
---	---

<p>とする。</p> <p>(ウ) 住民に対して<u>避難指示</u>等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難指示</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>高齢者等避難</u>の発令に努めるものとする。</p> <p>(エ) 災害の状況に応じて<u>避難指示</u>等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう努めるものとする。</p> <p>(オ) <u>避難指示</u>等が発令された場合の<u>避難行動</u>としては、指定緊急避難場所や<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本</u>とするものの、<u>ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</u></p> <p>(カ) 市町村は、<u>災害時または</u>災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図るものとする。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。</p> <p>(キ) 住民に対する<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>((ク)～(ケ)略)</p> <p>(コ) <u>緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難</u>を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>((サ)略)</p> <p>(シ) <u>市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u></p> <p>(ス) <u>市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u></p> <p>(セ) <u>市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u></p>	<p>とする。</p> <p>(ウ) 住民に対して<u>避難勧告</u>等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難勧告及び避難指示(緊急)</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令に努めるものとする。</p> <p>(エ) 災害の状況に応じて<u>避難勧告</u>等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう努めるものとする。</p> <p>(オ) <u>避難勧告</u>等が発令された場合の<u>安全確保措置</u>としては、指定緊急避難場所への<u>移動を原則</u>とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への<u>移動を行うこと</u>がかえって危険を伴う場合<u>等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努める</u></p> <p>(カ) 市町村は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図るものとする。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。</p> <p>(キ) 住民に対する<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u>の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>((ク)～(ケ)略)</p> <p>(コ) <u>避難指示(緊急)、避難勧告</u>を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>((サ)略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国 の防災 基 本計 画 に合 わせ て修 正</p>
--	---	--

<p><b>第4 警報等の種類及び発表基準</b></p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帶ごとに明示して、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。</p> <p><b>特別警報・警報・注意報の概要</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td><td>大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報</td></tr> <tr> <td>警報</td><td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報</td></tr> <tr> <td>注意報</td><td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報</td></tr> </tbody> </table> <p><b>特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別警報・警報・注意報の種類</th><th>概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">特別警報</td><td>大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td></tr> <tr> <td>大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td></tr> <tr> <td>暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td></tr> <tr> <td>暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td></tr> <tr> <td rowspan="4">警報</td><td>大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td></tr> <tr> <td>洪水警報 <u>大雨、長雨、融雪等などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</u></td></tr> <tr> <td>大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr> <tr> <td>暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想</td></tr> </tbody> </table>	種類	概要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報	特別警報・警報・注意報の種類	概要	特別警報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	警報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	洪水警報 <u>大雨、長雨、融雪等などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</u>	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想	<p>気象台による表現の統一等</p> <p>避難情報に関するガイドライン改正に伴う修正</p>
種類	概要																				
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報																				
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報																				
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報																				
特別警報・警報・注意報の種類	概要																				
特別警報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。																				
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																				
	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																				
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																				
警報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。																				
	洪水警報 <u>大雨、長雨、融雪等などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</u>																				
	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																				
	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想																				

		壞による重大な災害が対象としてあげられる。 <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>				されたときに発表される。	
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		暴風雪警報		雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。			洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	注意報		大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。			強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。			雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。			なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。			着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。			融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおれがあるときに発表される。	
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。			霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおれがあるときに発表される。			低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。	

	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が <u>発生するおそれ</u> があるときに発表される。						
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等の著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が <u>発生する</u> おそれがあるときに発表される。						
(中略)								
(1) 雨を要因とする特別警報の指標 以下ア又はイのいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域の中で、 <u>大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）</u> 又は <u>洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）</u> で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報を発表する。				危険度分布の愛称決定により追記				
(2) 雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧（令和3年3月25日現在）				気象台の基準更新に伴う修正				
地域			50年に一度の値					
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	R48	R03	SWI	
長野県	長野県	北部	長野地域	長野市	219	91	157	
長野県	長野県	北部	長野地域	須坂市	253	97	167	
長野県	長野県	北部	長野地域	千曲市	206	90	150	
長野県	長野県	北部	長野地域	坂城町	213	104	155	
長野県	長野県	北部	長野地域	小布施町	205	89	150	
長野県	長野県	北部	長野地域	高山村	289	102	181	
長野県	長野県	北部	長野地域	信濃町	260	90	172	
長野県	長野県	北部	長野地域	小川村	214	88	158	
長野県	長野県	北部	長野地域	飯綱町	230	87	165	
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	中野市	224	88	159	
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	飯山市	262	84	172	
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	山ノ内町	321	100	193	
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	木島平村	250	87	168	
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	野沢温泉村	254	83	172	
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	栄村	300	98	189	
長野県	長野県	北部	大北地域	大町市	310	84	195	
長野県	長野県	北部	大北地域	池田町	210	72	150	

長野県	長野県	北部	大北地域	松川村	261	87	172
長野県	長野県	北部	大北地域	白馬村	339	89	205
長野県	長野県	北部	大北地域	小谷村	331	106	199
長野県	長野県	中部	上田地域	上田市	247	102	168
長野県	長野県	中部	上田地域	東御町	257	101	172
長野県	長野県	中部	上田地域	青木村	226	99	160
長野県	長野県	中部	上田地域	長和町	254	101	174
長野県	長野県	中部	佐久地域	小諸市	263	97	173
長野県	長野県	中部	佐久地域	佐久市	295	96	191
長野県	長野県	中部	佐久地域	小海町	279	85	183
長野県	長野県	中部	佐久地域	川上村	318	99	203
長野県	長野県	中部	佐久地域	南牧村	281	89	183
長野県	長野県	中部	佐久地域	南相木村	287	84	190
長野県	長野県	中部	佐久地域	北相木村	308	85	199
長野県	長野県	中部	佐久地域	佐久穂町	297	91	193
長野県	長野県	中部	佐久地域	軽井沢町	389	111	224
長野県	長野県	中部	佐久地域	御代田町	327	100	202
長野県	長野県	中部	佐久地域	立科町	253	99	173
長野県	長野県	中部	松本地域	松本	239	82	164
長野県	長野県	中部	松本地域	塩尻	247	86	169
長野県	長野県	中部	松本地域	安曇野市	268	80	174
長野県	長野県	中部	松本地域	麻績村	213	81	150
長野県	長野県	中部	松本地域	生坂村	207	74	149
長野県	長野県	中部	松本地域	山形村	232	71	163
長野県	長野県	中部	松本地域	朝日村	260	80	174
長野県	長野県	中部	松本地域	筑北村	212	81	151
長野県	長野県	中部	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	352	87	210
長野県	長野県	中部	諏訪地域	岡谷市	253	98	173
長野県	長野県	中部	諏訪地域	諏訪市	243	100	169
長野県	長野県	中部	諏訪地域	茅野市	269	97	176
長野県	長野県	中部	諏訪地域	下諏訪町	248	105	169
長野県	長野県	中部	諏訪地域	富士見町	295	93	184
長野県	長野県	中部	諏訪地域	原村	273	90	175
長野県	長野県	南部	上伊那地域	伊那市	293	85	185
長野県	長野県	南部	上伊那地域	駒ヶ根市	310	90	197
長野県	長野県	南部	上伊那地域	辰野町	262	91	174
長野県	長野県	南部	上伊那地域	箕輪町	240	88	167

長野県	長野県	南部	上伊那地域	飯島町	353	106	219
長野県	長野県	南部	上伊那地域	南箕輪村	271	79	178
長野県	長野県	南部	上伊那地域	中川村	277	85	187
長野県	長野県	南部	上伊那地域	宮田村	370	92	217
長野県	長野県	南部	木曽地域	檜川	301	84	191
長野県	長野県	南部	木曽地域	上松町	361	97	216
長野県	長野県	南部	木曽地域	南木曽町	352	115	225
長野県	長野県	南部	木曽地域	木祖村	308	81	192
長野県	長野県	南部	木曽地域	王滝村	454	128	257
長野県	長野県	南部	木曽地域	大桑村	389	106	228
長野県	長野県	南部	木曽地域	木曽町	351	93	210
長野県	長野県	南部	下伊那地域	飯田市	407	114	241
長野県	長野県	南部	下伊那地域	松川町	299	90	198
長野県	長野県	南部	下伊那地域	高森町	319	104	208
長野県	長野県	南部	下伊那地域	阿南町	406	129	257
長野県	長野県	南部	下伊那地域	阿智村	382	128	245
長野県	長野県	南部	下伊那地域	平谷村	419	142	259
長野県	長野県	南部	下伊那地域	根羽村	412	141	257
長野県	長野県	南部	下伊那地域	下條村	385	126	248
長野県	長野県	南部	下伊那地域	壳木村	447	143	273
長野県	長野県	南部	下伊那地域	天龍村	458	128	269
長野県	長野県	南部	下伊那地域	泰阜村	345	108	224
長野県	長野県	南部	下伊那地域	喬木村	302	97	201
長野県	長野県	南部	下伊那地域	豊丘村	290	85	193
長野県	長野県	南部	下伊那地域	大鹿村	352	91	212

(5) 雪に関する観測地点毎50年に一度の値一覧（令和3年10月28日現在）

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
長野県	長野	66	80
長野県	松本	58	78
長野県	諏訪	58	69
長野県	軽井沢	77	99
長野県	飯田	46 *	81
長野県	野沢温泉	382	353
長野県	信濃町	202	176

(5) 雪に関する観測地点毎50年に一度の値一覧（令和元年10月30日現在）

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
長野県	長野	67	80
長野県	松本	58	78
長野県	諏訪	59	69
長野県	軽井沢	78	99
長野県	飯田	46	81
長野県	野沢温泉	383	353
長野県	信濃町	203	176

長野県	飯山	<u>285</u>	257
長野県	小谷	<u>286</u>	251
長野県	白馬	<u>196</u>	187
長野県	大町	117	117
長野県	菅平	157	152
長野県	開田高原	139	115

注1) “\*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

注2) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注3) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

長野県	飯山	285	257			長野県	飯山	286	257		
長野県	小谷	286	251			長野県	小谷	285	251		
長野県	白馬	196	187			長野県	白馬	195	187		
長野県	大町	117	117			長野県	大町	116	117		
長野県	菅平	157	152			長野県	菅平	155	152		
長野県	開田高原	139	115			長野県	開田高原	137	115		

注1) 値が“一”的地点は、データ不足のため、50年に一度の値が算出できないもの。

注2) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注3) 特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

## 警報・注意報発表基準一覧表

(令和2年8月6日現在)

発表者署			長野地方気象台										(令和3年3月10日現在)				
府県予報区			長野県														
一次細分区域			北部			中部				南部							
市町村等をまとめた地域			長野 地域	中野駒山 地域	大北 地域	上田 地域	佐久 地域	松本 地域	乗鞍上高 地域	諏訪 地域	上那 地域	木曽 地域	下伊那 地域				
警報	大雨		区域内市町村別表1の基準に到達することが予想される場合														
	洪水		区域内市町村別表2の基準に到達することが予想される場合														
	暴風 (平均風速)		17m/s														
	暴風雪 (平均風速)		17m/s 雪を伴う														
	大雪 (12時間 降雪の深さ)	平地 12 時間降雪 の深さ 25cm, 山沿い、 12時間降 雪の深さ 30cm	12時間降 雪の深さ 40cm	平地 12 時間降雪 の深さ 25cm, 山沿い、 12時間降 雪の深さ 30cm	菅平周辺 12時間降 雪の深さ 25cm, 菅平周辺 を除く地 域 12時 間降雪の 深さ 20cm	12時間降 雪の深さ 20cm	聖高原周 辺 12時 間降雪の 深さ 25cm, 聖高原周 辺を除く 地域 12 時間降雪 の深さ 20cm	12時間降 雪の深さ 30cm	12時間降 雪の深さ 20cm	12時間降 雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm						
	波浪 (有義波高)																
	高潮																
	大雨	区域内市町村別表3の基準に到達することが予想される場合															
注意報	洪水		区域内市町村別表4の基準に到達することが予想される場合														
	強風 (平均風速)		13m/s														
	風雪 (平均風速)		13m/s 雪を伴う														
	大雪 (12時間 降雪の深さ)	平地 12 時間降雪 の深さ 15cm, 山沿い、 12時間降 雪の深さ 20cm	12時間降 雪の深さ 25cm	平地 12 時間降雪 の深さ 15cm, 山沿い、 12時間降 雪の深さ 20cm	菅平周辺 12時間降 雪の深さ 15cm, 菅平周辺 を除く地 域 12時 間降雪の 深さ 10cm	12時間降 雪の深さ 10cm	聖高原周 辺 12時 間降雪の 深さ 15cm, 聖高原周 辺を除く 地域 12 時間降 雪の深さ 10cm	12時間降 雪の深さ 20cm	12時間降 雪の深さ 10cm	12時間降 雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm						
	波浪 (有義波高)																
	高潮																
	雷	落雷等により被害が想われる場合															
	発表者署	長野地方気象台															
	府県予報区	長野県															
	一次細分区域	北部			中部				南部								
	市町村等をまとめた地域	長野 地域	中野駒山 地域	大北 地域	上田 地域	佐久 地域	松本 地域	乗鞍上高 地域	諏訪 地域	上那 地域	木曽 地域	下伊那 地域	長野 地域	中野駒山 地域	大北 地域		
警報	大雨	区域内市町村別表1の基準に到達することが予想される場合															
	洪水		区域内市町村別表2の基準に到達することが予想される場合														
	暴風 (平均風速)		17m/s														
	暴風雪 (平均風速)		17m/s 雪を伴う														
	大雪 (12時間 降雪の深さ)	平地 12 時間降雪 の深さ 25cm, 山沿い、 12時間降 雪の深さ 30cm	12時間降 雪の深さ 40cm	平地 12 時間降雪 の深さ 25cm, 山沿い、 12時間降 雪の深さ 30cm	菅平周辺 12時間降 雪の深さ 25cm, 菅平周辺 を除く地 域 12時 間降雪の 深さ 20cm	12時間降 雪の深さ 20cm	聖高原周 辺 12時 間降雪の 深さ 25cm, 聖高原周 辺を除く 地域 12 時間降雪 の深さ 20cm	12時間降 雪の深さ 30cm	12時間降 雪の深さ 20cm	12時間降 雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm						
	波浪 (有義波高)																
	高潮																
	大雨	区域内市町村別表3の基準に到達することが予想される場合															
	洪水		区域内市町村別表4の基準に到達することが予想される場合														
注意報	強風 (平均風速)		13m/s														
	風雪 (平均風速)		13m/s 雪を伴う														
	大雪 (12時間 降雪の深さ)	平地 12 時間降雪 の深さ 15cm, 山沿い、 12時間降 雪の深さ 20cm	12時間降 雪の深さ 25cm	平地 12 時間降雪 の深さ 15cm, 山沿い、 12時間降 雪の深さ 20cm	菅平周辺 12時間降 雪の深さ 15cm, 菅平周辺 を除く地 域 12時 間降雪の 深さ 10cm	12時間降 雪の深さ 10cm	聖高原周 辺 12時 間降雪の 深さ 15cm, 聖高原周 辺を除く 地域 12 時間降 雪の深さ 10cm	12時間降 雪の深さ 20cm	12時間降 雪の深さ 10cm	12時間降 雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm						
	波浪 (有義波高)																
	高潮																
	雷	落雷等により被害が想われる場合															
	発表者署	長野地方気象台															
	府県予報区	長野県															
	一次細分区域	北部			中部				南部								
	市町村等をまとめた地域	長野 地域	中野駒山 地域	大北 地域	上田 地域	佐久 地域	松本 地域	乗鞍上高 地域	諏訪 地域	上那 地域	木曽 地域	下伊那 地域	長野 地域	中野駒山 地域	大北 地域		

融雪	1積雪地域の日平均気温が10°C以上 2積雪地域の日平均気温が6°C以上で日降水量が20mm以上		
濃霧(視程)	100m		
乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% <sup>※1</sup>	最小湿度20%で実効湿度55% <sup>※2</sup>	最小湿度20%で実効湿度55% <sup>※3</sup>
なだれ	1表層なだれ: 積雪が50m以上あって、降雪の深さ20m以上で時速10m/s以上。 また、積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上。 2全層なだれ: 積雪が70m以上あって、最高気温平年より5°C以上高く、または日 水量が15mm以上		
低温	夏期: 平均気温平年より4°C以上低く、かつ最低気温15°C以下が2日以上続く場合 冬期: 最低気温14°C以下	夏期: 平均気温平年より4°C以上低く、かつ最低気温15°C以下高冷地で13°C以下が2日以上続く場合 冬期: 最低気温14°C以下高冷地で21°C以下	夏期: 平均気温平年より4°C以上低く、かつ最低気温15°C以下高冷地で13°C以下が2日以上続く場合 冬期: 最低気温11°C以下高冷地で21°C以下
霜	早霜・晚霜期に最低気温2°C以下		
着氷	著しい着氷が予想される場合		
着雪	著しい着雪が予想される場合		
記録的実時間大雨雨報 (1時間雨量)	100mm		

※1 湿度は長野地方気象台の値。

※2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

※3 湿度は飯田特別地域気象観測所の値。

- 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。
- 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

別表2 洪水警報基準（令和3年6月8日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指基準	複合基準 <sup>*</sup>	指定河川洪水予報による基準
長野地域	長野市	犀川流域=65.4、浅川流域=11.9、岡田川流域=4.7、聖川流域=7.9、軽川流域=10.1、赤野田川流域=4.1、保科川流域=8.1、土尻川流域=16.3、鳥居川流域=14.1、楠川流域=8.9、小川流域=10.4、太田川流域=6.6、当信川流域=5.5、裾花川流域=19	犀川流域=(5, 55.5)、岡田川流域=(7, 4.2)、鳥居川流域=(5, 12.6)、当信川流域=(5, 4.9)、裾花川流域=(5, 17.1)	千曲川[杭瀬下・立ヶ花]、犀川[小市]、信濃川水系裾花川[岡田]
	須坂市	松川流域=16.7、八木沢川流域=8.5、鶴川流域=16.8、百々川流域=13.3、仙仁川流域=7.1	—	千曲川[杭瀬下・立ヶ花]
	千曲市	沢山川流域=8.1、佐野川流域=6.7、更級川流域=5.3、女沢川流域=5.6	千曲川流域=(7, 39.4)	千曲川[生田・杭瀬下]
	坂城町	日名沢川流域=6.2、谷川流域=5.4	—	千曲川[生田・杭瀬下]
	小布施町	松川流域=18.6、八木沢川流域=8.6、篠井川流域=8.7、浅川流域=11.9	—	千曲川[立ヶ花]
	高山村	松川流域=16.6、八木沢川流域=5.1	—	—
	信濃町	鳥居川流域=8.4、古海川流域=5.9、関川流域=26.6、赤川流域=7.5	—	—
	小川村	土尻川流域=13.6、小川川流域=9.2	—	—
	飯綱町	鳥居川流域=12.3、八蛇川流域=5.8、斑尾川流域=6.2	鳥居川流域=(5, 11)	—
	中野飯山地域	夜間瀬川流域=17.6、斑尾川流域=9.7、斑川流域=5.4、篠井川流域=5.2、江部川流域=5.1	篠井川流域=(5, 4.5)、千曲川流域=(5, 46.6)	千曲川[立ヶ花]
中野飯山地域	飯山市	桑名川流域=4.6、出川流域=4.1、広井川流域=5.3、日光川流域=4.1、樽川流域=16.6	千曲川流域=(5, 52.6)	千曲川[立ヶ花]
	山ノ内町	夜間瀬川流域=15.4、三沢川流域=7	—	—
	木島平村	馬曲川流域=7.3、樽川流域=15.2	—	千曲川[立ヶ花]
	野沢温泉村	千曲川流域=100.1、池の沢川流域=5.1、湯沢川流域=4.2、赤瀧川流域=4.8	—	千曲川[立ヶ花]
	栄村	千曲川流域=100.4、志久見川流域=17.2、北野川流域=12.2、小箕作川流域=4.5、中津川流域=29.4	—	—

融雪	1積雪地域の日平均気温が10°C以上 2積雪地域の日平均気温が6°C以上で日降水量が20mm以上		
濃霧(視程)	100m		
乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% <sup>※1</sup>	最小湿度20%で実効湿度55% <sup>※2</sup>	最小湿度20%で実効湿度55% <sup>※3</sup>
なだれ	1表層なだれ: 積雪が50m以上あって、降雪の深さ20m以上で時速10m/s以上。 また、積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上。 2全層なだれ: 積雪が70m以上あって、最高気温平年より5°C以上高く、または日 水量が15mm以上		
低温	夏期: 平均気温平年より4°C以上低く、かつ最低気温15°C以下が2日以上続く場合 冬期: 最低気温14°C以下	夏期: 平均気温平年より4°C以上低く、かつ最低気温15°C以下高冷地で13°C以下が2日以上続く場合 冬期: 最低気温14°C以下高冷地で21°C以下	夏期: 平均気温平年より4°C以上低く、かつ最低気温15°C以下高冷地で13°C以下が2日以上続く場合 冬期: 最低気温11°C以下高冷地で21°C以下
霜	早霜・晚霜期に最低気温2°C以下		
着氷	著しい着氷が予想される場合		
着雪	著しい着雪が予想される場合		
記録的実時間大雨雨報 (1時間雨量)	100mm		

※1 湿度は長野地方気象台の値。

※2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

※3 湿度は飯田特別地域気象観測所の値。

- 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。
- 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

(略)

大北地域	大町市	犀川流域=64.9, 金熊川流域=5.8, 高瀬川流域=30.5, 農具川流域=8.4, 福尾沢川流域=5, 鹿島川流域=13.3, 土尻川流域=7.3	犀川流域=(5, 64.4), 金熊川流域=(5, 5.2), 農具川流域=(5, 7.5)	—																																																																					
	池田町	高瀬川流域=30.8	—	—																																																																					
	松川村	高瀬川流域=30.6, 乳川流域=12.4, 芦間川流域=7.3	—	—																																																																					
	白馬村	姫川流域=13.7, 楠川流域=8, 松川流域=14.4, 大樽川流域=5.2	姫川流域=(7, 12.3)	—																																																																					
	小谷村	姫川流域=24.2, 中谷川流域=18.3	姫川流域=(6, 21.7)	—																																																																					
	上田地域	浦野川流域=16.7, 室賀川流域=9.3, 阿鳥川流域=4.8, 産川流域=11.5, 湯川流域=6.9, 尾根川流域=4.1, 矢出沢川流域=7.9, 神川流域=19.6, 大沢川流域=5, 洗馬川流域=13.6, 傍陽川流域=7.7, 角間川流域=5.7 瀬沢川流域=3.6, 依田川流域=29.3, 内村川流域=13.2, 武石川流域=14.6	湯川流域=(5, 6.2), 矢出沢川流域=(5, 7.1)  千曲川[生田], 信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	—																																																																					
東御地域	上田市	浦野川流域=16.7, 室賀川流域=9.3, 阿鳥川流域=4.8, 産川流域=11.5, 湯川流域=6.9, 尾根川流域=4.1, 矢出沢川流域=7.9, 神川流域=19.6, 大沢川流域=5, 洗馬川流域=13.6, 傍陽川流域=7.7, 角間川流域=5.7 瀬沢川流域=3.6, 依田川流域=29.3, 内村川流域=13.2, 武石川流域=14.6	湯川流域=(5, 6.2), 矢出沢川流域=(5, 7.1)  千曲川[生田], 信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	—																																																																					
	東御市	金原川流域=4.7, 求女川流域=4.6, 所沢川流域=3.7, 鹿曲川流域=19.1, 小相沢川流域=4.9, 大石沢川流域=4.6, 西沢川流域=3.1, 成沢川流域=5.1, 西川流域=2.2	所沢川流域=(5, 3.3), 西沢川流域=(5, 2.7),  信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	—																																																																					
	青木村	浦野川流域=13.3, 阿鳥川流域=4.7	—	—																																																																					
	長和町	依田川流域=20, 五十鈴川流域=4.2, 大門川流域=12.8, 追川流域=7.1	—	—																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th><th>市町村等</th><th>流域雨量指數基準</th><th>複合基準<sup>†</sup></th><th>指定河川洪水予報による基準</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">佐久地域</td><td>小諸市</td><td>深沢川流域=5.1, 中沢川流域=5.6, 蛇堀川流域=6.4, 線矢川流域=9.5, 湧玉川流域=4.5</td><td>—</td><td>信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]</td><td></td></tr> <tr> <td>佐久市</td><td>布施川流域=7.1, 満川流域=6.4, 湯川流域=22.4, 中沢川流域=4.5, 片貝川流域=7.2, 滑津川流域=17.6, 志賀川流域=11.9, 雨川流域=9.8, 谷川流域=5.9, 鹿曲川流域=15.1, 細小路川流域=7.9, 八丁地川流域=11</td><td>布施川流域=(7, 7), 湯川流域=(5, 20.1), 中沢川流域=(7, 4), 片貝川流域=(7, 7.1), 滑津川流域=(5, 15.8), 志賀川流域=(5, 10.7), 雨川流域=(5, 8.8), 谷川流域=(5, 5.3), 鹿曲川流域=(7, 12.9), 千曲川流域=(7, 37.1)</td><td>信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]</td></tr> <tr> <td>小海町</td><td>千曲川流域=37.2, 本間川流域=7.4, 相木川流域=21.1, 大月川流域=7.9</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>川上村</td><td>千曲川流域=23.6, 黒沢川流域=9.3, 金峰山川流域=13.1, 西川流域=10.4</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>南牧村</td><td>千曲川流域=28.9, 桑添川流域=5.7, 板橋川流域=5.3</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>南相木村</td><td>南相木川流域=13.9, 栗生川流域=8.1</td><td>南相木川流域=(5, 12.5)</td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>北相木村</td><td>相木川流域=11.3</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>佐久穂町</td><td>千曲川流域=41.9, 北沢川流域=4.7, 抜井川流域=15.1, 余地川流域=7.7, 大石川流域=12.2, 石堂川流域=7, 入堂川流域=5.1</td><td>北沢川流域=(8, 4.2)</td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>軽井沢町</td><td>湯川流域=12.4, 茂沢川流域=5.7, 発地川流域=6.2, 泥川流域=12.2, 濁川流域=4.4</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>御代田町</td><td>線矢川流域=7.1, 満川流域=5.5, 湯川流域=21.4</td><td>湯川流域=(6, 19.2)</td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>立科町</td><td>番屋川流域=7.5, 芦田川流域=6.5</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">松本地域</td><td>松本</td><td>会田川流域=13.7, 梓川流域=34.2, 大門沢川流域=4.8, 女鳥羽川流域=12.6, 田川流域=16.9, 薄川流域=11.2, 和泉川流域=5.3, 塩沢川流域=4.9, 鎮川流域=14.2, 牛伏川流域=6.6</td><td>和泉川流域=(5, 4.7), 鎮川流域=(5, 12.7)</td><td>信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]</td><td></td></tr> <tr> <td>塩尻</td><td>田川流域=11.4, 矢沢川流域=5.3, 小曾部川流域=6.6</td><td>矢沢川流域=(6, 4.7), 奈良井川流域=(6, 16.7)</td><td>信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]</td><td></td></tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指數基準	複合基準 <sup>†</sup>	指定河川洪水予報による基準		佐久地域	小諸市	深沢川流域=5.1, 中沢川流域=5.6, 蛇堀川流域=6.4, 線矢川流域=9.5, 湧玉川流域=4.5	—	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]		佐久市	布施川流域=7.1, 満川流域=6.4, 湯川流域=22.4, 中沢川流域=4.5, 片貝川流域=7.2, 滑津川流域=17.6, 志賀川流域=11.9, 雨川流域=9.8, 谷川流域=5.9, 鹿曲川流域=15.1, 細小路川流域=7.9, 八丁地川流域=11	布施川流域=(7, 7), 湯川流域=(5, 20.1), 中沢川流域=(7, 4), 片貝川流域=(7, 7.1), 滑津川流域=(5, 15.8), 志賀川流域=(5, 10.7), 雨川流域=(5, 8.8), 谷川流域=(5, 5.3), 鹿曲川流域=(7, 12.9), 千曲川流域=(7, 37.1)	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	小海町	千曲川流域=37.2, 本間川流域=7.4, 相木川流域=21.1, 大月川流域=7.9	—	—		川上村	千曲川流域=23.6, 黒沢川流域=9.3, 金峰山川流域=13.1, 西川流域=10.4	—	—		南牧村	千曲川流域=28.9, 桑添川流域=5.7, 板橋川流域=5.3	—	—		南相木村	南相木川流域=13.9, 栗生川流域=8.1	南相木川流域=(5, 12.5)	—		北相木村	相木川流域=11.3	—	—		佐久穂町	千曲川流域=41.9, 北沢川流域=4.7, 抜井川流域=15.1, 余地川流域=7.7, 大石川流域=12.2, 石堂川流域=7, 入堂川流域=5.1	北沢川流域=(8, 4.2)	—		軽井沢町	湯川流域=12.4, 茂沢川流域=5.7, 発地川流域=6.2, 泥川流域=12.2, 濁川流域=4.4	—	—		御代田町	線矢川流域=7.1, 満川流域=5.5, 湯川流域=21.4	湯川流域=(6, 19.2)	—		立科町	番屋川流域=7.5, 芦田川流域=6.5	—	—		松本地域	松本	会田川流域=13.7, 梓川流域=34.2, 大門沢川流域=4.8, 女鳥羽川流域=12.6, 田川流域=16.9, 薄川流域=11.2, 和泉川流域=5.3, 塩沢川流域=4.9, 鎮川流域=14.2, 牛伏川流域=6.6	和泉川流域=(5, 4.7), 鎮川流域=(5, 12.7)	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]		塩尻	田川流域=11.4, 矢沢川流域=5.3, 小曾部川流域=6.6	矢沢川流域=(6, 4.7), 奈良井川流域=(6, 16.7)	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]		
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指數基準	複合基準 <sup>†</sup>	指定河川洪水予報による基準																																																																					
佐久地域	小諸市	深沢川流域=5.1, 中沢川流域=5.6, 蛇堀川流域=6.4, 線矢川流域=9.5, 湧玉川流域=4.5	—	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]																																																																					
	佐久市	布施川流域=7.1, 満川流域=6.4, 湯川流域=22.4, 中沢川流域=4.5, 片貝川流域=7.2, 滑津川流域=17.6, 志賀川流域=11.9, 雨川流域=9.8, 谷川流域=5.9, 鹿曲川流域=15.1, 細小路川流域=7.9, 八丁地川流域=11	布施川流域=(7, 7), 湯川流域=(5, 20.1), 中沢川流域=(7, 4), 片貝川流域=(7, 7.1), 滑津川流域=(5, 15.8), 志賀川流域=(5, 10.7), 雨川流域=(5, 8.8), 谷川流域=(5, 5.3), 鹿曲川流域=(7, 12.9), 千曲川流域=(7, 37.1)	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]																																																																					
	小海町	千曲川流域=37.2, 本間川流域=7.4, 相木川流域=21.1, 大月川流域=7.9	—	—																																																																					
	川上村	千曲川流域=23.6, 黒沢川流域=9.3, 金峰山川流域=13.1, 西川流域=10.4	—	—																																																																					
	南牧村	千曲川流域=28.9, 桑添川流域=5.7, 板橋川流域=5.3	—	—																																																																					
	南相木村	南相木川流域=13.9, 栗生川流域=8.1	南相木川流域=(5, 12.5)	—																																																																					
	北相木村	相木川流域=11.3	—	—																																																																					
	佐久穂町	千曲川流域=41.9, 北沢川流域=4.7, 抜井川流域=15.1, 余地川流域=7.7, 大石川流域=12.2, 石堂川流域=7, 入堂川流域=5.1	北沢川流域=(8, 4.2)	—																																																																					
	軽井沢町	湯川流域=12.4, 茂沢川流域=5.7, 発地川流域=6.2, 泥川流域=12.2, 濁川流域=4.4	—	—																																																																					
	御代田町	線矢川流域=7.1, 満川流域=5.5, 湯川流域=21.4	湯川流域=(6, 19.2)	—																																																																					
	立科町	番屋川流域=7.5, 芦田川流域=6.5	—	—																																																																					
松本地域	松本	会田川流域=13.7, 梓川流域=34.2, 大門沢川流域=4.8, 女鳥羽川流域=12.6, 田川流域=16.9, 薄川流域=11.2, 和泉川流域=5.3, 塩沢川流域=4.9, 鎮川流域=14.2, 牛伏川流域=6.6	和泉川流域=(5, 4.7), 鎮川流域=(5, 12.7)	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]																																																																					
	塩尻	田川流域=11.4, 矢沢川流域=5.3, 小曾部川流域=6.6	矢沢川流域=(6, 4.7), 奈良井川流域=(6, 16.7)	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]																																																																					

	安曇野市	犀川流域=45.1, 潟沢川流域=6.6, 会田川流域=14.7, 潟沢川流域=6.3, 高瀬川流域=30.9, 穂高川流域=26.3, 乳川流域=20.2, 天満沢川流域=6, 鳥川流域=15.7, 万水川流域=11, 黒沢川流域=5.8, 桑川流域=34.3	犀川流域=(5, 40.5), 瀧沢川流域=(5, 6.3), 会田川流域=(5, 13.2), 万水川流域=(5, 9.9)	-
	麻績村	麻績川流域=12.4	-	-
	生坂村	犀川流域=62.9, 麻績川流域=19, 金熊川流域=11.3	-	-
	山形村	三間沢川流域=5.6, 唐沢川流域=5.7	-	-
	朝日村	鎮川流域=12.1	-	-
	筑北村	麻績川流域=17.7, 別所川流域=7.8, 東条川流域=7.7, 安坂川流域=8.7	-	-
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	梓川流域=26.4, 島々谷川流域=14.5, 奈川流域=12.2, 黒川流域=6.7	-	-

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指標基準	複合基準 <sup>*</sup>	指定河川洪水予報による基準
諏訪地域	岡谷市	十四瀬川流域=5.5, 横河川流域=7.3, 塚間川流域=5.2, 天竜川流域=31.2	十四瀬川流域=(7, 4.5), 塚間川流域=(7, 3.9)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	諏訪市	新川流域=5.3, 宮川流域=15.3, 上川流域=21.1, 角間川流域=5.7, 沢川流域=5.8	新川流域=(5, 5.3), 角間川流域=(5, 4.5)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	茅野市	上川流域=21, 柳川流域=11.6, 宮川流域=14.9, 洪川流域=9.5, 滝ノ湯川流域=8.2	-	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	下諏訪町	承知川流域=4.6, 砥川流域=11.4, 十四瀬川流域=5.3	承知川流域=(7, 4.1)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	富士見町	宮川流域=5.4, 釜無川流域=22.2, 乙貝川流域=3.4, 立場川流域=10.3	-	-
	原村	弓振川流域=5.1, 小早川流域=2.6, 阿久川流域=5.3, 道祖神川流域=2.2	-	-
	伊那市	瀬波川流域=4.5, 棚沢川流域=7.4, 戸谷川流域=4.3, 小沢川流域=8.9, 小黒川流域=6.8, 犬田切川流域=5.5, 猪ノ沢川流域=3.8, 大沢川流域=5.1, 三峰川流域=32.3, 新山川流域=5.6, 藤沢川流域=12.2, 松倉川流域=5.7, 山室川流域=8.7, 黒川流域=17.1, 大清水川流域=5, 粟沢川流域=4.7	戸谷川流域=(5, 3.8), 小黒川流域=(5, 6.1), 猪ノ沢川流域=(5, 3.4), 大沢川流域=(5, 4.5)	天竜川上流[伊那富・沢渡]
上伊那地域	駒ヶ根市	太田切川流域=15.2, 塩田川流域=3.6, 大曾倉川流域=5.2, 下間川流域=4, 田沢川流域=3.9, 上穂沢川流域=6.2, 中田切川流域=8.9	-	天竜川上流[沢渡]
	辰野町	上野川流域=5.2, 横川川流域=10.8, 小横川川流域=6.8, 小野川流域=8.5, 沢底川流域=5.7	上野川流域=(5, 4.6), 小野川流域=(5, 7.6)	天竜川上流[伊那富]
	箕輪町	桑沢川流域=4.4, 沢川流域=10.6, 深沢川流域=5.3, 帯無川流域=6.1	-	天竜川上流[伊那富]
	飯島町	中田切川流域=8.4, 郷沢川流域=6.2, 与田切川流域=12.2, 子生沢川流域=3.9	-	天竜川上流[沢渡]
	南箕輪村	大泉川流域=5.6, 大清水川流域=5.7	-	天竜川上流[伊那富]
	中川村	子生沢川流域=4.7, 日向沢川流域=8.6, 小渕川流域=29.9	-	天竜川上流[沢渡]
	宮田村	大沢川流域=4.4, 太田切川流域=15.2	-	天竜川上流[沢渡]
	木曽地域	木曽川流域=12.8 奈良井川流域=12.8	-	-
	上松町	木曽川流域=55.2, 清川流域=9.4, 小川流域=15.1, 十王沢川流域=5.5	-	-
	南木曽町	木曽川流域=63.6, 壬川流域=9.6, 蘭川流域=18.7, 柿其川流域=12.8	-	-
	木祖村	木曽川流域=17.5, 菅川流域=5.3, 笛川流域=10.6	-	-
	王滝村	王滝川流域=22.9, 大又川流域=5.6, 溝口川流域=5.5, 鈴ヶ沢流域=7.2	-	-
	大桑村	木曽川流域=57, 殿小川流域=9.1, 伊那川流域=21.2	-	-

	木曾町	木曾川流域=28.2, 王滝川流域=44.4, 中沢川流域=5.1, 本洞川流域=7.3, 西野川流域=10.6, 白川流域=10. 湯川流域=7.5, 末川流域=11.1, 把之沢川流域=5.6, 鮎沢川流域=5.7, 八沢川流域=6.9, 黒川流域=13.7, 西洞川流域=6.6, 正沢川流域=8.9	木曾川流域=(6, 26.3), 八沢川流域=(6, 5.7), 黒川流域=(6, 11.9)	—
--	-----	---	---	---

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指數基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準
下伊那地域	飯田市	土曾川流域=4.2, 松川流域=20.1, 野底川流域=7.8, 富田沢川流域=4.7, 新川流域=4.8, 弟川流域=4.8, 遠山川流域=38.8, 上村川流域=15.2	—	天竜川上流[市田・天竜峡]
	松川町	福沢川流域=4	—	天竜川上流[沢渡・市田]
	高森町	田沢川流域=4.2, 胡麻目川流域=5.5, 大島川流域=6.8, 江戸ヶ沢川流域=3.6	—	天竜川上流[市田]
	阿南町	門原川流域=8.5, 和知野川流域=31, 壳木川流域=20.1, 早木戸川流域=9.2, 天竜川流域=74.1	—	—
	阿智村	阿智川流域=26.1, 河内川流域=7.3, 大沢川流域=11.6, 本谷川流域=16.7, 清内路川流域=8.4, 和知野川流域=15.1	阿智川流域=(7, 23.4), 本谷川流域=(7, 15)	—
	平谷村	上村川流域=13.3, 平谷川流域=19.1	平谷川流域=(7, 17.1)	—
	根羽村	矢作川流域=24.9, 小川川流域=12	—	—
	下條村	白又川流域=6.9, 牛ヶ爪川流域=6.6, 天竜川流域=73.3	—	—
	壳木村	壳木川流域=7.7, 軒川流域=9.3	—	—
	天龍村	天竜川流域=86.7, 遠山川流域=40.7, 早木戸川流域=14.5	—	—
	泰阜村	矢筈川流域=5, 左京川流域=4.8, 天竜川流域=74.1	—	—
	喬木村	壬生沢川流域=3.9, 加々須川流域=8.2, 小川川流域=11.2	—	天竜川上流[市田・天竜峡]
	豊丘村	寺沢川流域=4, 赤川流域=9.7, 壬生沢川流域=4.1	—	天竜川上流[市田]
	大鹿村	小渋川流域=27.7, 鹿塩川流域=15.5, 塩川流域=10.6	—	—

\*<sup>1</sup> (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(略)

別表4 洪水注意報基準（令和3年6月8日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指數基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準
長野地域	長野市	犀川流域=52.3, 浅川流域=9.5, 岡田川流域=3.7, 聖川流域=6.3, 鰐川流域=8, 赤野田川流域=3.2, 保科川流域=6.4, 土尻川流域=13, 鳥居川流域=11.2, 楠川流域=7.1, 小川流域=8.3, 太田川流域=5.2, 当信川流域=4.4, 榛花川流域=15.2	犀川流域=(5, 50), 岡田川流域=(6, 3), 聖川流域=(5, 6.3), 鰐川流域=(6, 6.4), 鳥居川流域=(5, 11.2), 太田川流域=(6, 4.2), 当信川流域=(5, 4.4), 榛花川流域=(5, 12.2)	千曲川[杭瀬下・立ヶ花], 犀川[小市], 信濃川水系榛花川[岡田]
	須坂市	松川流域=13.3, 八木沢川流域=6.8, 鯧川流域=13.4, 百々川流域=10.6, 仙仁川流域=5.6	八木沢川流域=(5, 5.6), 千曲川流域=(5, 74)	千曲川[立ヶ花]
	千曲市	沢山川流域=6.4, 佐野川流域=5.3, 更級川流域=4.2, 女沢川流域=4.4	更級川流域=(5, 3.9), 千曲川流域=(5, 35.5)	千曲川[杭瀬下]
	坂城町	日名沢川流域=4.9, 谷川流域=4.3	—	千曲川[生田・杭瀬下]

	小布施町	松川流域=14.8, 八木沢川流域=6.8, 篠井川流域=6.9, 浅川流域=9.5	千曲川流域=(5, 45)	千曲川[立ヶ花]	
	高山村	松川流域=13.2, 八木沢川流域=4	—	—	
	信濃町	鳥居川流域=6.7, 古海川流域=4.7, 関川流域=21.2, 赤川流域=6	鳥居川流域=(6, 5.4)	—	
	小川村	土尻川流域=10.8, 小川川流域=7.3	—	—	
	飯綱町	鳥居川流域=9.8, 八蛇川流域=4.6, 斑尾川流域=4.9	鳥居川流域=(5, 9.8)	—	
中野飯山地域	中野市	夜間瀬川流域=14, 斑尾川流域=7.1, 斑川流域=4.3, 篠井川流域=4.1, 江部川流域=4.8	斑尾川流域=(5, 5.7), 篠井川流域=(5, 4), 江部川流域=(5, 3.8), 千曲川流域=(5, 41.9)	千曲川[立ヶ花]	
	飯山市	桑名川流域=3.6, 出川流域=3.2, 広井川流域=4.2, 日光川流域=3.2, 樽川流域=13.2	千曲川流域=(5, 47.3)	千曲川[立ヶ花]	
	山ノ内町	夜間瀬川流域=12.3, 三沢川流域=5.6	—	—	
	木島平村	馬曲川流域=5.8, 樽川流域=12.1	樽川流域=(6, 9.7)	千曲川[立ヶ花]	
	野沢温泉村	千曲川流域=80, 池の沢川流域=4, 湯沢川流域=3.3, 赤滝川流域=3.8	千曲川流域=(5, 80), 池の沢川流域=(5, 3.2), 湯沢川流域=(5, 2.6)	千曲川[立ヶ花]	
	栄村	千曲川流域=80.3, 志久見川流域=13.7, 北野川流域=9.7, 小箕作川流域=3.6, 中津川流域=23.5	千曲川流域=(5, 80.3)	—	
大北地域	大町市	犀川流域=51.9, 金熊川流域=4.6, 高瀬川流域=24.4, 農具川流域=6.7, 福尾沢川流域=4, 鹿島川流域=10.6, 土尻川流域=5.8	犀川流域=(5, 51.9), 金熊川流域=(5, 4.6), 農具川流域=(5, 6.7), 福尾沢川流域=(5, 3.2)	—	
	池田町	高瀬川流域=24.6	—	—	
	松川村	高瀬川流域=24.4, 乳川流域=9.9, 芦間川流域=5.8	—	—	
	白馬村	姫川流域=10.9, 楠川流域=6.4, 松川流域=11.5, 大榎川流域=4.1	姫川流域=(7, 10.9)	—	
	小谷村	姫川流域=19.3, 中谷川流域=14.6	姫川流域=(6, 15.4)	—	
上田地域	上田市	浦野川流域=13.3, 室賀川流域=6.5, 阿鳥川流域=3.8, 産川流域=9.2, 湯川流域=5.5, 尾根川流域=3.2, 矢出沢川流域=6.3, 神川流域=15.6, 大沢川流域=4, 洗馬川流域=10.8, 傍陽川流域=5.6, 角間川流域=4.5, 瀬沢川流域=2.8, 依田川流域=23.4, 内村川流域=10.5, 武石川流域=11.6	室賀川流域=(5, 5.9), 産川流域=(5, 8.5), 湯川流域=(5, 4.4), 尾根川流域=(5, 2.6), 矢出沢川流域=(5, 6.3), 傍陽川流域=(5, 3.5), 瀬沢川流域=(5, 42.6)	千曲川[生田], 信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	東御市	金原川流域=2.4, 求女川流域=3.6, 所沢川流域=2.8, 鹿曲川流域=15.2, 小相沢川流域=3.9, 大石沢川流域=2.3, 西沢川流域=2.4, 成沢川流域=3.6, 西川流域=1.7	金原川流域=(5, 2.2), 所沢川流域=(5, 2.8), 大石沢川流域=(5, 1.8), 西沢川流域=(5, 2.4)	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	青木村	浦野川流域=10.6, 阿鳥川流域=3.7	—	—	
	長和町	依田川流域=16, 五十鈴川流域=3.3, 大門川流域=10.2, 追川流域=5.6	—	—	

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指數基準	複合基準 <sup>*</sup>	指定河川洪水予報による基準
佐久地域	小諸市	深沢川流域=4, 中沢川流域=4.4, 蛇掘川流域=5.1, 緑矢川流域=7.6, 湧玉川流域=3.6	深沢川流域=(5, 3.2), 中沢川流域=(5, 4.4), 千曲川流域=(5, 43.4)	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	佐久市	布施川流域=5.6, 潟川流域=5.1, 湯川流域=17.9, 中沢川流域=3.6, 片貝川流域=5.7, 滑津川流域=14, 志賀川流域=9.5, 雨川流域=7.8, 谷川流域=4.7, 鹿曲川流域=12, 細小路川流域=6.3, 八丁地川流域=8.8	布施川流域=(5, 5.5), 湯川流域=(5, 14.3), 中沢川流域=(5, 2.9), 片貝川流域=(5, 4.6), 滑津川流域=(5, 14), 志賀川流域=(5, 9.5), 雨川流域=(5, 7.8), 谷川流域=(5, 3.8), 鹿曲川流域=(5, 9.6), 細小路川流域=(5, 5), 千曲川流域=(5, 33.4)	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]

	小海町	千曲川流域=29.7, 本間川流域=5.9, 相木川流域=16.8, 大月川流域=6.3	相木川流域=(5, 16.8)	-
	川上村	千曲川流域=18.8, 黒沢川流域=7.4, 金峰山川流域=10.4, 西川流域=8.3	-	-
	南牧村	千曲川流域=23.1, 桜添川流域=4.5, 板橋川流域=4.2	-	-
	南相木村	南相木川流域=11.1, 粟生川流域=6.4	南相木川流域=(5, 11.1)	-
	北相木村	相木川流域=9	相木川流域=(5, 9)	-
	佐久穂町	千曲川流域=33.5, 北沢川流域=3.7, 拔井川流域=12, 余地川流域=6.1, 大石川流域=9.7, 石堂川流域=5.6, 入堂川流域=4	千曲川流域=(5, 33.5), 北沢川流域=(7, 3.7), 拔井川流域=(6, 9.6)	-
	軽井沢町	湯川流域=9.9, 茂沢川流域=4.5, 発地川流域=4.9, 泥川流域=9.7, 濁川流域=3.5	-	-
	御代田町	縄矢川流域=5.6, 濁川流域=4.4, 湯川流域=17.1	湯川流域=(6, 17.1)	-
	立科町	番屋川流域=6, 芦田川流域=5.2	-	-
松本地域	松本	会田川流域=10.9, 梓川流域=27.3, 大門沢川流域=3.8, 女鳥羽川流域=10, 田川流域=13.5, 薄川流域=8.9, 和泉川流域=4.2, 塩沢川流域=3.9, 鎮川流域=11.3, 牛伏川流域=5.2	大門沢川流域=(6, 3.8), 田川流域=(5, 13.5), 薄川流域=(6, 7.1), 和泉川流域=(5, 4.2), 鎮川流域=(5, 9), 奈良井川流域=(6, 22.1)	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]
	塩尻	田川流域=9.1, 矢沢川流域=4.2, 小曾部川流域=5.2	矢沢川流域=(6, 4.2), 奈良井川流域=(5, 14.8)	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]
	安曇野市	犀川流域=36, 潮沢川流域=5.2, 会田川流域=11.7, 潮沢川流域=5, 高瀬川流域=24.7, 稲高川流域=21, 乳川流域=16.1, 天満沢川流域=4.8, 鳥川流域=12.5, 万水川流域=8.8, 黒沢川流域=4.6, 梓川流域=27.4	犀川流域=(5, 36), 潮沢川流域=(5, 5.2), 会田川流域=(5, 11.7), 鳥川流域=(6, 10), 万水川流域=(5, 8.8)	-
	麻績村	麻績川流域=9.9	-	-
	生坂村	犀川流域=50.3, 麻績川流域=15.2, 金熊川流域=9	犀川流域=(5, 40.2), 麻績川流域=(5, 15.2)	-
	山形村	三間沢川流域=4.4, 唐沢川流域=4.5	-	-
	朝日村	鎮川流域=9.6	-	-
	筑北村	麻績川流域=14.1, 別所川流域=6.2, 東条川流域=6.1, 安坂川流域=6.9	麻績川流域=(5, 11.3)	-
	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	梓川流域=21.1, 島々谷川流域=11.6, 奈川流域=9.7, 黒川流域=5.3	梓川流域=(7, 16.9)

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指標基準	複合基準 <sup>*</sup>	指定河川洪水予報による基準
諏訪地域	岡谷市	十四瀬川流域=4.4, 横河川流域=5.8, 塚間川流域=4.1, 天竜川流域=24.9	十四瀬川流域=(7, 2.4), 塚間川流域=(5, 3.3)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	諏訪市	新川流域=4.2, 宮川流域=12.2, 上川流域=16.8, 角間川流域=4.5, 沢川流域=4.6	新川流域=(5, 3.6), 角間川流域=(5, 4.1), 沢川流域=(5, 3.7)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	茅野市	上川流域=13.4, 柳川流域=9.2, 宮川流域=11.9, 津川流域=7.6, 篠ノ瀬川流域=6.5	-	-
	下諏訪町	承知川流域=3.6, 砥川流域=9.1, 十四瀬川流域=4.2	承知川流域=(7, 2.9), 十四瀬川流域=(5, 3.5)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	富士見町	宮川流域=4.3, 釜無川流域=17.7, 乙貝川流域=2.7, 立場川流域=8.2	-	-

	原村	弓振川流域=4, 小早川流域=2, 阿久川流域=4.2, 道祖神川流域=1.7	—	—
上伊那地域	伊那市	瀬沢川流域=3.6, 橋沢川流域=5.9, 戸谷川流域=3.4, 小沢川流域=7.1, 小黒川流域=5.4, 天田切川流域=4.4, 猪ノ沢川流域=3, 大沢川流域=4.4, 三峰川流域=25.8, 新山川流域=4.4, 藤沢川流域=9.7, 松倉川流域=4.5, 山室川流域=6.9, 黒川流域=13.6, 大清水川流域=4, 葉沢川流域=3.7	戸谷川流域=(5, 2.7), 小黒川流域=(5, 4.3), 猪ノ沢川流域=(5, 2.4), 大沢川流域=(5, 3.2), 三峰川流域=(6, 20.6), 新山川流域=(6, 3.5), 藤沢川流域=(6, 7.8), 天竜川流域=(6, 31.9)	天竜川上流[伊那富・沢渡]
	駒ヶ根市	太田切川流域=12.1, 塩田川流域=2.8, 大曾倉川流域=4.1, 下間川流域=3.2, 田沢川流域=3.1, 上穂沢川流域=4.9, 中田切川流域=7.1	下間川流域=(6, 2.6)	天竜川上流[沢渡]
	辰野町	上野川流域=4.1, 横川川流域=8.6, 小横川川流域=5.4, 小野川流域=6.8, 沢底川流域=4.5	上野川流域=(5, 3.3), 横川川流域=(5, 8.6), 小横川川流域=(5, 5.4), 小野川流域=(5, 6.8), 天竜川流域=(5, 27.7)	天竜川上流[伊那富]
	箕輪町	桑沢川流域=3.5, 沢川流域=8.4, 深沢川流域=4.2, 帯無川流域=4.8	—	天竜川上流[伊那富]
	飯島町	中田切川流域=6.7, 郷沢川流域=4.9, 与田切川流域=9.7, 子生沢川流域=3.1	天竜川流域=(7, 43.2)	天竜川上流[沢渡]
	南箕輪村	大泉川流域=4.4, 大清水川流域=4.5	大清水川流域=(5, 4.5)	天竜川上流[伊那富]
	中川村	子生沢川流域=3.7, 日向沢川流域=6.8, 小渋川流域=23.9	天竜川流域=(7, 44)	天竜川上流[沢渡]
	宮田村	大沢川流域=3.5, 太田切川流域=12.1	—	天竜川上流[沢渡]
木曽地域	榎川	奈良井川流域=10.2	—	—
	上松町	木曽川流域=44.1, 渥川流域=7.5, 小川流域=12, +王沢川流域=4.4	木曽川流域=(5, 44.1)	—
	南木曽町	木曽川流域=42.5, 境川流域=7.6, 蘭川流域=14.9, 柿其川流域=10.2	—	—
	木祖村	木曽川流域=14, 菅川流域=4.2, 笠川流域=8.4	—	—
	王滝村	王滝川流域=18.3, 大又川流域=4.4, 溝口川流域=4.4, 鈴ヶ沢流域=5.7	—	—
	大桑村	木曽川流域=45.6, 殿小川流域=7.2, 伊那川流域=16.9	木曽川流域=(6, 36.5)	—
	木曾町	木曽川流域=22.5, 王滝川流域=35.5, 中沢川流域=4, 本洞川流域=5.8, 西野川流域=8.4, 白川流域=8, 湯川流域=6, 末川流域=8.8, 把之沢川流域=4.4, 髭沢川流域=4.5, 八沢川流域=5.5, 黒川流域=10.9, 西洞川流域=5.2, 正沢川流域=7.1	木曽川流域=(6, 22.5), 中沢川流域=(5, 4), 八沢川流域=(5, 5.1), 黒川流域=(5, 10.7), 西洞川流域=(6, 4.2)	—

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準
下伊那地域	飯田市	土曾川流域=3.3, 松川流域=16, 野鹿川流域=6.2, 富田沢川流域=3.7, 新川流域=3.8, 弟川流域=3.8, 遠山川流域=31, 上村川流域=12.1	弟川流域=(5, 3.8)	天竜川上流[市田・天竜峡]
	松川町	福沢川流域=3.2	—	天竜川上流[沢渡・市田]
	高森町	田沢川流域=3.3, 胡麻目川流域=4.4, 大島川流域=5.4, 江戸ヶ沢川流域=2.8	—	天竜川上流[市田]
	阿南町	門原川流域=6.8, 和知野川流域=24.8, 壳木川流域=16, 早木戸川流域=7.3, 天竜川流域=59.2	門原川流域=(7, 5.4), 壳木川流域=(7, 12.8), 早木戸川流域=(5, 7.3)	—
	阿智村	阿智川流域=20.8, 河内川流域=5.8, 大沢川流域=9.2, 本谷川流域=13.3, 清内路川流域=6.7, 和知野川流域=12	阿智川流域=(7, 16.6), 河内川流域=(7, 4.6), 本谷川流域=(7, 10.6)	—

平谷村	上村川流域=10.6, 平谷川流域=15.2	平谷川流域=(5, 15.2)	-
根羽村	矢作川流域=19.9, 小川川流域=9.6	小川川流域=(5, 9.6)	-
下條村	白又川流域=5.5, 牛ヶ爪川流域=5.2, 天竜川流域=58.6	牛ヶ爪川流域=(5, 4.7)	-
壳木村	壳木川流域=6.1, 軒川流域=7.4	壳木川流域=(7, 6.1)	-
天龍村	天竜川流域=69.3, 遠山川流域=32.5, 早木戸川流域=11.6	-	-
泰阜村	矢善川流域=4, 左京川流域=3.8, 大竜川流域=59.2	-	-
喬木村	王生沢川流域=3.1, 加々須川流域=6.5, 小川川流域=8.9	加々須川流域=(5, 5.2), 小川川流域=(5, 7.1)	天竜川上流[市田・天竜峡]
豊丘村	寺沢川流域=3.2, 虹川流域=7.7, 王生沢川流域=3.2	-	天竜川上流[市田]
大鹿村	小渕川流域=22.1, 鹿塩川流域=12.4, 塩川流域=8.4	-	-

\*<sup>1</sup> (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

### 府県版警報・注意報基準一覧表の解説

#### 【大雨及び洪水警報・注意報基準表（別表1～4）の解説】

(1) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“-”で示している。

((2)略)

(3) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表1及び3の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。

(4) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壤雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、資料

([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index\\_shisu.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html)) を参照のこと。

(5) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

(6) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、資料

([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index\\_kouzui.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html)) を参照のこと。

(7) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、資料

([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index\\_kouzui.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html)) を参照のこと。

(8) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、洪水警報におい

### 府県版警報・注意報基準一覧表の解説

#### 【大雨及び洪水警報・注意報基準表（別表1～4）の解説】

(1) 大雨及び洪水警報・注意報の土壤雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“-”で示している。

((2)略)

(新設)

(3) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壤雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、資料

([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index\\_shisu.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html)) を参照のこと。

(4) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

(5) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、資料

([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index\\_kouzui.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html)) を参照のこと。

(6) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、資料

([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index\\_kouzui.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html)) を参照のこと。

(7) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、洪水警報におい

府県版警報・注意報基準の更新に伴う修正

<p>ては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</p> <p><b>2 水防法に基づくもの</b></p> <p>(1) 洪水予報</p> <p>水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>情報名</th><th>概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td><td>氾濫発生情報</td><td> <p>洪水予区内で氾濫が発生したとき、<u>氾濫が継続しているときに発表される。</u></p> <p><u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u></p> </td></tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td><td> <p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、<u>氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。</u></p> <p><u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p> </td></tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td><td> <p>基準地点の<u>水位</u>が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、<u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</u>に発表される。</p> <p><u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></p> </td></tr> </tbody> </table>	種類	情報名	概要	洪水警報	氾濫発生情報	<p>洪水予区内で氾濫が発生したとき、<u>氾濫が継続しているときに発表される。</u></p> <p><u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u></p>	氾濫危険情報	<p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、<u>氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。</u></p> <p><u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p>	氾濫警戒情報	<p>基準地点の<u>水位</u>が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、<u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</u>に発表される。</p> <p><u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></p>	<p>ては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</p> <p><b>2 水防法に基づくもの</b></p> <p>(1) 洪水予報</p> <p>水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>情報名</th><th>発表基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td><td>氾濫発生情報</td><td>洪水予区内で氾濫が発生したとき。</td></tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。</td></tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td><td>基準地点の位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。</td></tr> <tr> <td>洪水注意報</td><td>氾濫注意情報</td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。</td></tr> </tbody> </table>	種類	情報名	発表基準	洪水警報	氾濫発生情報	洪水予区内で氾濫が発生したとき。	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。	氾濫警戒情報	基準地点の位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	<p>避難情報に関するガイドライン改正に伴う修正</p>
種類	情報名	概要																							
洪水警報	氾濫発生情報	<p>洪水予区内で氾濫が発生したとき、<u>氾濫が継続しているときに発表される。</u></p> <p><u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u></p>																							
	氾濫危険情報	<p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、<u>氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。</u></p> <p><u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p>																							
	氾濫警戒情報	<p>基準地点の<u>水位</u>が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、<u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</u>に発表される。</p> <p><u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></p>																							
種類	情報名	発表基準																							
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予区内で氾濫が発生したとき。																							
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。																							
	氾濫警戒情報	基準地点の位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。																							
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。																							

<p>洪水 注意報</p>	<p>氾濫注意情報</p>	<p>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、<u>氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</u> <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u></p>													
<b>3 消防法に基づくもの</b>															
(1) 火災気象通報															
消防法 <u>第22条の規定により</u> 、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が長野県知事に対して行う通報をいう。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="193 781 374 815">区分</th><th data-bbox="374 781 1441 815">発表基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 815 374 1015">火災気象通報</td><td data-bbox="374 815 1441 1015">長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。</td></tr> </tbody> </table>	区分	発表基準	火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。											
区分	発表基準														
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。														
(2) 火災警報															
消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="193 1208 374 1242">区分</th><th data-bbox="374 1208 1441 1242">発表基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 1242 374 1262">火災警報</td><td data-bbox="374 1242 1441 1262">前項（1）の発表基準に準じる。</td></tr> </tbody> </table>	区分	発表基準	火災警報	前項（1）の発表基準に準じる。											
区分	発表基準														
火災警報	前項（1）の発表基準に準じる。														
<b>4 その他情報</b>															
(1)大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等 警報の危険度分布（キキクル）等の概要															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="193 1455 374 1489">種類</th><th data-bbox="374 1455 1441 1489">概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 1489 374 1792">大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）</td><td data-bbox="374 1489 1441 1792">大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。<u>2時間先までの雨量分布</u>及び<u>土壤雨量指数の予測を用いて</u>常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる</td></tr> <tr> <td data-bbox="193 1792 374 2021">大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）</td><td data-bbox="374 1792 1441 2021">短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td></tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>2時間先までの雨量分布</u> 及び <u>土壤雨量指数の予測を用いて</u> 常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる	大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1622 1455 1803 1489">種類</th><th data-bbox="1803 1455 2877 1489">概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1622 1489 1803 1792">大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂灾害警戒判定メッシュ情報）</td><td data-bbox="1803 1489 2877 1792">大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</td></tr> <tr> <td data-bbox="1622 1792 1803 2021">大雨警報（浸水害）の危険度分布</td><td data-bbox="1803 1792 2877 2021">短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td></tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂灾害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
種類	概要														
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>2時間先までの雨量分布</u> 及び <u>土壤雨量指数の予測を用いて</u> 常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる														
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。														
種類	概要														
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂灾害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。														
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。														
<p>洪水 注意報</p>	<p>氾濫注意情報</p>	<p>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、<u>氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</u> <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u></p>													
<b>3 消防法に基づくもの</b>															
(1) 火災気象通報															
消防法 <u>に基づき</u> 、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が長野県知事に対して行う通報をいう。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="193 781 374 815">区分</th><th data-bbox="374 781 1441 815">発表基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 815 374 1015">火災気象通報</td><td data-bbox="374 815 1441 1015">長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。</td></tr> </tbody> </table>	区分	発表基準	火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。											
区分	発表基準														
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。														
(2) 火災警報															
消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="193 1208 374 1242">区分</th><th data-bbox="374 1208 1441 1242">発表基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 1242 374 1262">火災警報</td><td data-bbox="374 1242 1441 1262">前項（1）の発表基準に準じる。</td></tr> </tbody> </table>	区分	発表基準	火災警報	前項（1）の発表基準に準じる。											
区分	発表基準														
火災警報	前項（1）の発表基準に準じる。														
<b>4 その他情報</b>															
(1)大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等 警報の危険度分布（キキクル）等の概要															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="193 1455 374 1489">種類</th><th data-bbox="374 1455 1441 1489">概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 1489 374 1792">大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）</td><td data-bbox="374 1489 1441 1792">大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。<u>2時間先までの雨量分布</u>及び<u>土壤雨量指数の予測を用いて</u>常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる</td></tr> <tr> <td data-bbox="193 1792 374 2021">大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）</td><td data-bbox="374 1792 1441 2021">短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td></tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>2時間先までの雨量分布</u> 及び <u>土壤雨量指数の予測を用いて</u> 常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる	大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1622 1455 1803 1489">種類</th><th data-bbox="1803 1455 2877 1489">概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1622 1489 1803 1792">大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂灾害警戒判定メッシュ情報）</td><td data-bbox="1803 1489 2877 1792">大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</td></tr> <tr> <td data-bbox="1622 1792 1803 2021">大雨警報（浸水害）の危険度分布</td><td data-bbox="1803 1792 2877 2021">短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td></tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂灾害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
種類	概要														
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>2時間先までの雨量分布</u> 及び <u>土壤雨量指数の予測を用いて</u> 常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる														
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。														
種類	概要														
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂灾害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。														
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。														

洪水警報の危険度分布 <u>(洪水キキクル)</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で <u>河川流路</u> を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指數化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指數化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。

## (3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているとき（線状降水帯）には、「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

## (4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。ただし、別表6にある5市については分割して発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

## (5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村において、危険度分布（キキクル）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象

## (3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報で発表される。

## (4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。ただし、別表6にある5市については分割して発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報で発表される。

## (5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。長野県の発表基準は1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫

災害対策  
基本法による改正発表基準  
の変更による

庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キクル）で確認する必要がある。

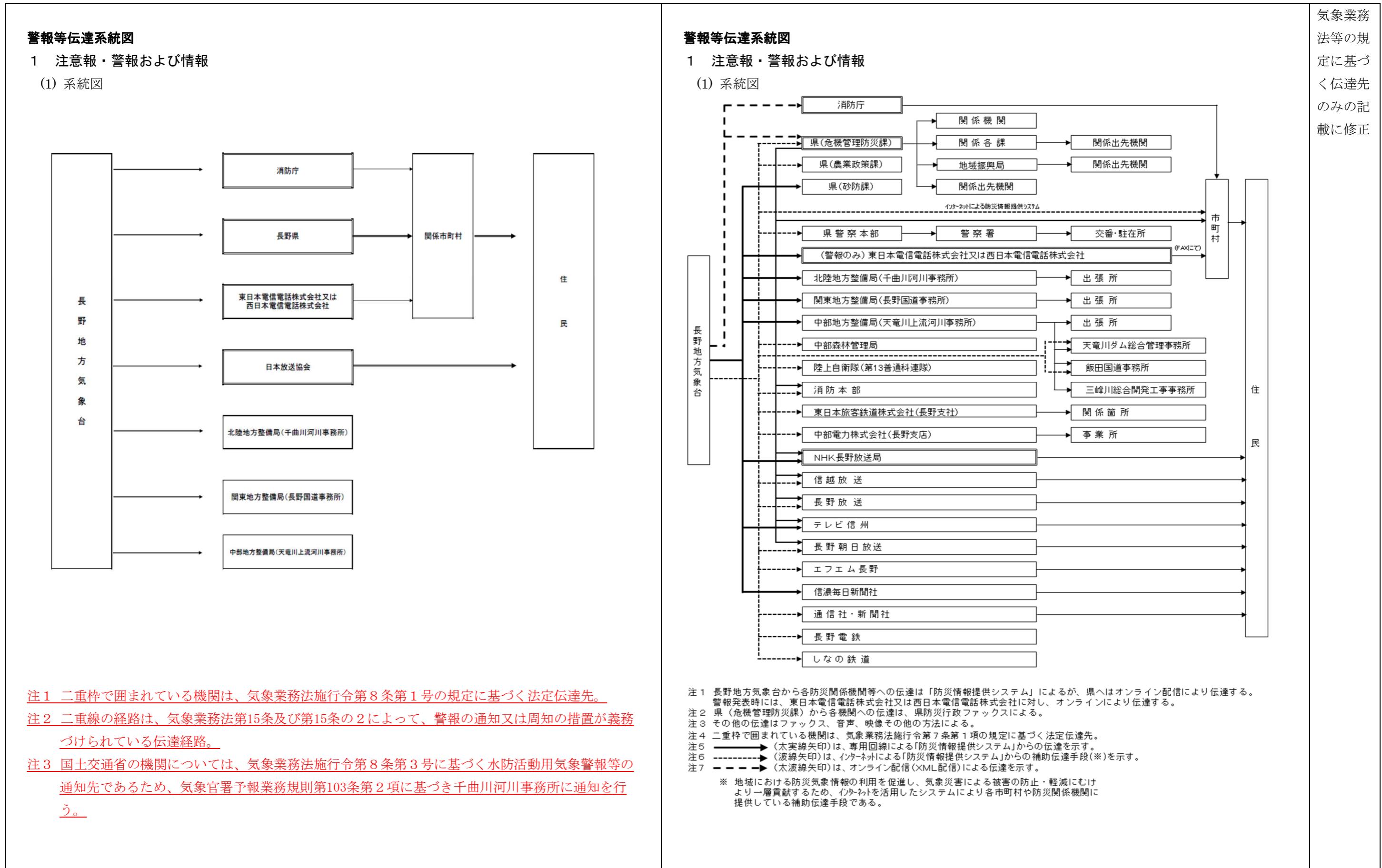
#### (6) 龍巻注意情報

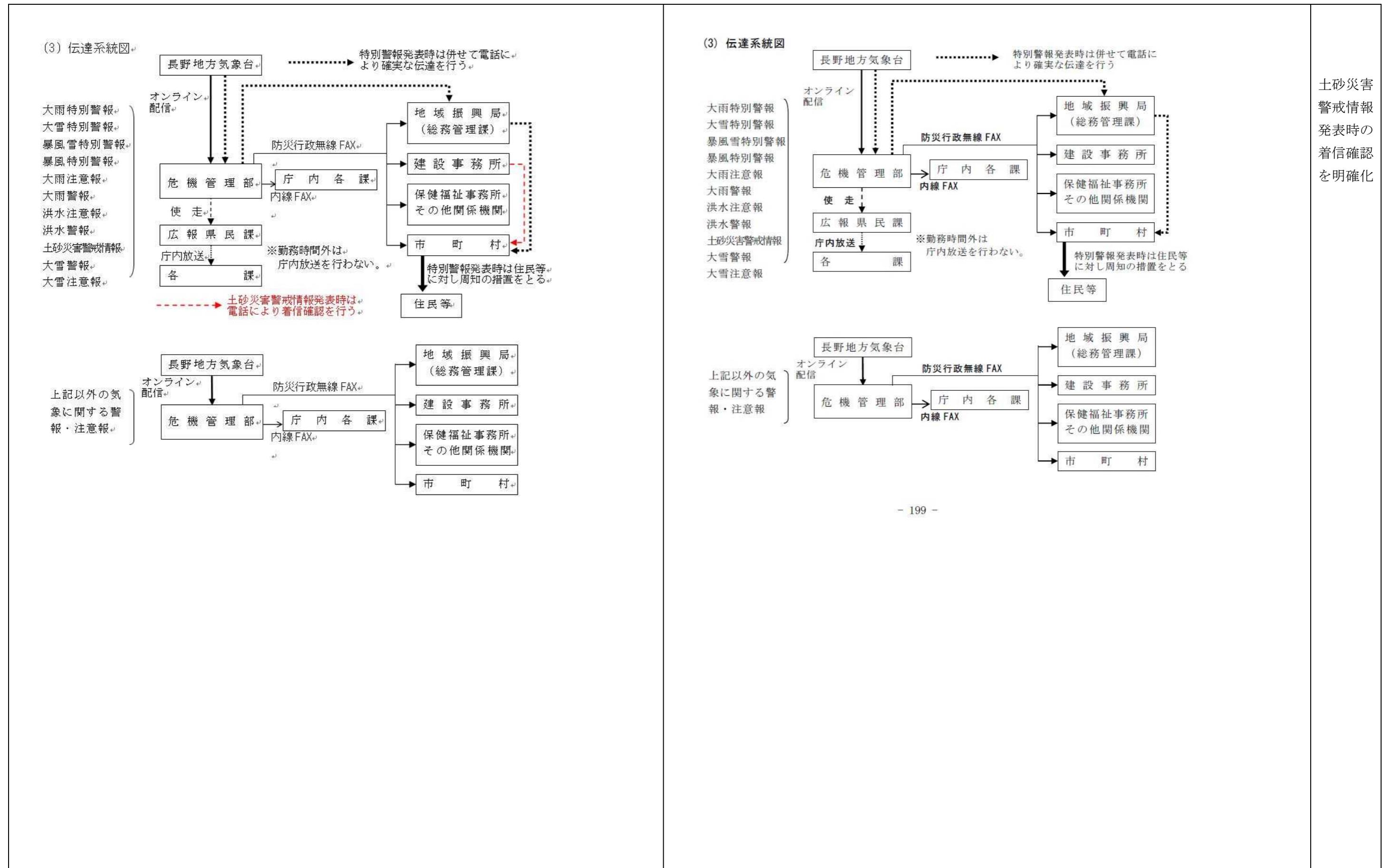
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県内の「北部・中部・南部」単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で発表される。

#### (6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県内の「北部・中部・南部」単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。



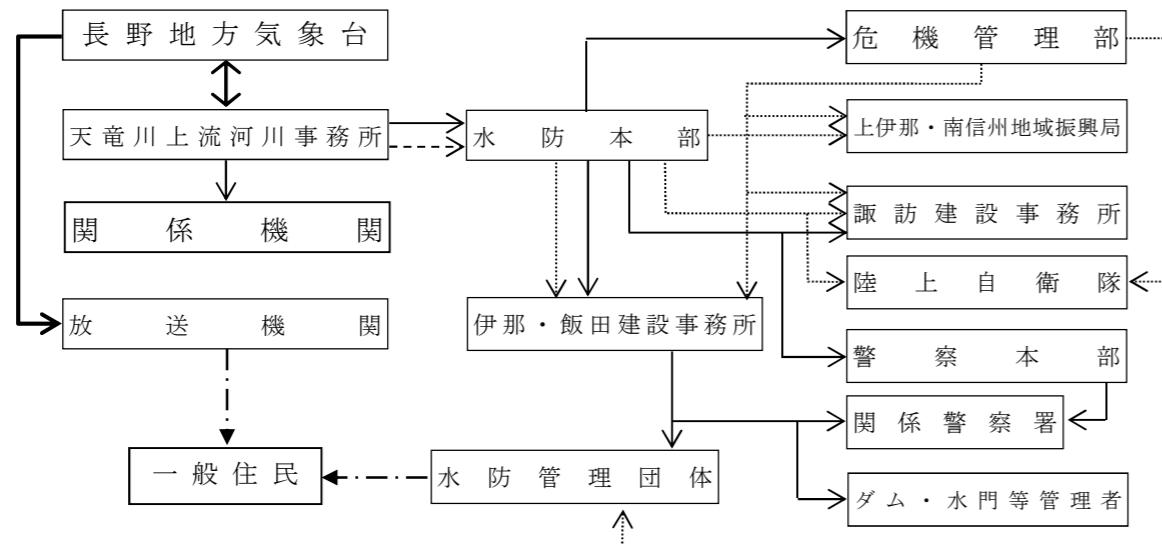


## 2 水防警報等

## (1) 伝達系統

ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報

(ア) 天竜川



(注) ———は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

-----は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

———は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システム等による伝達を示す。

----は、電子メールによる伝達を示す。

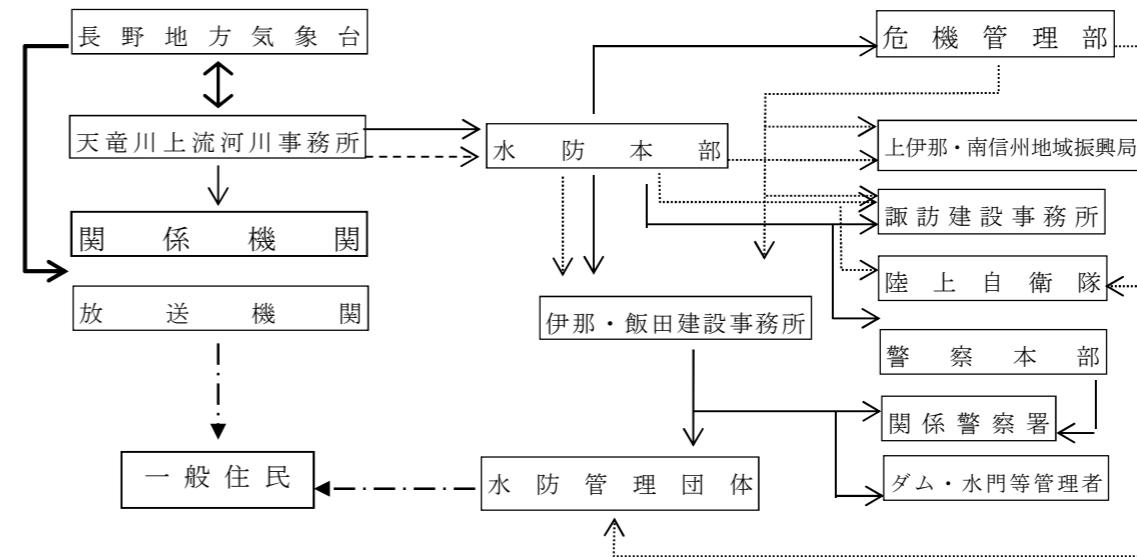
- - - -は、その他による伝達を示す。

## 2 水防警報等

## (1) 伝達系統

ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報

(ア) 天竜川



(注) ———は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

-----は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

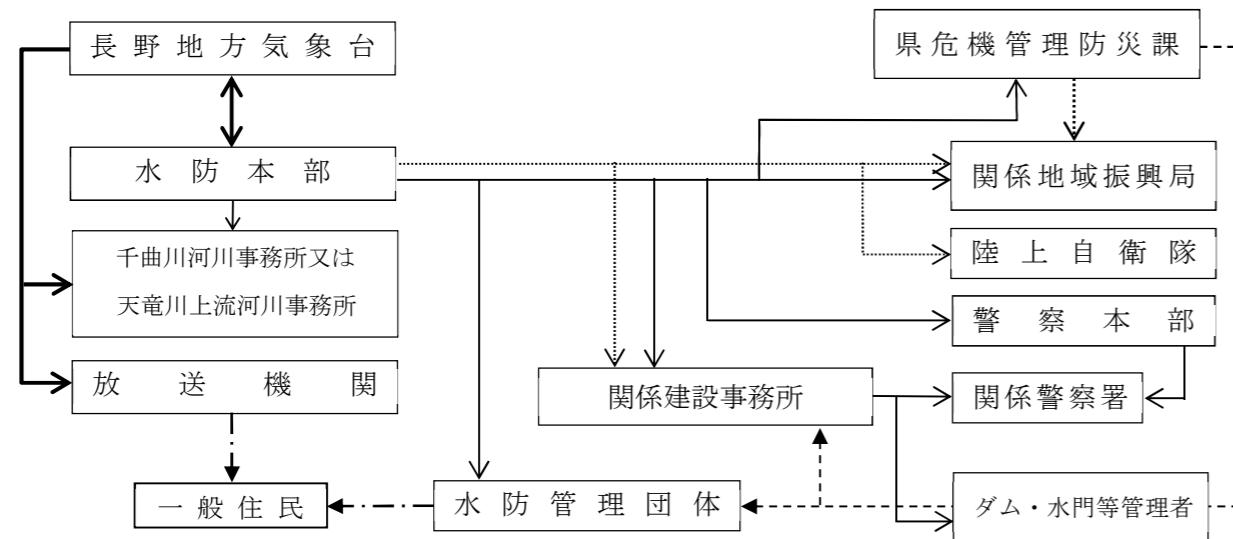
———は、長野地方気象台から関係機関への防災情報提供システム等による伝達を示す。

----は、電子メールによる伝達を示す。

- - - -は、その他による伝達を示す。

通信回線  
の変更に  
伴う修正  
等

(ウ) 県管理河川(千曲川上流、裾花川、奈良井川、諏訪湖)



(注) ——は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

-----は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

——は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システム等による伝達を示す。

----は、電子メールによる伝達を示す。

- - - -は、その他による伝達を示す。

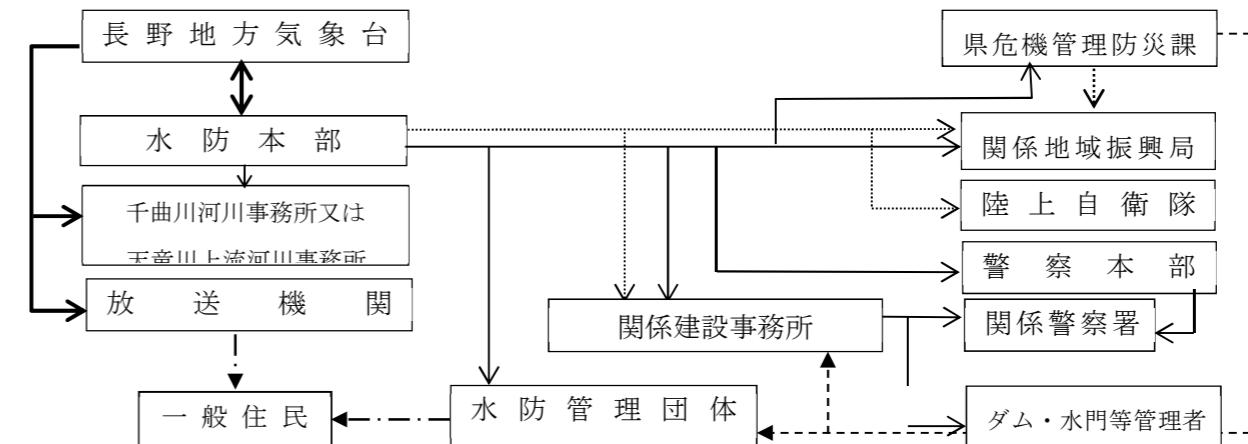
千曲川上流は、佐久・上田地域振興局、佐久・上田建設事務所

裾花川は、長野地域振興局、長野建設事務所

奈良井川は、松本地域振興局、松本建設事務所

諏訪湖は、諏訪地域振興局、諏訪建設事務所、釜口水門管理事務所

(ウ) 県管理河川(千曲川上流、裾花川、奈良井川、諏訪湖)



(注) ——は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

-----は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

——は、長野地方気象台から関係機関への防災情報提供システム等による伝達を示す。

は、電子メールによる伝達を示す。

は、その他による伝達を示す。

千曲川上流は、佐久・上小地域振興局、南佐久・佐久・上田建設事務所

裾花川は、長野地域振興局、長野建設事務所

奈良井川は、松本地域振興局、松本建設事務所

諏訪湖は、諏訪地域振興局、諏訪建設事務所、釜口水門管理事務所

通信回線  
の変更に  
伴う修正  
等

新	旧	修正理由・備考																								
<b>第2節 災害情報の収集・連絡活動</b> <p><b>第2 活動の内容</b></p> <p><b>2 被害状況等の調査と調査責任機関</b></p> <p>(略)</p> <p>地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p>	<b>第2節 災害情報の収集・連絡活動</b> <p><b>第2 活動の内容</b></p> <p><b>2 被害状況等の調査と調査責任機関</b></p> <p>(略)</p> <p>地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市町村</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局</td> </tr> <tr> <td><u>高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況</u></td> <td>市町村</td> <td>地域振興局</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市町村	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市町村	地域振興局	<u>高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況</u>	市町村	地域振興局	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市町村</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局</td> </tr> <tr> <td><u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示（緊急）等避難状況</u></td> <td>市町村</td> <td>地域振興局</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市町村	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市町村	地域振興局	<u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示（緊急）等避難状況</u>	市町村	地域振興局	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
調査事項	調査機関	協力機関																								
概況速報	市町村	県関係現地機関																								
人的及び住家の被害	市町村	地域振興局																								
<u>高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況</u>	市町村	地域振興局																								
調査事項	調査機関	協力機関																								
概況速報	市町村	県関係現地機関																								
人的及び住家の被害	市町村	地域振興局																								
<u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示（緊急）等避難状況</u>	市町村	地域振興局																								
<p><b>別記 災害情報収集連絡系統別記 災害情報収集連絡系統</b></p> <p>(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号又は消防庁第4号様式(その2) (表21の3)</p> <p><u>高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告</u> 様式2-1号又は長野県防災情報システムにより報告</p> <p>(14)</p> <pre> graph LR     Owner[所有者] --&gt; Village[市町村]     Village --&gt; EducationOffice[教育事務所]     EducationOffice --&gt; CulturalAffairs[県文化財・生涯学習課]     CulturalAffairs --&gt; EducationPolicy[県教育政策課]     EducationPolicy --&gt; CountyDisasterManagement[県危機管理防災課]     CountyDisasterManagement --&gt; MinistryOfCulture[文化庁]     MinistryOfCulture --&gt; LocalGoverment[地域振興局]     LocalGoverment --&gt; CulturalAffairs   </pre>	<p><b>別記 灾害情報収集連絡系統別記 灾害情報収集連絡系統</b></p> <p>(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号又は消防庁第4号様式(その2) (表21の3)</p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）等避難状況報告</u> 様式2-1号又は長野県防災情報システムにより報告</p> <p>(14)</p> <pre> graph LR     Owner[所有者] --&gt; Village[市町村]     Village --&gt; EducationOffice[教育事務所]     EducationOffice --&gt; CulturalAffairs[県文化財・生涯学習課]     CulturalAffairs --&gt; EducationPolicy[県教育政策課]     EducationPolicy --&gt; CountyDisasterManagement[県危機管理防災課]     CountyDisasterManagement --&gt; MinistryOfCulture[文化庁]     LocalGoverment[地域振興局] --- CulturalAffairs   </pre>	<p>災害対策基本法改正による修正</p> <p>連絡系統を整理</p>																								

新		旧		修正理由・備考				
第3節 非常参集職員の活動		第3節 非常参集職員の活動						
<b>第3 活動の内容</b>			<b>第3 活動の内容</b>					
1 【県が実施する対策】(全部局)			1 【県が実施する対策】(全部局)					
(2) 災害対策本部等の危機管理初動体制			(2) 災害対策本部等の危機管理初動体制					
担当部局・課 対応(第一次参 集)	主に災害発生前に情報収集・ 伝達を行う。	—	◎県内震度3の地震発生時 ①大雨若しくは洪水注意報又は大雨、 洪水、暴風、暴風雪若しくは大雪警 報発表時 ②林野火災における空中消火実施時 ③県内の市町村で住民に対し警戒レベ ル3 <b>高齢者等避難勧告令時</b> (危機管理部は班体制) ○災害が発生するおそれのある時で危 機管理部長が必要と認めた場合	担当部局・課 対応(第一次参 集)	主に災害発生前に情報収集・ 伝達を行う。	—	◎県内震度3の地震発生時 ①大雨若しくは洪水注意報又は大雨、 洪水、暴風、暴風雪若しくは大雪警 報発表時 ②林野火災における空中消火実施時 ③県内の市町村で住民に対し警戒レベ ル3 <b>避難準備・高齢者等避難勧告令時</b> (危機管理部は班体制) ○災害が発生するおそれのある時で危 機管理部長が必要と認めた場合	災害対 策基本 法改 正 による 修正
警戒連絡会 議(第二次参 集)	避難者や軽微な被害の発生が 想定される中、情報収集・共 有を行う。	危機管理部長、当該災害を主に対 応する課の課長及び部局防災担当 者をもって構成	◎県内震度4又は5弱の地震発生時 ①噴火警戒レベル2(火口周辺規制)発 表時<レベレ未導入の火山は火口周 辺警報(火口周辺危険)発表時> ②柏崎刈羽原発、浜岡原発で「警戒事 態※」が発生した場合(危機管理部 は全員) ○県内で警戒レベル4 <b>避難指示</b> 発令時 で危機管理部長が必要と認めた場合 ○林野火災における空中消火実施時で 危機管理部長が必要と認めた場合 ○住家被害が想定される災害が発生し た場合等で危機管理部長が各部の連 携が必要と認めた場合	警戒連絡会 議(第二次参 集)	避難者や軽微な被害の発生が 想定される中、情報収集・共 有を行う。	危機管理部長、当該災害を主 に対応する課の課長及び部局 防災担当者をもって構成	◎県内震度4又は5弱の地震発生時 ①噴火警戒レベル2(火口周辺規制)発 表時<レベレ未導入の火山は火口周 辺警報(火口周辺危険)発表時> ②柏崎刈羽原発、浜岡原発で「警戒事 態※」が発生した場合(危機管理部 は全員) ○県内で警戒レベル4 <b>避難通告又は避 難指示(緊急)</b> 発令時で危機管理部 長が必要と認めた場合 ○林野火災における空中消火実施時で 危機管理部長が必要と認めた場合 ○住家被害が想定される災害が発生し た場合等で危機管理部長が各部の連 携が必要と認めた場合	
災害対策本 部(第四次(緊 急)参集又は全 員参集)	災害が発生し、又は災害が発 生するおそれがある場合に、 災害対策に特化した組織を編 成し、情報収集、災害対策方 針の作成、方針に沿った災害 予防及び災害応急対策を行 う。	本部長：知事(対応出来ない場合は ①危機管理部を所管する副知事、 ②その他の副知事、③危機管理監) 副本部長：副知事 本部員：危機管理監、全部局長、 公営企業管理者、教育長、県警本 部長	【第四次(緊急)参集】 ◎県内震度6弱の地震発生時 ◎南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警 戒)発表時 ②噴火警戒レベル4( <b>避難準備</b> )発表時 ③柏崎刈羽原発、浜岡原発で「全面緊 急事態※」が発生した場合 ④特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大 雪)の発表時 ⑤県内で警戒レベル5 <b>緊急安全確保</b> 発 令時 ○複数の住家被害及び死者が想定され る大規模な災害が発生した場合等 で、全部局での対応が必要と知事が 認めた場合	災害対策本 部(第四次(緊 急)参集又は全 員参集)	災害が発生し、又は災害が発 生するおそれがある場合に、 災害対策に特化した組織を編 成し、情報収集、災害対策方 針の作成、方針に沿った災害 予防及び災害応急対策を行 う。	本部長：知事(対応出来ない場 合は①危機管理部を所管する 副知事、②その他の副知事、 ③危機管理監) 副本部長：副知事 本部員：危機管理監、全部局 長、公営企業管理者、教育 長、県警本部長	【第四次(緊急)参集】 ◎県内震度6弱の地震発生時 ◎南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警 戒)発表時 ②噴火警戒レベル4( <b>避難準備</b> )発表時 ③柏崎刈羽原発、浜岡原発で「全面緊 急事態※」が発生した場合 ④特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大 雪)の発表時 ⑤県内で警戒レベル5 <b>災害発生情報</b> 發 令時 ○複数の住家被害及び死者が想定され る大規模な災害が発生した場合等 で、全部局での対応が必要と知事が 認めた場合	

		<p><b>【全員参集】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県内震度6強又は7の地震発生時</li> <li>○噴火警戒レベル5(避難)発表時&lt;レベル未導入の火山は噴火警報(居住地域厳重警戒)発表時&gt;</li> <li>○県内において、原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となった場合</li> <li>○複数地域振興局管内で、複数の住家被害及び死者が想定される大規模な災害が発生した場合等で、全局的な対応が必要と知事が認めた場合</li> </ul>		<p><b>【全員参集】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県内震度6強又は7の地震発生時</li> <li>○噴火警戒レベル5(避難)発表時&lt;レベル未導入の火山は噴火警報(居住地域厳重警戒)発表時&gt;</li> <li>○県内において、原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となった場合</li> <li>○複数地域振興局管内で、複数の住家被害及び死者が想定される大規模な災害が発生した場合等で、全局的な対応が必要と知事が認めた場合</li> </ul>	
(4) 災害対策本部の活動	(4) 災害対策本部の活動				
カ 国の現地対策本部等との連携	カ 国の現地対策本部との連携				
非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が本県内に設置された場合等は、その現地対策本部長等と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。	非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が本県内に設置された場合は、その現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。				
(6) 被災市町村への職員派遣	(6) 被災市町村への職員派遣				
ア 以下の場合、被害情報の収集及び長野県防災情報システムや物資調達・調整等支援システムへの入力支援等を行うため、当該市町村を所管する地方部長（地域振興局長）は、職員を情報連絡員（地方部リエゾン）として市町村役場に派遣するものとする。 <u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u>	ア 以下の場合、被害情報の収集及び長野県防災情報システムや物資調達・調整等支援システムへの入力支援等を行うため、当該市町村を所管する地方部長（地域振興局長）は、職員を情報連絡員（地方部リエゾン）として市町村役場に派遣するものとする。				
なお、派遣する職員は、居住地域や地方部での業務分担を考慮した職員の選定に努めるものとする。	なお、派遣する職員は、居住地域や地方部での業務分担を考慮した職員の選定に努めるものとする。				
(ア) 市町村災害対策本部の設置	(ア) 市町村災害対策本部の設置				
(イ) <u>高齢者等避難</u> の発令	(イ) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令				
(ウ) 震度5強以上を観測する地震の発生	(ウ) 震度5強以上を観測する地震の発生				
(エ) 市町村が被災状況等の報告不能	(エ) 市町村が被災状況等の報告不能				
イ 情報連絡員（地方部リエゾン）は <u>避難指示</u> 等発令地域を通過しないと市町村役場に到達出来ないなど、派遣に危険が伴う場合には、その旨、地方部（地域振興局）に伝達し、安全な場所で待機する。	イ 情報連絡員（地方部リエゾン）は <u>避難勧告</u> 等発令地域を通過しないと市町村役場に到達出来ないなど、派遣に危険が伴う場合には、その旨、地方部（地域振興局）に伝達し、安全な場所で待機する。				

国の防災基本計画に合わせて修正

災害対策基本法改正による修正

## 長野県災害対策本部組織及び事務分掌

室・部 (室長、部長等)	班、担当 (班長、リーダー)	分掌事務
本部室 室長 危機管理部長 副室長 危機管理部次長 本部室統括官 危機管理防災課長 消防課長(兼消防応援活調整副本部長) 火山防災幹	総括調整担当 (危機管理防災課課長補佐)	<p>① 災害対策本部の運営・調整に関すること。</p> <p>② 災害対策本部の設置及び廃止の検討に関すること。</p> <p>③ 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること。</p> <p>④ 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関すること。</p> <p>⑤ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関すること。</p> <p>⑥ 防災関係機関との合同会議の開催に関すること。</p> <p>⑦ 自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請（他部の所管に属する事項を除く。）の要否の決定に関すること。</p> <p>⑧ 災害対策基本法第60条の規定による<u>避難指示及び緊急安全確保</u>に関すること。</p> <p>⑨ 災害警戒及び注意喚起の発信に関すること。</p> <p>⑩ 事務分掌外事案に係る対応の調整に関すること。</p> <p>⑪ 被災市町村への情報連絡員（本部リエゾン）の派遣の要否の決定に関すること。</p> <p>⑫ 災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関すること。</p> <p>⑬ 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録に関すること。</p> <p>⑭ 避難者の受入れに関する市町村幹旋の連絡調整に関すること。</p> <p>⑮ 各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関すること。</p> <p>⑯ 各種支援策に係る住民への周知に関すること。</p> <p>⑰ 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関すること。</p> <p>⑱ 被災者生活再建支援法に関すること。</p> <p>⑲ 防災情報システムの運用に関すること。</p> <p>⑳ 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の分類及び評価に関すること。</p> <p>㉑ 重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関すること。</p> <p>㉒ 被害情報の総合的な取りまとめに関すること。</p> <p>㉓ 気象・地震情報等の収集及び市町村等関係機関への伝達に関すること。</p> <p>㉔ 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関すること。</p> <p>㉕ 地図情報の総括に関すること。</p> <p>㉖ 次期フェーズの対応方針の検討に関すること。</p>

## 長野県災害対策本部組織及び事務分掌

室・部 (室長、部長等)	班、担当 (班長、リーダー)	分掌事務
本部室 室長 危機管理部長 副室長 危機管理部次長 本部室統括官 危機管理防災課長 消防課長(兼消防応援活調整副本部長) 火山防災幹	総括調整担当 (危機管理防災課課長補佐)	<p>① 災害対策本部の運営・調整に関すること。</p> <p>② 災害対策本部の設置及び廃止の検討に関すること。</p> <p>③ 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること。</p> <p>④ 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関すること。</p> <p>⑤ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関すること。</p> <p>⑥ 防災関係機関との合同会議の開催に関すること。</p> <p>⑦ 自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請（他部の所管に属する事項を除く。）の要否の決定に関すること。</p> <p>⑧ 災害対策基本法第60条の規定による<u>避難勧告及び避難指示</u>に関すること。</p> <p>⑨ 災害警戒及び注意喚起の発信に関すること。</p> <p>⑩ 事務分掌外事案に係る対応の調整に関すること。</p> <p>⑪ 被災市町村への情報連絡員（本部リエゾン）の派遣の要否の決定に関すること。</p> <p>⑫ 災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関すること。</p> <p>⑬ 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録に関すること。</p> <p>⑭ 避難者の受入れに関する市町村幹旋の連絡調整に関すること。</p> <p>⑮ 各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関すること。</p> <p>⑯ 各種支援策に係る住民への周知に関すること。</p> <p>⑰ 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関すること。</p> <p>⑱ 被災者生活再建支援法に関すること。</p> <p>⑲ 防災情報システムの運用に関すること。</p> <p>⑳ 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の分類及び評価に関すること。</p> <p>㉑ 重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関すること。</p> <p>㉒ 被害情報の総合的な取りまとめに関すること。</p> <p>㉓ 気象・地震情報等の収集及び市町村等関係機関への伝達に関すること。</p> <p>㉔ 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関すること。</p> <p>㉕ 地図情報の総括に関すること。</p> <p>㉖ 次期フェーズの対応方針の検討に関すること。</p>

## (健康福祉部)

災害医療班 〔災害医療本部〕 (健康福祉部長)	① 本部組織の健康福祉部の分掌事務のうち、「第6(7)節、救助救急・医療活動」及び「第16(17)節、保健衛生、 <u>感染症予防活動</u> 」の実施に係ること。
-------------------------------	--

## (健康福祉部)

災害医療班 〔災害医療本部〕 (健康福祉部長)	① 本部組織の健康福祉部の分掌事務のうち、「第6(7)節、救助救急・医療活動」及び「第16(17)節、保健衛生、 <u>感染症予防活動</u> 」の実施に係ること。
-------------------------------	--

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第4節 広域相互応援活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。(別記参照)</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、<u>応急対策職員派遣制度</u>に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災市町村にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p><b>第2 主な活動</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。</li> <li>災害時に速やかな応援体制を整える。</li> <li>応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。</li> <li>応援活動に伴う経費を負担する。</li> </ol> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>応援要請             <ol style="list-style-type: none"> <li>実施計画                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）</li> <li>b 他の都道府県等に対する応援要請</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	<p><b>第4節 広域相互応援活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。(別記参照)</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災市町村にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p><b>第2 主な活動</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。</li> <li>災害<b>覚知</b>時に速やかな応援体制を整える。</li> <li>応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。</li> <li>応援活動に伴う経費を負担する。</li> </ol> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>応援要請             <ol style="list-style-type: none"> <li>実施計画                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）</li> <li>b 他の都道府県等に対する応援要請</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	制度名の変更に合わせて修正 国の防災基本計画に合わせた修正
<p><b>第2 主な活動</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。</li> <li>災害時に速やかな応援体制を整える。</li> <li>応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。</li> <li>応援活動に伴う経費を負担する。</li> </ol> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>応援要請             <ol style="list-style-type: none"> <li>実施計画                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）</li> <li>b 他の都道府県等に対する応援要請</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	国の防災基本計画に合わせた修正	
<p><b>第3 活動の内容</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>応援要請             <ol style="list-style-type: none"> <li>実施計画                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）</li> <li>b 他の都道府県等に対する応援要請</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	国の防災基本計画に合わせた修正	

<p>(a) 知事は、大規模災害時等が発生した場合において、その災害応急対策の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。</p> <p>また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努めるとともに、国〔総務省〕と協力し、<u>応急対策職員派遣制度</u>（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。</p> <p>(c) <u>大規模災害時等</u>に、応援の要求を行うべき適當な相手方が見つからない場合や、仮に要求を行ってもなお不十分な場合には、災害対策基本法第74条の2の規定により國へ他の都道府県に対して応援を要求するよう求める。</p>	<p>(a) 知事は、大規模災害時等が発生した場合において、その災害応急対策の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。</p> <p>また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努めるとともに、国〔総務省〕と協力し、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。</p> <p>(c) <u>大規模災害発生時等</u>に、応援の要求を行うべき適當な相手方が見つからない場合や、仮に要求を行ってもなお不十分な場合には、災害対策基本法第74条の2の規定により國へ他の都道府県に対して応援を要求するよう求める。</p>	
--	--	--

## 2 応援体制の整備

### (1) 基本方針

#### ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害時<sup>は</sup>、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

### (2) 実施計画

#### ア【県（危機管理部、関係各部局）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

##### (ア) 情報収集及び応援体制の確立

県、市町村、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時<sup>は</sup>、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

## 2 応援体制の整備

### (1) 基本方針

#### ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

### (2) 実施計画

#### ア【県（危機管理部、関係各部局）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

##### (ア) 情報収集及び応援体制の確立

県、市町村、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、大規模災害時等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第5節 ヘリコプターの運用計画</b></p> <p><b>第2 主な活動</b></p> <p>2 県はヘリコプターを運航する機関と平常時から密接な連携を保ち、<u>災害時</u>には迅速な要請手続を行う。また必要に応じて「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、ヘリコプターの活動について調整を行う。</p>	<p><b>第5節 ヘリコプターの運用計画</b></p> <p><b>第2 主な活動</b></p> <p>2 県はヘリコプターを運航する機関と平常時から密接な連携を保ち、<u>災害発生時</u>には迅速な要請手続を行う。また必要に応じて「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、ヘリコプターの活動について調整を行う。</p>	国の防災基本計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第7節 救助・救急・医療活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。</p> <p>また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <p><u>なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(サ) 長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行うものとする。</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まるところから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は<u>感染症対策</u>を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心掛けるものとする。</p>	<p><b>第7節 救助・救急・医療活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。</p> <p>また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <p><u>なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(サ) 長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行うものとする。</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まるところから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は<u>感染症対策</u>を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心掛けるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>正式名称へ修正</p> <p>文章整理</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第8節 消防・水防活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 消防活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】</p> <p>(ア) 出火防止、初期消火活動等</p> <p>住民等は、<u>災害時</u>には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努めるものとする。</p> <p>また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。</p> <p>なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【ダム・水門等の管理者が実施する対策】</p> <p>(ア) 洪水警戒時における措置</p> <p><u>予測降雨量等の情報を収集し、事前放流等の必要な措置をとるものとする。</u></p>	<p><b>第8節 消防・水防活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 消防活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】</p> <p>(ア) 出火防止、初期消火活動等</p> <p>住民等は、<u>災害発生時</u>には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努めるものとする。</p> <p>また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。</p> <p>なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【ダム・水門等の管理者が実施する対策】</p> <p>(ア) 洪水警戒時における措置</p> <p><u>管理する施設への最大流入量等を予測し、予備放流等の必要な措置をとるものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p> <p>実施する対策を実態に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第9節 要配慮者に対する応急活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p><u>災害時には</u>、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、県、市町村及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行うものとする。</p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 避難受入れ活</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、建設部)</p> <p>(オ) 災害派遣福祉チーム <u>(DWAT)</u> の派遣</p> <p>市町村からの支援要請により、又は必要があると認められるときは、災害派遣福祉チーム <u>(DWAT)</u> の派遣を要請する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) <u>高齢者等避難・避難指示</u>をはじめとする災害情報の周知</p> <p>要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。</p> <p>(イ) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認</p> <p>市町村は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。</p> <p>なお<u>災害時</u>には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。</p> <p>なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行うものとする。</p> <p>(ウ) 避難所での生活環境整備等</p> <p>(略)</p>	<p><b>第9節 要配慮者に対する応急活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p><u>災害が発生した際</u>、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、県、市町村及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行うものとする。</p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 避難受入れ活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、建設部)</p> <p>(オ) 災害派遣福祉チームの派遣</p> <p>市町村からの支援要請により、又は必要があると認められるときは、災害派遣福祉チームの派遣を要請する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) <u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）</u>をはじめとする災害情報の周知</p> <p>要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。</p> <p>(イ) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認</p> <p>市町村は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。</p> <p>なお<u>発災時</u>には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。</p> <p>なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行うものとする。</p> <p>(ウ) 避難所での生活環境整備等</p> <p>(略)</p>	国の防災基本計画に合わせて修正
		災害対策基本法改正による修正

<p>c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行うものとする。 <u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><b>ウ【関係機関等が実施する対策】</b> (ア) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認 避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、市町村から予め提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。 なお<u>災害時</u>において、市町村から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努めるものとする。</p>	<p>c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行うものとする。</p> <p><b>ウ【関係機関等が実施する対策】</b> (ア) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認 避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、市町村から予め提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。 なお<u>発災時</u>において、市町村から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画の変更による</p>
---	--	-----------------------

新	旧	修正理由・備考
<p>第10節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 緊急交通路確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(建設部、警察本部)</p> <p>(ア) <u>災害時</u>は、緊急交通路確保のため、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断をする。</p>	<p>第10節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 緊急交通路確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(建設部、警察本部)</p> <p>(ア) <u>発災時</u>は、緊急交通路確保のため、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断をする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考																																																																									
<p><b>第12節 避難受入及び情報提供活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。</p> <p>その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。</p> <p>特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため、<u>避難情報の伝達</u>や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>避難情報等</b> (警戒レベル)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>警戒レベル</th><th>状況</th><th>住民がとるべき行動</th><th>避難情報等</th></tr> <tr><td><b>5</b></td><td>災害発生又は切迫</td><td>命の危険直ちに安全確保！</td><td>緊急安全確保</td></tr> <tr><td colspan="4"><i>~~~~~&lt;警戒レベル4までに必ず避難！&gt;~~~~~</i></td></tr> <tr><td><b>4</b></td><td>災害のおそれ高い</td><td>危険な場所から全員避難</td><td>避難指示</td></tr> <tr><td><b>3</b></td><td>災害のおそれあり</td><td>危険な場所から高齢者等は避難</td><td>高齢者等避難</td></tr> <tr><td><b>2</b></td><td>気象状況悪化</td><td>自らの避難行動を確認</td><td>大雨・洪水注意報</td></tr> <tr><td><b>1</b></td><td>今後気象状況悪化のおそれ</td><td>災害への心構えを高める</td><td>早期注意情報</td></tr> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>河川水位や雨の情報</b> (警戒レベル相当情報)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="3">防災気象情報(警戒レベル相当情報)</th></tr> <tr><td colspan="3">浸水の情報(河川) 土砂災害の情報(雨)</td></tr> <tr><td><b>5</b></td><td>氾濫発生情報</td><td>大雨特別警報 (土砂災害)</td></tr> <tr><td><b>4</b></td><td>氾濫危険情報</td><td>土砂災害警戒情報</td></tr> <tr><td><b>3</b></td><td>氾濫警戒情報 洪水警報</td><td>大雨警報</td></tr> <tr><td><b>2</b></td><td>氾濫注意情報</td><td>—</td></tr> <tr><td><b>1</b></td><td>—</td><td>—</td></tr> </table> </div> </div> <p>また、避難<u>指示</u>等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。</p> <p><b>第2 主な活動</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>避難指示等を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。</u></li> <li>2 市町村長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。</li> <li>3 避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。</li> <li>4 市町村は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。</li> <li>5 県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。</li> <li>6 県及び市町村は、速やかに住宅の確保等を行う。</li> <li>7 県、市町村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。</li> </ol>	警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	<b>5</b>	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保	<i>~~~~~&lt;警戒レベル4までに必ず避難！&gt;~~~~~</i>				<b>4</b>	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	<b>3</b>	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	<b>2</b>	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	<b>1</b>	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	防災気象情報(警戒レベル相当情報)			浸水の情報(河川) 土砂災害の情報(雨)			<b>5</b>	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)	<b>4</b>	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報	<b>3</b>	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報	<b>2</b>	氾濫注意情報	—	<b>1</b>	—	—	<p><b>第12節 避難受入及び情報提供活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。</p> <p>その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。</p> <p>特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の提供や、避難指示<u>(緊急)</u>、<u>避難勧告</u>、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;"> <p><b>&lt;避難情報等&gt;</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>警戒レベル</th><th>避難行動等</th><th>避難情報等</th></tr> <tr><td><b>警戒レベル5</b></td><td>既に災害が発生している状況です。命を守るために最善の行動をとりましょう。</td><td>災害発生情報※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令〔市町村が発令〕</td></tr> <tr><td><b>警戒レベル4</b> 全員避難</td><td>速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。</td><td>避難勧告 避難指示(緊急)※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令〔市町村が発令〕</td></tr> <tr><td><b>警戒レベル3 高齢者等避難</b></td><td>避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。</td><td>避難準備・高齢者等避難開始 〔市町村が発令〕</td></tr> <tr><td><b>警戒レベル2</b></td><td>避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。</td><td>洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)</td></tr> <tr><td><b>警戒レベル1</b></td><td>災害への心構えを高めましょう。</td><td>早期注意情報 (気象庁が発表)</td></tr> </table> </div> <div style="flex: 1;"> <p><b>&lt;防災気象情報&gt;</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">【警戒レベル相当情報(例)】</th></tr> <tr><td>警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報等 (国土交通省、気象庁、長野県が発表)</td><td>警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等 (国土交通省、気象庁、長野県が発表)</td></tr> <tr><td>警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報等 (国土交通省、気象庁、長野県が発表)</td><td>—</td></tr> </table> <p>これらは、住民が自動的に避難行動をとるために参考とする情報です。</p> </div> </div> <p>また、避難<u>勧告</u>等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。</p> <p><b>第2 主な活動</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難勧告、避難指示(緊急)の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。</u></li> <li>2 市町村長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。</li> <li>3 避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。</li> <li>4 市町村は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。</li> <li>5 県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。</li> <li>6 県及び市町村は、速やかに住宅の確保等を行う。</li> <li>7 県、市町村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。</li> </ol>	警戒レベル	避難行動等	避難情報等	<b>警戒レベル5</b>	既に災害が発生している状況です。命を守るために最善の行動をとりましょう。	災害発生情報※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令〔市町村が発令〕	<b>警戒レベル4</b> 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急)※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令〔市町村が発令〕	<b>警戒レベル3 高齢者等避難</b>	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 〔市町村が発令〕	<b>警戒レベル2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	<b>警戒レベル1</b>	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	【警戒レベル相当情報(例)】		警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報等 (国土交通省、気象庁、長野県が発表)	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等 (国土交通省、気象庁、長野県が発表)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報等 (国土交通省、気象庁、長野県が発表)	—	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等																																																																								
<b>5</b>	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保																																																																								
<i>~~~~~&lt;警戒レベル4までに必ず避難！&gt;~~~~~</i>																																																																											
<b>4</b>	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示																																																																								
<b>3</b>	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難																																																																								
<b>2</b>	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報																																																																								
<b>1</b>	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報																																																																								
防災気象情報(警戒レベル相当情報)																																																																											
浸水の情報(河川) 土砂災害の情報(雨)																																																																											
<b>5</b>	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)																																																																									
<b>4</b>	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報																																																																									
<b>3</b>	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報																																																																									
<b>2</b>	氾濫注意情報	—																																																																									
<b>1</b>	—	—																																																																									
警戒レベル	避難行動等	避難情報等																																																																									
<b>警戒レベル5</b>	既に災害が発生している状況です。命を守るために最善の行動をとりましょう。	災害発生情報※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令〔市町村が発令〕																																																																									
<b>警戒レベル4</b> 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急)※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令〔市町村が発令〕																																																																									
<b>警戒レベル3 高齢者等避難</b>	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 〔市町村が発令〕																																																																									
<b>警戒レベル2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)																																																																									
<b>警戒レベル1</b>	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)																																																																									
【警戒レベル相当情報(例)】																																																																											
警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報等 (国土交通省、気象庁、長野県が発表)	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等 (国土交通省、気象庁、長野県が発表)																																																																										
警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報等 (国土交通省、気象庁、長野県が発表)	—																																																																										

### 第3 活動の内容

#### 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

##### (1) 基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合は、住民に対し状況に応じて避難指示等を発令し伝達する。

避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。

<避難情報等>			<防災気象情報>			<避難情報等>		
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】	警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】	
警戒レベル <b>5</b>	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 <sup>*2</sup> ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令 (市町村が発令)	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等	警戒レベル <b>5</b>	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 <sup>*2</sup> ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令 (市町村が発令)	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等	
警戒レベル <b>4</b>  全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) <sup>*3</sup> ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令 (市町村が発令)	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等	警戒レベル <b>4</b>  全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) <sup>*3</sup> ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令 (市町村が発令)	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等	
警戒レベル <b>3</b>  高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町村が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等	警戒レベル <b>3</b>  高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町村が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等	
警戒レベル <b>2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	警戒レベル2	警戒レベル <b>2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	警戒レベル2	
警戒レベル <b>1</b>	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	警戒レベル1	警戒レベル <b>1</b>	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	警戒レベル1	

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

### 第3 活動の内容

#### 1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報

##### (1) 基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合は、住民に対し状況に応じて避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示(緊急)を行う。

避難準備・高齢者等避難開始を伝達する者、避難勧告、避難指示(緊急)を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速か

<避難情報等>			<防災気象情報>			<避難情報等>		
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】	警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】	
警戒レベル <b>5</b>	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 <sup>*2</sup> ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令 (市町村が発令)	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等	警戒レベル <b>5</b>	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 <sup>*2</sup> ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令 (市町村が発令)	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等	
警戒レベル <b>4</b>  全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) <sup>*3</sup> ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令 (市町村が発令)	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等	警戒レベル <b>4</b>  全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) <sup>*3</sup> ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令 (市町村が発令)	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等	
警戒レベル <b>3</b>  高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町村が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等	警戒レベル <b>3</b>  高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町村が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等	
警戒レベル <b>2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	警戒レベル2	警戒レベル <b>2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	警戒レベル2	
警戒レベル <b>1</b>	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	警戒レベル1	警戒レベル <b>1</b>	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	警戒レベル1	

つ的確な収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示(緊急)を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

災害対策基本法改正による修正

<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>(ア) 実施事項</th> <th>機 関 等</th> <th>根 抱</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5"><u>避難指示</u></td> <td>市町村長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり 災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第 4 条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>指定避難所の開設、受入れ</td> <td>市町村長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。</p> <p>(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、<u>避難指示等</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。また、都道府県は、時機を失すことなく<u>避難指示</u>等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p><b>イ <u>高齢者等避難、避難指示</u>の意味</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「<u>高齢者等避難</u>」 人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する<u>高齢者や要配慮者</u>及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。</li> <li>○ 「<u>避難指示</u>」 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。</u></li> </ul> <p><b>ウ <u>避難指示、高齢者等避難</u>および報告、通知等</b></p> <p>(ア) 市町村長の行う措置</p> <p>a <u>避難指示</u> <u>災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に<u>避難指示</u>を行うものとする。</u> なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等</p>	(ア) 実施事項	機 関 等	根 抱	対象災害	<u>避難指示</u>	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり 災害全般	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般	自衛官	自衛隊法第94条	〃	指定避難所の開設、受入れ	市町村長		
(ア) 実施事項	機 関 等	根 抱	対象災害																					
<u>避難指示</u>	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般																					
	水防管理者	水防法第29条	洪水																					
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり 災害全般																					
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般																					
	自衛官	自衛隊法第94条	〃																					
指定避難所の開設、受入れ	市町村長																							

<p>に対し指示するものとする。</p> <p>なお災害の危険性が高まり、<u>避難指示</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</p> <p>(a)～(m) 略</p> <p><b>b 高齢者等避難</b></p> <p>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記aの地域の居住者、滞在者その他の者に対し、<u>高齢者等避難</u>を伝達するものとする。</p> <p>(a) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。</p> <p>把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難<u>指示</u>等の発令を促す。</p> <p>さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。</p> <p>(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。</p> <p>(b) 市町村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。</p> <p>(c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。</p> <p>この<u>避難指示</u>に従わない者に対する直接強制は認められない。</p> <p>(d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。</p> <p>(e) 避難のための<u>指示</u>を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。</p> <p><b>エ 避難指示等の時期</b></p> <p>上記ウ(ア)a(a)～(i)に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。</p> <p>なお、<u>避難指示</u>を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p>	<p>ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。</p> <p>なお災害の危険性が高まり、<u>避難指示（緊急）又は避難勧告</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</p> <p>(a)～(m) 略</p> <p><b>b 避難準備・高齢者等避難開始</b></p> <p>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記aの地域の居住者、滞在者その他の者に対し、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を伝達するものとする。</p> <p>(a) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>二次災害等の危険場所等を把握するため、<u>各</u>警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。</p> <p>把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難<u>勧告</u>等の発令を促す。</p> <p>さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。</p> <p>(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。</p> <p>(b) 市町村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。</p> <p>(c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。</p> <p>この<u>避難指示（緊急）</u>に従わない者に対する直接強制は認められない。</p> <p>(d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。</p> <p>(e) 避難のための<u>勧告</u>、<u>指示</u>を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。</p> <p><b>エ 避難指示（緊急）、避難勧告の時期</b></p> <p>上記ウ(ア)a(a)～(i)に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。</p> <p>なお、<u>避難指示（緊急）、避難勧告</u>を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める</p>
--	--

	<p>ものとする。</p> <p><b>オ 避難指示や高齢者等避難の内容</b></p> <p>避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。</p> <p>また、高齢者等避難も同様とし避難開始の伝達についても同様とする。</p> <p><b>カ 住民への周知</b></p> <p>(ア) <u>避難指示、高齢者等避難</u>を行った者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。</p> <p>避難の必要が無くなった場合も同様とする。</p> <p>特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確實に伝達する。</p> <p>(カ) <u>高齢者等避難、避難指示</u>をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。</p> <p><b>ク 県有施設における避難活動</b></p> <p>災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。</p> <p>(ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。</p> <p>(イ) <u>避難指示、高齢者等避難</u>は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p><b>2 警戒区域の設定</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の<u>指示</u>と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。</p> <p>エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市町村長に通知する。</p> <p><b>オ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の内容</b></p> <p>避難指示（緊急）、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の伝達についても同様とする。</p> <p><b>カ 住民への周知</b></p> <p>(ア) <u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>を行った者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。</p> <p>避難の必要が無くなった場合も同様とする。</p> <p>特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確實に伝達する。</p> <p>(カ) <u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）</u>をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。</p> <p><b>ク 県有施設における避難活動</b></p> <p>災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。</p> <p>(ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。</p> <p>(イ) <u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p><b>2 警戒区域の設定</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の<u>勧告又は指示</u>と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。</p> <p>エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市町村長に通知する。</p>
--	---

<p><b>3 避難誘導活動</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>避難指示等</u>を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。</p> <p><b>4 避難所の開設・運営</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。</p> <p><u>なお、職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>(ウ) 災害の規模、<u>避難者</u>の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。（危機管理部）</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) <u>災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u></p> <p>(エ) <u>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u></p> <p>(オ) <u>避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。</u></p> <p>(カ) <u>指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 避難者</li> <li>b 住民</li> <li>c 自主防災組織</li> <li>d 他の地方公共団体</li> <li>e ボランティア</li> <li>f 避難所運営について専門性を有した外部支援者</li> </ul> <p>(キ) <u>指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>避難者</u>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<u>避難者</u>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に</u></p>	<p><b>3 避難誘導活動</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>避難指示（緊急）、避難勧告</u>を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。</p> <p><b>4 避難所の開設・運営</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。</p> <p>(ウ) 災害の規模、<u>被災者</u>の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。（危機管理部）</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(イ) <u>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。</u></p> <p>(エ) <u>指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 避難者</li> <li>b 住民</li> <li>c 自主防災組織</li> <li>d 他の地方公共団体</li> <li>e ボランティア</li> <li>f 避難所運営について専門性を有した外部支援者</li> </ul> <p>(オ) <u>指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>被災者</u>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<u>被災者</u>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に</u></p>
---	--

<p>移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(ク) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている<u>避難者</u>等に係る情報の把握に努めるものとする。</p> <p>(ケ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> <p>(コ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、<u>段ボールベッド等、パーティション</u>等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。</p> <p>(サ) <u>指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>(シ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、<u>男女ペアによる</u>巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p> <p>(ス) <u>指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜間わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(セ) 災害の規模、<u>避難者の</u>収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、<u>ホテル・旅館</u>等への移動を避難者に促すものとする。</p>	<p>移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(カ) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている<u>被災者</u>等に係る情報の把握に努めるものとする。</p> <p>(キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> <p>(ク) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、<u>簡易ベッド</u>等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(ケ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(コ) 災害の規模、<u>被災者の避難及び</u>収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、<u>旅館やホテル</u>等への移動を避難者に促すものとする。</p>
---	--

<p><b>5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>広域避難及び広域一時滞在について</u>は、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部)</p> <p>(ア) <u>広域避難の対応</u></p> <p>a <u>協議及び調整</u></p> <p><u>市町村から他の都道府県の市町村への広域避難に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、市町村の広域避難に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>b <u>市町村への助言</u></p> <p><u>市町村から求めがあつた場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。</u></p> <p>c <u>実施</u></p> <p><u>あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>d <u>避難者への情報提供</u></p> <p><u>避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとり合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。</u></p> <p>(イ) <u>広域一時滞在の対応</u></p> <p>a <u>協議及び調整</u></p> <p><u>市町村から他の都道府県の市町村への広域一時滞在に関する協議要求があつた場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。</u></p> <p><u>また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。なお、市町村の広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>b <u>市町村への助言</u></p> <p><u>市町村から求めがあつた場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うものとする。</u></p> <p>c <u>広域的避難収容活動の実施</u></p>	<p><b>5 広域的な避難を要する場合の活動</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部)</p> <p>(ア) <u>必要に応じて、避難先の調整、移送ルートの調整を行う。</u></p> <p>(イ) <u>被害が甚大で県域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、広域応援協定締結都県市又は国の非常本部等に支援を要請する。</u></p>	<p>災害対策基本法改正に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	---	--

<p><u>県は、政府本部が作成する広域的避難収容活動計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><b>イ【市町村が実施する対策】</b></p> <p>(ア) <u>広域避難の対応</u></p> <p>a <u>協議</u></p> <p><u>災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</u></p> <p>b <u>実施</u></p> <p><u>あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>c <u>避難者への情報提供</u></p> <p><u>避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 広域一時滞在の対応</u></p> <p>a <u>協議</u></p> <p><u>被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</u></p> <p>b <u>広域的避難収容活動の実施</u></p> <p><u>政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活</u></p>	<p><u>(ウ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ucherことができるよう努める。</u></p> <p><u>(エ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。</u></p> <p><b>イ【市町村が実施する対策】</b></p> <p>(ア) <u>被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。</u></p>
--	---

<p><u>動を実施するものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><b>ウ【運送事業者等の関係事業者が実施する対策(広域避難)】</b></p> <p>(ア) 活動実施</p> <p><u>運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>(イ) 避難者への情報提供</p> <p><u>関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。</u></p>	<p>(ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。</p> <p>(エ) 避難者を受け入れる市町村は、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。</p> <p>(オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ことができるよう努めるものとする。</p> <p>(新設)</p>	
<p><b>6 住宅の確保</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県が実施する対策】</b></p> <p>(ウ) (公社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅を提供する。(建設部)</p> <p>a <u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</u>  <u>なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</u></p> <p>d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会、(一社)長野県建設業協会、(一社)日本RV・トレーラーハウス協会及び(一社)日本ムービングハウス協会との協定に基づき住宅建設を要請する。また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。</p>	<p><b>6 住宅の確保</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県が実施する対策】</b></p> <p>(ウ) (一社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部)</p> <p>a <u>民間賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</u></p> <p>d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との協定に基づき住宅建設を要請する。また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。</p>	<p>正式な団体名称を記載</p> <p>応急仮設住宅の提供の記載</p> <p>であることを明確化</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>今年度締結した協定者を反映</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第14節 食料品等の調達供給活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>市町村は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。</p>	<p><b>第14節 食料品等の調達供給活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>市町村は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて<u>近隣市町村及び</u>県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。</p>	物資調達・輸送調整等支援システムを用いた要請フローを反映

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;"><b>第16節 生活必需品の調達供給活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には市町村が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、市町村からの要請に基づき県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。</p> <p>このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第16節 生活必需品の調達供給活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には市町村が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、市町村からの要請に基づき県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。</p> <p>このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には<u>扇風機等</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<b>第17節 保健衛生、感染症予防活動</b>	<b>第17節 保健衛生、感染症予防活動</b>	
<b>第2 主な活動</b> 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置をとる。	<b>第2 主な活動</b> 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置をとる。	国の防災基本計画に合わせて修正
<b>第3 活動の内容</b> 2 感染症予防対策 (2) 実施計画 <b>ア【県が実施する対策】(健康福祉部)</b> (イ) 災害時に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検を含む）、機材の確保を図り、被災時は機材の適切な導入について関係機関に対し指示を行う。 (オ) 感染症の発生予防やまん延防止のため、市町村の協力を得て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康調査、健康診断等の感染症予防活動や適切な医療提供をするとともに、市町村へ、消毒、ねずみ族や昆虫等の駆除及び予防接種法に基づく臨時予防接種の実施について指示する。 なお、市町村が感染症予防活動及び消毒その他の措置をとる場合は、市町村の要請に基づき、必要に応じて支援する。 <b>(コ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健所は、平常時から地域振興局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有し、地域振興局は、当該情報を市町村に対し共有するものとする。</b> <b>イ【市町村が実施する対策】</b> (イ) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検を含む）、機材の確保を図るものとする。 (オ) 災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努めるものとする。 (カ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。	<b>第3 活動の内容</b> 2 感染症予防対策 (2) 実施計画 <b>ア【県が実施する対策】(健康福祉部)</b> (イ) 災害時に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（含点検）、機材の確保を図り、被災時は機材の適切な導入について関係機関に対し指示を行う。 (オ) 感染症の発生予防やまん延防止のため、市町村の協力を得て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康調査、健康診断等の感染症予防活動や適切な医療提供をするとともに、市町村へ、消毒やねずみ族、昆虫等の駆除及び予防接種法に基づく臨時予防接種の実施について指示する。 なお、市町村が感染症予防活動及び消毒その他の措置をとる場合は、市町村の要請に基づき、必要に応じて支援する。 <b>(新設)</b> <b>イ【市町村が実施する対策】</b> (イ) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（含点検）、機材の確保を図るものとする。 (オ) 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努めるものとする。 (カ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。	文言の修正 国の防災基本計画に合わせて修正

<p>また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。</u></p>	<p>また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正
--	--	-----------------

新	旧	修正理由・備考
<p>第21節 危険物施設等応急活動</p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 共通事項</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する主な対策】</p> <p>(ア) <u>災害時</u>における連絡（県・市町村）</p> <p>危険物施設等において<u>災害時</u>における関係機関との連絡体制を確立するものとする。</p> <p>2 危険物施設応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) <u>災害時</u>における連絡</p> <p>危険物施設において<u>災害時</u>における連絡体制を確立するものとする。</p>	<p>第21節 危険物施設等応急応急活動</p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 共通事項</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する主な対策】</p> <p>(ア) <u>災害発生時等</u>における連絡（県・市町村）</p> <p>危険物施設等において<u>災害が発生し又は発生するおそれがある場合</u>における関係機関との連絡体制を確立するものとする。</p> <p>2 危険物施設応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) <u>災害発生時等</u>における連絡</p> <p>危険物施設において<u>災害が発生し又は発生するおそれがある場合</u>における連絡体制を確立するものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第28節 災害広報活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 住民等への的確な情報の伝達</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県、関係市町村、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に提供するものとする。</p> <p>また、<u>災害時</u>には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する対策】(危機管理部、企画振興部)</p> <p>県が実施する次の対策は、通常は危機管理防災課または関係課が行うが、災害対策本部設置時には災害対策本部が、関係課との緊密な連絡のもとに行う。</p> <p>(ア) 広報資料の収集</p> <p>広報資料の収集は、第2節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。</p> <p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>ウ 【放送事業者が実施する対策】</p> <p>(NHK・SBC・NBS・TSB・ABN・FM長野)</p> <p>(ア) 法令に基づく放送送出</p> <p>災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難<u>情報</u>等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施するものとする。</p> <p>なお、市町村からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行う。</p> <p>法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。</p> <p>a 県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）及び市町村 b 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知） c 日本赤十字社長野県支部</p>	<p><b>第28節 災害広報活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 住民等への的確な情報の伝達</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県、関係市町村、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に提供するものとする。</p> <p>また、<u>災害発生時</u>には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する対策】(危機管理部、企画振興部)</p> <p>県が実施する次の対策は、通常は危機管理防災課または関係課が行うが、災害対策本部設置時には災害対策本部が、関係課との緊密な連絡のもとに行う。</p> <p>(ア) 広報資料の収集</p> <p>広報資料の収集は、第2節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。</p> <p>ウ 【放送事業者が実施する対策】</p> <p>(NHK・SBC・NBS・TSB・ABN・FM長野)</p> <p>(ア) 法令に基づく放送送出</p> <p>災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難<u>命令</u>等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施するものとする。</p> <p>なお、市町村からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行う。</p> <p>法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。</p> <p>a 県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）及び市町村 b 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知） c 日本赤十字社長野県支部</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第29節 土砂災害等応急活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p><b>1 大規模土砂災害対策</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の<u>避難指示</u>の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。</p> <p><b>ウ【市町村が実施する対策】</b></p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に<u>避難指示</u>等の処置を講じるものとする。</p> <p><b>エ【住民が実施する対策】</b></p> <p>警戒避難情報に注意を払い、<u>避難指示等</u>が出された場合これに迅速に従うものとする。</p> <p><b>2 地すべり等応急対策</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県が実施する対策】</b></p> <p>(エ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、<u>避難指示等</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。</p> <p><b>イ【市町村が実施する対策】</b></p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて<u>避難指示</u>等の処置を講じるものとする。</p> <p>(エ) 災害の危険性が高まり、<u>避難指示等</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</p> <p><b>ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局、気象台）</b></p> <p>(ウ) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。</p> <p>(エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。</p> <p>(オ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、<u>避難指示等</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。</p>	<p><b>第29節 土砂災害等応急活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p><b>1 大規模土砂災害対策</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示<u>(緊急)</u>の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。</p> <p><b>ウ【市町村が実施する対策】</b></p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に<u>避難勧告</u>、避難指示<u>(緊急)</u>等の処置を講じるものとする。</p> <p><b>エ【住民が実施する対策】</b></p> <p>警戒避難情報に注意を払い、<u>避難勧告</u>、避難指示<u>(緊急)</u>が出された場合これに迅速に従うものとする。</p> <p><b>2 地すべり等応急対策</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県が実施する対策】</b></p> <p>(エ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示<u>(緊急)</u>又は<u>避難勧告</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。</p> <p><b>イ【市町村が実施する対策】</b></p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて<u>避難勧告</u>、避難指示<u>(緊急)</u>等の処置を講じるものとする。</p> <p>(エ) 災害の危険性が高まり、避難指示<u>(緊急)</u>又は<u>避難勧告</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</p> <p><b>ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局、気象台）</b></p> <p>(ウ) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。</p> <p>(エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。</p> <p>(オ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示<u>(緊急)</u>又は<u>避難勧告</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。</p>	災害対策基本法改正による修正

<p><b>エ【住民が実施する対策】</b> 警戒避難情報に注意を払い、<u>避難指示等</u>が出された場合これに迅速に従うものとする。</p> <p><b>3 土石流対策</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県が実施する対策】(建設部)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 土砂災害発生状況等を調査する。</li> <li>(イ) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市町村、住民等に提供する。</li> <li>(ウ) 不安定土砂の除去等応急工事を実施する。</li> <li>(エ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。</li> <li>(オ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。</li> <li>(カ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、<u>避難指示等</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。</li> </ul> <p><b>イ【市町村が実施する対策】</b> 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて<u>避難指示等</u>の措置を講じるものとする。</p> <p><b>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局、気象台)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(オ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、<u>避難指示等</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。</li> </ul> <p><b>エ【住民が実施する対策】</b> 警戒避難情報に注意を払い、<u>避難指示等</u>が出された場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p><b>エ【住民が実施する対策】</b> 警戒避難情報に注意を払い、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示(緊急)</u>が出された場合これに迅速に従うものとする。</p> <p><b>3 土石流対策</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県が実施する対策】(建設部)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 土砂災害発生状況等を調査する。</li> <li>(イ) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市町村、住民等に提供する。</li> <li>(ウ) 不安定土砂の除去等応急工事<u>の</u>実施する。</li> <li>(エ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。</li> <li>(オ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。</li> <li>(カ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、<u>避難指示(緊急)</u> <u>又は避難勧告</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。</li> </ul> <p><b>イ【市町村が実施する対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて<u>避難勧告</u>、<u>避難指示等</u>の措置を講じるものとする。</li> <li>(イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。</li> <li>(ウ) 災害の危険性が高まり、<u>避難指示(緊急)</u> <u>又は避難勧告</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</li> </ul> <p><b>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局、気象台)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(オ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、<u>避難指示(緊急)</u> <u>又は避難勧告</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。</li> </ul> <p><b>エ【住民が実施する対策】</b> 警戒避難情報に注意を払い、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示(緊急)</u>が出された場合これに迅速に従うものとする。</p>	
--	--	--

<p><b>4 崖崩れ応急対策</b></p> <p>(1) <b>基本方針</b></p> <p>監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) <b>実施計画</b></p> <p>ア【県が実施する対策】（建設部）</p> <p>(ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに崩壊被害の拡大を防ぐ応急工事を実施する。</p> <p>(イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。</p> <p>(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。</p> <p>(エ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、<u>避難指示等</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて<u>避難指示等</u>の処置を講じるものとする。</p> <p>(イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。</p> <p>(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。</p> <p>(エ) 災害の危険性が高まり、<u>避難指示等</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関速やかに助言を求めるものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局、気象台）</p> <p>(ア) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。</p> <p>(イ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、<u>避難指示等</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、<u>避難指示等</u>が出された場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p><b>4 崖崩れ応急対策</b></p> <p>(1) <b>基本方針</b></p> <p>監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) <b>実施計画</b></p> <p>ア【県が実施する対策】（建設部）</p> <p>(ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに崩壊被害の拡大を防ぐ応急工事を実施する。</p> <p>(イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。</p> <p>(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。</p> <p>(エ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）又は<u>避難勧告</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて<u>避難勧告</u>、避難指示（緊急）等の処置を講じるものとする。</p> <p>(イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。</p> <p>(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。</p> <p>(エ) 災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は<u>避難勧告</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関速やかに助言を求めるものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局、気象台）</p> <p>(ア) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。</p> <p>(イ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）又は<u>避難勧告</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、<u>避難勧告</u>、避難指示（緊急）が出された場合これに迅速に従うものとする。</p>	
---	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;"><b>第30節 建築物災害応急活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p><b>1 建築物</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県が実施する対策】</b></p> <p>(ア) 県が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとる。(全機関)</p> <p>(イ) 市町村から、被災建築物(震災に限る。)や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。<u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u>(建設部)</p> <p><b>2 文化財</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県が実施する対策】(教育委員会)</b></p> <p>(ア) <u>災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市町村文化財所管部局を通じて指導する。</u></p> <p>(イ) <u>国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。</u></p> <p>(ウ) <u>被災した建造物内の文化財について、所有者や市町村文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとる。</u></p> <p><b>イ【市町村が実施する対策】</b></p> <p>(ア) <u>市町村文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。</u></p> <p>(イ) <u>国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</u></p> <p><b>ウ【所有者が実施する対策】</b></p> <p>(ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。</p> <p>(イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、<u>市町村文化財所管部局</u>へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措</p> <p style="text-align: center;"><b>第30節 建築物災害応急活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p><b>1 建築物</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県が実施する対策】</b></p> <p>(ア) 県が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとる。(全機関)</p> <p>(イ) 市町村から、被災建築物(震災に限る。)や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。(建設部)</p> <p><b>2 文化財</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県が実施する対策】(教育委員会)</b></p> <p>教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市町村教育委員会を通じて指導するとともに、国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。</p> <p><b>イ【市町村が実施する対策】</b></p> <p>市町村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。</p> <p><b>ウ【所有者が実施する対策】</b></p> <p>(ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。</p> <p>(イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市町村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文</p>		

<p>置を文化庁、県教育委員会、<u>市町村文化財所管部局</u>の指導を受けて実施する。</p> <p><u>(エ) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市町村文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</u></p>	<p>化庁、県教育委員会、市町村教育委員会の指導を受けて実施するものとする。</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。</p> <p>(イ) <u>災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></p> <p>2 危険物施設等に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[危険物関係]</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) <u>災害時</u>における連絡</p> <p>危険物施設において<u>災害時</u>における連絡体制を確立するものとする。</p> <p>[高圧ガス関係]</p> <p>イ【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】</p> <p>(ア) 高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施するものとする。</p> <p>b 施設の保安責任者は、<u>災害時</u>は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報するものとする。</p> <p>[液化石油ガス関係]</p> <p>ア【県が実施する対策】(産業労働部)</p> <p><u>災害時</u>に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施するよう、(一社)長野県LPGガス協会に要請する。</p> <p>イ【(一社)長野県LPGガス協会が実施する対策】</p> <p><u>災害時</u>に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施するものとする。</p>	<p><b>第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 危険物施設等に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[危険物関係]</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) <u>災害発生時等</u>における連絡</p> <p>危険物施設において<u>災害が発生し又は発生するおそれがある場合</u>における連絡体制を確立するものとする。</p> <p>[高圧ガス関係]</p> <p>イ【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】</p> <p>(ア) 高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施するものとする。</p> <p>b 施設の保安責任者は、<u>災害が発生し又は発生するおそれがある場合</u>は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報するものとする。</p> <p>[液化石油ガス関係]</p> <p>ア【県が実施する対策】(産業労働部)</p> <p><u>災害発生時</u>に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施するよう、(一社)長野県LPGガス協会に要請する。</p> <p>イ【(一社)長野県LPGガス協会が実施する対策】</p> <p><u>災害発生時</u>に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施するものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

<p>〔毒物劇物関係〕</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策（健康福祉部）</p> <p>a 災害時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。</p> <p>5 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとるものとする。</p>	<p>〔毒物劇物関係〕</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策（健康福祉部）</p> <p>a 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。</p> <p>5 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとるものとする。</p>	災害対策基本法改正による修正
--	--	----------------

新	旧	修正理由・備考
第34節 ため池災害応急活動	第34節 ため池災害応急活動	
<b>第2 主な活動</b> 被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のため <u>関係機関</u> と調整を図る。	<b>第2 主な活動</b> 被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のため <u>に</u> 関係機関と調整を図る。	文言の修正
<b>第3 活動の内容</b>	<b>第3 活動の内容</b>	
<b>① 基本方針</b> ため池が決壊した場合 <u>又は</u> 決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況を把握するとともに、応急工事を実施する。	<b>① 基本方針</b> ため池が決壊した場合、 <u>もしくは</u> 決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況 <u>等</u> を把握するとともに、応急工事を実施する。	記号・文言の修正
<b>② 実施計画</b>	<b>② 実施計画</b>	記号・文言の修正
<b>(1) 【県が実施する対策】(農政部)</b> <u>ア</u> ため池が決壊した場合等においては、速やかに被害状況について情報を入手する。 <u>イ</u> 応急工事が早急に実施できるよう <u>市町村</u> 及び関係機関に協力する。	<b>(1) 【県が実施する対策】(農政部)</b> <u>ア</u> ため池が決壊した場合等においては、速やかに被害状況について情報を入手する。 <u>イ</u> 応急工事が早急に実施できるよう市町村及び関係機関に協力する。	
<b>(2) 【市町村が実施する対策】</b> <u>ア</u> 被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ報告するものとする。 <u>イ</u> 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。 <u>ウ</u> 被害を拡大させないよう <u>早急に</u> 応急工事を実施するものとする。	<b>(2) 【市町村が実施する対策】</b> <u>ア</u> 被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ報告するものとする。 <u>イ</u> 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。 <u>ウ</u> 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施するものとする。	記号・文言の修正
<b>(3) 【関係機関が実施する対策】</b> <u>ア</u> <u>ため池管理者</u> は、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民 <u>が迅速に避難できるよう</u> 、速やかに市町村へ報告するものとする。 <u>イ</u> <u>ため池管理者</u> は、堤体に亀裂等が確認され <u>、</u> 決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し <u>、</u> 貯留水を放流するものとする。 <u>ウ</u> <u>ため池管理者</u> は、市町村が実施する応急対策に協力するものとする。	<b>(3) 【関係機関が実施する対策】</b> <u>ア</u> 管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民 <u>の避難が迅速に行えるよう</u> 速やかに市町村へ報告するものとする。 <u>イ</u> 災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流するものとする。 <u>ウ</u> 市町村が実施する応急対策に <u>について</u> 協力するものとする。	記号・文言の修正 関係機関名を明記

新	旧	修正理由・備考
<p>第35節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(農政部)</p> <p>(エ) 被災地における家畜への飼料供給<u>及び生乳の集送体制</u>を確保するため、国・市町村及び関係団体との調整を行う。</p>	<p>第35節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(農政部)</p> <p>(エ) 被災地における家畜への飼料供給を確保するため、国・市町村及び関係団体との調整を行う。</p>	実際に支障を来す事象について追加

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第36節 文教活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、<u>災害時</u>においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。</p> <p>このため、県及び市町村は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置をとる。</p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）</p> <p>(ア) 県立の学校において、校長は、風水害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあっては避難確保計画）及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。</p> <p>b 児童生徒等が在校中の場合の措置</p> <p>(б) 市町村長等から<u>避難指示</u>があった場合及び校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。</p> <p>2 応急教育計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）</p> <p>(ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、<u>災害時</u>の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。</p>	<p><b>第36節 文教活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、<u>災害発生時</u>においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。</p> <p>このため、県及び市町村は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置をとる。</p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）</p> <p>(ア) 県立の学校において、校長は、風水害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあっては避難確保計画）及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。</p> <p>b 児童生徒等が在校中の場合の措置</p> <p>(б) 市町村長等から<u>避難の勧告又は指示</u>があった場合及び校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。</p> <p>2 応急教育計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）</p> <p>(ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、<u>災害発生時</u>の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>災害対策基本法改正による修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第37節 飼養動物の保護対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置をとる。<u>なお、職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u>(健康福祉部、農政部、警察本部)</p> <p>ウ【飼養動物の飼い主が実施する対策】</p> <p>(ア) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、<u>災害時</u>においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。</p>	<p>第37節 飼養動物の保護対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置をとる。(健康福祉部、農政部、警察本部)</p> <p>ウ【飼養動物の飼い主が実施する対策】</p> <p>(ア) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、<u>災害発生時</u>においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第38節 ボランティアの受入れ体制</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災者のボランティニアーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(才) <u>都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができます。</u></p>	<p>第38節 ボランティアの受入れ体制</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災者のボランティニアーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p><u>(新設)</u></p>	国の防災基本計画 に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第40節 災害救助法の適用</p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>市町村単位の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合 <u>(被害のおそれがある場合を含む。)</u> に、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。</p> <p>災害救助法による救助は、県が実施する。ただし市町村長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。</p>	<p>第40節 災害救助法の適用</p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>市町村単位の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。</p> <p>災害救助法による救助は、県が実施する。ただし市町村長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。</p>	災害救助法改正による修正

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第41節 観光地の災害応急対策</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p><b>1 観光地での観光客の安全確保</b></p> <p>(1) 【県及び市町村が実施する対策】(危機管理部、観光部) 観光地での<u>災害時</u>の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。</p> <p>(2) 【市町村が実施する対策】 ア 観光地での<u>災害時</u>には、市町村消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。 イ 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。</p>	<p><b>第41節 観光地の災害応急対策</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p><b>1 観光地での観光客の安全確保</b></p> <p>(1) 【県及び市町村が実施する対策】(危機管理部、観光部) 観光地での<u>災害発生時</u>の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。</p> <p>(2) 【市町村が実施する対策】 ア 観光地での<u>災害発生時</u>には、市町村消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。 イ 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第2節 迅速な原状復旧の進め方</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県、市町村及び公共機関が実施する対策】</p> <p>(ア) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。</p> <p>特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。</p> <p>(イ) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行うものとする。</p> <p>(ウ) <u>著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。</u></p> <p>(エ) <u>指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p>(オ) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。</p> <p>(カ) ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行うものとする。</p> <p>(キ) の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適當と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図るものとする。</p> <p>(ク) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努めるものとする。</p> <p>(ケ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成するものとする。</p> <p>(コ) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に</p>	<p><b>第2節 迅速な原状復旧の進め方</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県、市町村及び公共機関が実施する対策】</p> <p>(ア) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。</p> <p>特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。</p> <p>(イ) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(ウ) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。</p> <p>(エ) ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行うものとする。</p> <p>(オ) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適當と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図るものとする。</p> <p>(カ) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努めるものとする。</p> <p>(キ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成するものとする。</p> <p>(ク) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

<p>移すよう努めるものとする。</p> <p>(サ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置をとり、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>(シ) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</p> <p><b>3 職員派遣</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。</p> <p>そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。<u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p>	<p>移すよう努めるものとする。</p> <p>(ケ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置をとり、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>(コ) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</p> <p><b>3 職員派遣</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。</p> <p>そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。</p>	
--	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第5節 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。</p> <p>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</p> <p><u>さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 住宅対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(オ) 被害情報把握のための技術的支援（危機管理部、建設部）</p> <p>被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は支援を行う。</p> <p>調査等のため職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。<u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p>	<p><b>第5節 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。</p> <p>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</p> <p><u>さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 住宅対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(オ) 被害情報把握のための技術的支援（危機管理部、建設部）</p> <p>被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は支援を行う。</p> <p>調査等のため職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正